

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第三十六号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事 大石 武一君 理事 齋藤 邦吉君

理事 永山 忠則君 理事 藤本 捨助君

理事 柳谷清三郎君 理事 小林 進君

理事 滝井 義高君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

堀岡 高夫君 倉石 忠雄君

藏内 修治君 佐伯 宗義君

澁谷 直藏君 田中 正巳君

中山 マサ君 赤松 勇君

淺沼 享子君 大柴 滋夫君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 島本 虎三君

田中織之進君 田邊 誠君

中村 英男君 吉村 吉雄君

山本 幸一君 受田 新吉君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 古井 喜實君

出席府委員

法制局 次長 高辻 正巳君

總理府事務官 八巻淳之輔君

(恩給局長)

警察庁警備局長 三輪 良雄君

(警務局長)

厚生政務次官 安藤 覺君

厚生事務官 高田 浩運君

(大臣官房長)

厚生技官 尾村 偉久君

(公衆衛生局長)

厚生技官 川上 六馬君

(医務局長)

厚生事務官 小山進次郎君

(年金局長)

厚生事務官 島中 順一君

(引揚援護局長)

郵政政務次官 森山 欽司君

労働事務官 富樫 総一君

(労働局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

厚生事務官 黒木 利克君

(医務局長)

郵政事務官 長田 裕二君

(大臣官房人事部長)

労働基準監督官 上原誠之輔君

(労働基準局長)

日本国有鉄道副 吾孫子 豊君

總裁

日本国有鉄道常 中村 卓君

務理事

日本国有鉄道 長沢小二郎君

参事

(職員局労働課 長)

日本電信電話公 大橋 八郎君

社總裁

日本電信電話公 本多 元吉君

社職員局長

日本電信電話公 山下 武君

社理事

(運用局長)

参考人 梅澤 文雄君

(十仁病院院長)

参考人 野尻 昭代君

(十仁病院労働 組合執行委員長)

専門員 川井 章知君

五月二十三日

委員松山千恵子君、淺沼享子君、河野正君、島本虎三君、中村英男君及び井堀繁雄君の辞任につき、その補欠として亀岡高夫君、大柴滋夫君、山花秀雄君、山本幸一君、田中織之進君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大柴滋夫君、田中織之進君、山花秀雄君、山本幸一君及び受田新吉君の辞任につき、その補欠として淺沼享子君、中村英男君、河野正君、島本虎三君及び井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月十九日

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九三三号)(参議院送付)

同日二十日

労働基準法の一部を改正する法律案(村尾重雄君外二名提出、参法第二七号)(予)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)

労働関係の基本施策に関する件(日本電信電話公社、日本国有鉄道及び郵政事業における労働問題)

厚生関係及び労働関係の基本施策に

関する件(医療機関における労働争議に関する問題)について参考人より意見聴取

○山本委員長 これより會議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。永山忠則君。

○永山委員 今回提案になりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正法律案提出の理由はどこにありますか。

○農中政府委員 今回提案されました遺族等援護法の一部を改正する法律案の改正の要点を御説明申し上げますと三点ございまして、第一点は、国家総動員法による被徵用者でありまして非戦地勤務の有給軍属でございまして、これらのもを援護法上の準軍属として取り扱いたい。これらの人々は従来は、旧令による共済組合等からの年金の受給者のための特別措置法によりまして処遇されておったわけでございまして、この法律は援護法と違ひまして遺族に対する年金の支給要件等が異なりますので、これらの被徵用者がこの特別措置法では年金を受けられない場合があるわけでございまして。たとえて申しますと、戦没者が長男であつた場合にはその父母等は年金を受けられませんが、次、三男がなくなつたときには支給要件が違ひますので、つまりその

者によつて生計を維持していたという要件が共済組合の方は要りますので、そのためにこれらの者が死亡した場合に年金を受けられないのでございまして、そういった共済組合等からの年金が受けられなかつた場合に、そういう人々を援護法で救済していかうというのが第一点でございまして。これは内規におきまして、民間の工場に徵用されておる者につきましては援護法が適用になつておりますが、たとえば軍の海軍工廠等に徵用された者等につきましては、ただいま申し上げたように援護法の対象でなく共済組合等からの援護を受けておつたのであります。この法律の要件が違ひます関係で共済組合等から受けられないものを援護法で拾つていこうということでございます。

第二点は、旧民法にいわゆる入夫婚姻をした者であります。これらの者の妻の父母に對しまして援護法によつて遺族年金あるいは遺族給付金を支給しようというのでございまして、入夫婚姻した者と妻の父母との関係は法律上の親子関係がなかつたわけでありますので今日まで取り上げなかつたわけであります。これは婿養子の縁組みと大体同じような関係にあるという観点から、法律上の親子関係ではございせんが、ここに新しく援護法の対象に取り入れようという考えでござい

第三番目は、恩給法によりまして傷病者の恩給等が四項以下にこのたび増

額になりましたので、それに伴いまして援護法におきましても同じように障害年金を増額しよう、この三点でございます。

○永山委員 この法案が提出されました根本理由は、恩給法等の一部改正並びに昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案は関連一体をなして、長年待望いたしました戦地加算の復権も認められ、不均衡の最大なるものが是正されたことを喜ばしく感じているのでありますが、要するに残された処遇の不均衡改善という点に重点があると考えるのです、どういふようにお考えでございますか。

○農中政府委員 今回の援護法の改正と恩給法の改正との関係でございますが、直接に恩給法を持ってくるのは、ただいま御説明しました第三点の傷病恩給の増額に伴う障害年金等の増額でございます、他の徴用によりますところの戦地勤務の有給軍属とかあるいは入夫婚姻の場合は、直接には恩給法の改正とは関係がないと思いますが、しかしただいまお話のございましたように、この際に恩給法の改正とは別に、今までこの援護法で未処遇になっておりました人々に対して、ここでこの範囲を広げていこうということには違ひはないと考えております。

○永山委員 この今回提案になりました中心をなすものは、あるいは基因をなすものは、昭和三十三年に恩給法等の一部改正等が出まして、その際にお不均衡が残されておるといふので、当時の福永内閣委員長から八項目にわた

りまして、政府へその残された不均衡に対してどうする考えであるかということをお問をいたしたのであります。

時間の関係がありますので、一問一答を避けて申し上げますが、その際に、第一に遺家族の公務扶助料の倍率及び支給条件等の是正、第二が傷病恩給の間差、等差及び他の恩給との不均衡是正、三が仮定俸給抑制措置の是正、四が文官恩給に内在する不均衡の是正、五が旧軍人等恩給失権者に対する加算制度の実施、六が旧海軍特務士官の仮定俸給基準の是正、七が元満州国等外国政府職員等の通算実施、八が金鵄勲章年金受給旧軍人に対する処遇の改善等、この項目にわたって政府に質問をいたしました、これに対して当時の今松総理府総務長官から、御指摘の点については、いずれも検討すべき問題を包蔵しておるので、政府としては十分検討した上で善処するということから、政府が検討の上、この不均衡の是正を目ざしてなされたのでございます。

が、私は今回提案のもののみでは、なお現在これらの処遇に関して不均衡の是正が十分なし得ていないというように考えるのでございます。従ってこれは恩給局長に、関連しておりますから特別に御尋ねしたいのでありますが、現在の公務員の給与ベースと比較してどういふようなベースに今恩給関係がなっておりますか、その不均衡に対しては是正をせねばならぬとお考えになっておるかどうか。すなわち旧恩給の関係のベース・アップ等は考えるべきではないかという点に関する意見を伺いたいのであります。

○八幡政府委員 恩給法の上での基本といたしまして、退職公務員の恩給の

給与ベースというものはどうなっておるかということでございますが、これは昭和三十三年の法律百二十四号というものであります、それまで一万二千円くらいであった人がそのまゝになつていくということでございます。

が、この法律によりまして一万五千元ベースに引き上げるといふ措置をいたしたわけでございます。従ってその限りにおきましては、昭和二十九年一月一日以降にやめた人とそれ以前にやめた人とのバランスがとれるようになったわけでございます。しかしながらその際、相当なる財政需要にもなるわけでございますので、この一万五千元ベースの引き上げということにつきましては、下級者に厚く上級者に薄く、こういう精神でもって勤任官、すなわち軍人で申しますと将官クラスにつきましては一万二千円ベース据え置き、それから判任官クラスにつきましては全面的に一万五千円ベースにする、中間の高等官クラスにおきましては一万二千円ベースから一万五千円ベースの増額分につきまして一割減とか二割減とか、ある程度の抑制を加える、こういうふうな操作をいたしたわけでございます。

御質問の点は、その後一万五千元ベース以後におきましても公務員の給与ベースが上がった、それとの関連において恩給のベースも一万五千円ベースからさらに上昇せしめるべきではなからうか、こういう御質問かと思ひますが、恩給のベースと申しますのは、必ずしも公務員の給与ベースの上がりに伴ってリンクして上げなければならぬ、こういうことにはなっておりませんけれども、退職公務員の生活実態と

いうものを考えまして、それぞれそのとき、その時代における生活水準というものに見合せて検討していくということは、従来取り来った手法でございます。さきに恩給法を御審議願つた際に総理府総務長官からも御答弁がございましたが、この問題につきましては、今後の生活水準なりまた物価の見通し、そして財政需要がどうなるかというふうな点といろいろにらみ合わせまして十分検討していきたい、こういうふうな御答弁をしております。

○永山委員 昭和三十三年に一万二千円が一万五千元のベースに上がったばかりであります、その後国家公務員あるいは地方公務員は毎年ベース・アップができておるのでございますから、しかも経済の成長によつて国家財政は安定の域に達しようとしているような現在においては、すみやかにベース・アップをやるべきである、われわれはこの法案の際に当然ベース・アップが盛られておるべきであるとも考え、盛られておるべきである、このベース・アップが取り残されておる点は遺憾でございます、すみやかにベース・アップの処置を講じられるよう期待をするものであります。その場合において特定恩給の抑制措置は当然に是正されなければならぬと考えておるのでございまして、恩給の本質から見まして、頭打ちをするということとは本質でないものであります。ただ当時は経済的な事由が国家財政の点から非常に制約を受けておりまして、三カ年間三百億という引き上げのワーク内で操作するというような状態でございますので、経済の関係においてやむを得ず頭打ちをいたしましたのであるとわれわれは解釈して

おるのであります。経済がよくなった今日としては、これはすみやかに是正をされなければならぬというように考へておるのではありませんが、恩給局長の御答弁を承りたいと思ひます。

○八幡政府委員 先ほど申しましたように、一万二千円ベースから一万五千元ベースにいたしますときに、上級者についてある程度の抑制をしたということをおし上げたわけでございまして、この抑制を解除するということをやるべきではないかという御意見でございます、この点はさきに法律百二十四号が通りましますときも、内閣委員長からの、先ほどおあげになりましたが、要望事項の一点としてあげられておるわけでございます。もちろんこのベースを抑制するということは、財政的な立場からございまして、また全体的な体系として上薄下厚というような思想も盛り込まれておるような結果でございます、これらの抑制措置というものをいつ解除するかということにつきましては、全般的な問題とからんで適当な機会に検討していかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○永山委員 抑制措置に對しましては、われわれは思想的にこれを押えていくというふうな考え方は少しも内在してはいないと思ふのです。単なる経済的理由だということに感じておりますので、すみやかにこれが是正を要望いたしますものであります。さらに恩給法並びに援護法の関係は、どこまでも不均衡の是正というところに重点が置かれなければならぬのであります。従つてベース・アップを要求いたしますのも、現在の公務員との不均衡是正とい

う点でベース・アップをわれわれは要求いたしておるのであります。

次に不均衡の是正を考えられることは何であるかといへば、今回の処置をとられましてもなお文官と軍人と傷病軍人との不均衡が残されておるようになっているのであります。すなわち終戦時をいいたしますと、旧文官は——現在の公務員ははるかに上回っているのでありすが、いわゆる恩給関係の文官は百九十八倍でございます。軍人恩給は百七十三倍でございます。傷病軍人の方は百十倍でございます。もちろんこの数字に対しては、その取り方ではございせんが、およそ開きがある不均衡が残されているというところだけは考えられます。これらの不均衡は是正されねばならぬというように考えるのであります。こういふ不均衡が残されている原因は、まず遺族の關係で申し上げますれば、どこに基因しておるかといへば、三十三年恩給法改正の審議の際に、当時の内閣委員長指摘になっております第一項目にありますが、遺家族公務扶助料の倍率及び支給条件の是正という問題がございす。すなわちその倍率が四十割になすべきものを三十五・五倍に押えたからであります。この四十割の倍率でこれを計算いたしますと、大体均衡がとれる状態にいくのではないかと考えるのであります。当時やはい倍率は押えられてまして三五・五倍になったのであります。これは文官が四十割でございまして、文官との均衡をとれ、そして四十割にすべしというのを主張したのであります。政府は逆に文官の四十割をベース・アップによって埋

没主義をとって三五・五に押えて均衡をとったのであります。そして均衡化されたのであります。当然上がるべきベース・アップの利益を受けずに埋没主義をとられて実質的に不利益な処分を得た者にするというふうな消極的な政策をとるべきではないのであります。当然に文官四十割の線へ遺家族の倍率もスライドすべきであつたのであります。しかし何しろ多数の犠牲者でございすので、非常なる金額に上昇するというような点と、とりあえず文官との均衡というように重きを置かれたので、そういう消極的な政策に終わったのであります。この点われわれは強く政府に反省を求めておるのであります。すみやかに遺家族の關係においては倍率を引き上げる。さらにまた未亡人となつて子女の教育並びに家庭の關係において苦難を続けております者の金額が五万二千三百円でございまして、全く生活保護よりは悪い部分もあるような状態でございす。国家財政が今日のぐとく伸びておるこのときに至つても、なお顧みないというふうなことをわれわれは容認するわけにはいかないのでございまして、倍率の是正と同時にベースを引き上げ、かつ未亡人の特別加給等の問題について、政府は十分考慮すべきである。さらにまた公的年金と社会福祉年金との併給關係に対しては、総理はぜひこれを實現するというのを声明されておるのでございす。厚生当局もこれらについて十分検討をしておるものと考へておりますが、こういう倍率引き上げ、ベース・アップ、未亡人加給、福祉年金併給等の諸点において、遺家族の今日の取り残された不

均衡な待遇を是正していただきたいと考へておるのでございす。

時間がございせんから、引き続きて傷病恩給の不均衡に對して、これが是正を政府は勇敢に実行すること、われわれは要望をいたさなければならぬのであります。最も不均衡の線に置かれておる原因は、この三十三年恩給法一部改正の内閣委員会審議の際において指摘いたしましたように、傷病恩給の等差等、他の恩給との不均衡の是正という言葉を指摘いたしておるが、傷病軍人の算定基準が普通公務の基準になつておるのであります。もちろん戦國公務、普通公務といふような關係は考えられず、昭和二十八年度において、恩給法を復活する際につまみ金で計算をされたのでありまして、その際例の一項を月一万円といふようなほんとうの觀念の数字で基礎を作られたのでございすが、やはりそういうことが今日の不均衡の一、番大きな原因になつておるのでございまして、われわれ遺家族におきまして、倍率の四十割引き上げ等を要望いたしますと同時に、傷病軍人に対し金給を是正していくべきであると思ふのであります。そうすると第一項の兵の階級の増加恩給は年額二十万一千円になるのでございまして、現在の十七万円でございまして、不均衡の是正はされないでございす。こうしてまず算定基準を戦國公務の基準に置きかえ、さらに間差を旧法の間差に是正をすといふようにいたして、家族加給はやはり一人に對して今二千四百円にございすが、これを四千八百円の額へ引き上げて、傷病年金受給者に

對しても、文官と同様家族加給を支給する、非戦國地域の職務関連傷病の特例を認めるというふうになつて初めて均衡がとれるのでございす。傷病年金受給者に対する家族加給は、今回の府當局はこの点は、文官の方はベース・アップの際に埋没主義をとつて、家族加給をなくしつゝあるから近く均衡になるというふうな考え方でございすが、この埋没主義という低所得者に対してベース・アップを押えて家族加給を吸収するというふうな、全く血も涙もないような施策をおとりになるというふうなことに、そうして文官と傷病軍人との均衡をはかろうという考え方に對して、われわれはむしろ憤激をいたしておるのであります。不均衡の是正は率直に認められて、傷病年金の受給者に対する文官と同様な家族加給も考慮せられなければならぬ、こういうふうになつて、初めて均衡がとれるのでございす。

また金給受給者の処遇措置も不均衡は正の一環としてぜひこの場合解決すべきである。また昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた公務員のベースの是正に對しても、この頭打ちの是正を見ないときにおいては、十分なる均衡の是正をとることにはできないのでございす。これらの不均衡の是正は、政府は心はず次のベース・アップと相とにもなさねばならぬことであると考へておるのでございすが、政府の御意見を伺いたないのであります。

重点的に傷病恩給のことにつきまして申し上げたいと思ひます。傷病恩給が文官恩給に比べて非常に冷遇されておる。戦前との比較において、戦後の処遇として傷病恩給が文官恩給と比べてみると冷遇されているじやないかというふうなことを、数字をあげて御質問になつたのでございすが、これは見方の問題でございまして、全般的な總體觀察として見ますと、財政支出の面を比べて参りまして、一人当たりの財政支出がどのくらいの規模にふくれておるかといふことを見ますと、文官恩給では大体百二十九倍ぐらゐ、傷病恩給では百八十五倍ぐらゐになつておるわけです。これはまあ平均ですから、いろいろございすけれども、總體觀察としては、文官恩給百二十九倍に對して、傷病恩給の受給者に對しては戦前に對して百八十五倍の処遇をしておるというところ、全般的な大量觀察としては傷病恩給の方に相当手厚く財政的には保護しておる、こういうことが言えると思つておる。ただ、たとえ文官恩給の中でも同じ百二十九倍といつても、上の方の勅任官クラスと判任官クラスといふものが同じ率ではございせん、上の方が戦前に對しては百八十倍にもなつておるというふうな上下の開きはございす。このことは、傷病恩給につきましても、重症者には厚く、輕症者には極く低いといふ、こういう精神が盛られておるから、今申し上げました戦前に對して金額的には一人当たり百八十五倍になつておりますが、輕症者にはそれほどいかに、もっと低い、重症者につい

ではもっと高い、こういうふうなことになると思います。ですから、軽症者あるいは判任官クラスの恩給というもののだけを比べると、いかにもそうしたアンバランスというものが起こり得ると思ひますが、それは標準のとり方ではないと思ひ、全般的な観察として、国家財政の上で傷病恩給に相当する厚くやっておくということを御了解願ひたいと思ひます。

なお、昭和三十三年の法律百二十四号で、傷病恩給につきましてのいろいろな御注文がございまして、傷病恩給の間差、等差等につきましての是正をさらに求めるというお話がございまして、その翌年におきましては、傷病恩給の等差、すなわち第一項症から下の第四款症まで、傷病の状態の中で一通りに分かれております。その中身で内部疾患関係のものについての基準がはつきりしておらないということと同時に、非常に今まで辛目であるというふうな御批判がございましたので、これにつきましてははつきりした内部疾患に関する査定基準を設けるというふうな改正を翌年しております。それからまた、今回はさらに傷病恩給の間差——間差と申しますと、第一項症を一〇〇としたしまして、一番下の方の第四款症は幾らというふうな年金額のきざみでございまして、これをさらに下の方を縮めていくという操作をいたしておるわけでありまして、従ひまして、百二十四号で大筋のことをやりましたけれども、なおあとの仕上げというふうな意味の手直しを今回やったというわけでございます。この第一項症の額というものが、全体の傷病恩給の各年金の体系におきまして、結局第一

項症の額を一〇〇として幾らというふうになっておりますから、第一項症の額をどうきめるかということが重要な問題になってくるわけでありまして、そこで第一項症の額を、戦闘公務は幾らであったから何円にする、普通公務は何円であったから何円にするというふうなとり方もございまして、うけれども、昭和二十八年に軍人恩給が再出発いたしましたときに、戦闘公務だ、普通公務だというふうな公務の原因別というふうなものを廃止しまして、現存する障害の程度というものに重点を置くということになったわけでございます。その際、先ほど永山委員から御指摘の通り、そのときの恩給法特例審議会におきまして、第一項症の額というものを大体そのときのベースにおいて、月一万円くらい、すなわち年額といましては十一万七千円になったわけでございますが、そういうことできまつたわけでございます。これをその後は踏襲して、百二十四号におきまして、ベース・アップに応じて、ベース・アップをして参つたわけでありまして、従ひまして、第一項症の額というものを、戦闘公務である、普通公務であるというもののとのリンクにおいては考へておかない、こういうことを申し上げておかなければならぬと思ひます。また家族加給の問題でございまして、けれども、現在増加恩給の受給者については、退職後子女に対しては家族加給をつけておる。これは全体の災害補償の体系が、年金体系の上で、保険事故の発生後において生じた条件の変化というもののに対して給付の条件を左右しないということが鉄則でございまして、けれども、増加恩給の受給者につきましても、特に退職後、子女につきましても加給を設ける、こういう制度を百二十四号で作つたわけでありまして、従ひまして、こうした例外的なものでございまして、四千八百円という年額の加給に對しまして、これは二千四百円というふうな半分にしたしておるわけでありまして、これを四千八百円にせよという要望がございまして、やはり私は原則からはずれた例外的措置であるということで、そこに色彩の違いをつけておく必要があるのじやないかと考へております。

また傷病年金の受給者につきましても、その家族に對して加給をつけようという御要望がございまして、けれども、この傷病年金という形の症状の程度につきましては、一般の災害補償等によりましては、一時金で打ち切られて、百五十五号の当初案におきまして、これは一時金の給付の精神を年金に切りかえたという筋でございまして、このうした軽症者にまで家族加給というものをつけることはいかがであらうかというところで、今回も見送つておるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。それから、もちろん傷病恩給の実質あるいは遺族扶助料に對する実質につきましては、国力の充実なり生活水準の上昇に伴ひまして、いろいろ見直して検討していくことが必要であらうと思ひます。けれども、そうしたいろいろな数字の点ではなかなか御要望の点通りには参らぬ点もございまして、今後とも検討さしていただきたいと思つております。

【委員長退席、柳谷委員長代理着席】
 ○永山委員 時間の関係もありまして、議論は避けたいのでありますが、結局は恩給局長の所見には遺憾ながら賛成しがたいのでございまして、文官との均衡の問題につきましても、傷病恩給の方は一項症の方だけを戦前に比較的近いものにして、他の方をうんと薄く押えているというふうな関係におきまして、この高い基準を中心にして、計数を出した魔術でありまして、基準のとり方によつていろいろ数字が出てくるのであります。が、実質的に全体から見まして傷病軍人の処遇が一番低い、不均衡であるというところは、何人も否定できない事実でありますので、この点は再び時期を見て御懇談なり政府の反省を求めるつもりでございまして、家族加給の点についても全然所見を異にしてゐる点もございまして、これは別の機会に譲ります。

また等差の関係におきましても、内部疾患だけが是正されたので、さらに不均衡が一層明らかになりましたので、恩給法の別表の第一号表及び二号、三号の改正までしなければ、均衡にならないというように感じておるのであります。

さらにまた、恩給法上の附則の第十二条による資金受給者の事後重症の請求権も認めなければ、事後重症で今日思ふまけなくて悩んでゐる者が多数ある現状をわれわれは黙視できぬのであります。

これを要するに、援護局長に御質問申し上げたいことは、遺家族にいたしましてもあるいは傷病軍人にいたしましても、恩給法上、援護法上の点の不均衡是正、処遇改善をすることはもちろんであります。これだけでこれを処遇改善しようということだけでなしに、別に傷病者の方から申しますと、単独法を制定されて、そうしてみずからが団体の力でもって、組織の力で更生ができる積極的な方途を講ぜられ時期がきているのであります。すなわち傷病者の団体並びに遺家族の団体が福祉法人を組織いたしまして、職業の訓練、あつせんあるいは更生医療等、あるいは子女の教育というふうなみずから立ち上がつてやがて更生ができる方途について、一段と積極的な政策を推し進めていく、すなわち遺族並びに傷病軍人の各団体の活動強化に向かいまして指導助長するというように一段と積極的な施策をめぐらす必要があると思ふのであります。この点に關する御意見を伺ひたいのであります。

○田中政府委員 ただいまの傷病軍人等につきまして、団体の職業訓練とかあるいは更生医療の問題を解決していくことについてのお話であつたかと思ひますが、御承知のように援護局の所管でないようなこともございまして、責任のある御答弁はできませんが、ただこういった人々の置かれております特殊事情にかんがみまして、今後これらの人ができるだけ団体の機関も利用しまして、こういった職業の訓練とか、更生医療の問題とか、とにかく団体として協力して立ち上られるという問題につきましても、私の所管の問題だけではございせんが、今後いろいろ検討して参りたい、そのように考へております。

○永山委員 中小企業におきましても、農業関係におきましても、各団体の強い指導力が自分の生活権と地位を

守っておるわけでありまして、どうしてこの場合遺族の団体、あるいは傷病軍人の団体の単独法を制定されまして、積極的にこれが助長指導するという方法を進めまして、抜本的に処遇の改善がみずから力によっても強く推進できるような状態をお作りになることを要するものであります。

この場合大蔵当局に質問をいたしたのですが、遺族関係の未処遇関係で、今回提案されたのはわずかでございまして、年齢制限撤廃、支給条件の改善、戸籍上の不備による失権等々、まだ未処遇関係で残されたものが多々あるのをごいしますが、これらの点については一々例を申し上げることは差し控えたのでございしますが、多々あるということを上上げて当局に――未処遇でありますから、今なお自分の子供が死んでおつても、それに對して何らの國家の恩恵を受けていない、遺族扶助を受けていないというような悲惨な状態が残されておるのであります。いわゆる失権者でございまして、この失権回復ということが今回の法案の中心になっておるにもかかわらず、なお失権者が残っておるという点も最も遺憾でございしますが、その例として大蔵省に關係ある点の一つを申し上げるのをごいします。これは大蔵省關係でありまして、この旧陸海軍の共済組合が戦時災害で死亡したとき、陸軍関係では大東亞戦争中の全期間を通じてその遺族に殉職年金を出しているが、海軍関係では昭和二十年四月一日以降、終戦までの期間内に死亡した組合員の遺族のみを対象にしているこの不均衡を改めるべきであるということはもうきわめて明瞭なるのであり

ます。陸軍と海軍と完全に不均衡が存在しておるのであります。この推定人員はわずか三百名となっておりましてけれども、こういう不均衡が是正されねばならぬというので、わが党は黨議としてこれを政府に強く満場一致で要望しておるにかかわらず、木法案からいって除外されておる。すなわち、そういう結果になるといふことは、大蔵省所管でございしますが、積極的にやる意図はもちろんなのでありますが、こういうのを作意的に出さずにおいて、できる限り恩給は正の足を引きずって、こうしようという考え方が内在するのではないかとしよう非常に不満を持っておるのでございします。こういうように不均衡が今なお残されておるという事例の一つを申し上げたのであります。この点に關する大蔵省の意見を伺いたい。

○岩尾説明員 旧令共済の問題でありまして、大蔵省で担当しておりますのは給与課でありまして、私の所管ではございせんが、旧令共済につきましては、大蔵省といたしましては従来の確定いたしました権利義務を承継するという立場で、この財産その他を受け継いでおるわけでございます。従いまして、新しく権利を設定するといふ点につきましては、特に考えることはいたしておりません。また現在の陸海軍の不均衡につきまして、今申されました大東亞戦争期間内のことだけを調整いたしますと、さらに内部的には陸海軍同士におきまして、たとえば女子工員の所遇等さらに不均衡の問題もございします。そういう問題もありま

あります。現状におきましては、私たちがとしては確定いたしました権利を承継するといふことでこの問題はやつておるわけでありまして。

○永山委員 この恩給法關係等の不均衡は、一つを直せば他に影響するからといふことで足踏みするのではなくて、合理的な、また必要なのは、この場合必ず正をされて不均衡をなからしめるということがやはり木法案の提出目的でございします。残された問題も多々ございしますから、さらに検討の上、これが正を期待するものであります。

同時に、いま一つ残された問題の例を申し上げますと、元南滿鐵株式會社職員で特殊の業務に従事して、それに起因して死亡し、または負傷した者に對して、軍属として戦病者遺族に遺族扶助法の適用を受けるようにすべきではないか。これは南滿鐵道というものは株式會社は形式的でありまして、實質は國家機關であつたのでありまして、株式の半数は國家が持つて、役員はすべて政府が任免して、経営の基本方針は政府監督であつたのであります。さらに船舶運賃會社の船員が軍属として適用されておるという点から見ましても、この不均衡は當然に是正をされなければならぬと考えるのでございしますが、この点に關する政府の所見を承りたいのであります。

○中政府委員 御質問は、満鉄職員の特種業務等に關しまして、これを援護法に適用したらどうかというように御質問かと思ひますが、現在満鉄の職員につきましても、個々に戦闘に参加した者につきましても、戦闘参加者として援護法の適用になっております。それから、終戦後向こうに抑留された者につきましても、特別未帰還者として援護法の対象になつておりますし、あるいは中に戦犯等になりました者も対象にしておるわけでございます。まして、個々にケース・バイ・ケースにそういう者につきましても援護法の対象にしておるわけでございます。そこで、そういう個々の事件に關係なしに全体について対象にするという問題につきましては、これは現在一般の戦災者等との關係もございします。これを全体的に取り上げることにつきましては問題があると思ひますが、そういう個々のケースにおきまして援護法に取り上げるべきものは取り上げるというところで考えております。

○永山委員 満鉄關係の犠牲者はほんの一部だけが援護法が適用されておるのでありますから、全面的に恩給並びに援護法の適用を受けられるように政府は十分検討をされねばならぬというように考えます。

時間がございせんから、最後にもう一点だけお尋ねしておきますが、昭和三十三年五月の関連法律の改正で、大戦中國家總動員法または軍の要請に基づいて出動して、不幸にもその犠牲となつて果てた動員学徒、國民義勇隊についての國家補償の關係でございしますが、ことに私は広島の關係でございしますが、原爆關係によりまして動員学徒が多なる犠牲を払つておるのでございします。この点に關しまして、法律は障害給与金の支給が五カ年間となり、また遺族給付金の支給は軍人、軍属の半額で、しかも五カ年で打ち切られており、かつ支給条件が制約されておるのであります。これを五カ年で打ち切つてしまふというようなことは、當時議論をいたしまして、われわれとしては絶対にこれは年金として終身にしておつ支給条件は緩和すべきであるといふことを政府に要望をいたして、これが改定を迫つておるのでございしますが、この期限は昭和三十八年には切れますので、ぜひこの点に關して五カ年間の打ち切りとせず、年金にすること、支給条件を是正することを強く政府に要望し、政府の所見を承りたいのでございします。

○中政府委員 動員学徒等のいわゆる援護法におきまして、この準軍属につきましては、先ほどお話しございましたように、軍人あるいは軍属とはその処遇を異にしておりまして、御説明ございましたように、軍人、軍属につきましては年金が支給されております。それに反しまして、動員学徒等いわゆる準軍属につきましては、金額が軍人、軍属の半額でございします。なお期限は五年間ということになっておるわけでございます。ここに軍人、軍属と準軍属とに相違がございします。先ほど御要望の点は、準軍属の処遇を軍人、軍属と同等にして年金を支給するようにという御趣旨だと存じます。この問題につきましては、最初援護法ができましたときには動員学徒と準軍属については弔慰金だけでございまして、その後、三十一年ですか、できました軍人恩給等調査会等がございまして、いろいろ不均衡その他要望事項を検討した結果、この動員学徒等の準軍属に對する処遇について答申が行なれております。その答申を受けて法を改正いたしました。今の給与金と障害年金が準軍属に支給されるこ

とになったわけですが、その答申によりまして、準軍属と軍人、軍属とは国家とのつながりにおいて身分的關係がないものとするものという点が相違をいたしますので、これと同じような処遇をすることは適当でない、しかしながら国家総動員法によって強制されたものである、そこに何らかの処置はしなければいけない、その処置をいたしましては、一時金を分割するというような意味において期限を限って、そしてその金額等も考慮いたしまして何らかの特別の措置を講じたい、こういうような御答申になっておりまして、それを受けてこの準軍属に対する処遇が援護法の中に取上げられたわけでございます。従いまして私たちはやはり国家と身分關係がある軍人、軍属と動員学徒等について、そこに相違があることは社会通念上しかるべきかと思われ、なお現状にかんがみまして、また御質問の御趣旨もございまして、今後十分その点については検討したいと考えております。

○永山委員 それではこれで終わりますが、今局長が言われました軍人恩給等調査会の答申の件でございますが、この答申に対しては、わが党を代表して私も出たのでございますけれども、その際において答申が経済的な理由だけを中心にしてきわめて不当なものであるという観点において、われわれは席を空けて立ちまして、この答申に対しては反対の意見を出してあるのでございます。従ってまた国家総動員法または軍の要請で出動した動員学徒等に対してはやはり軍属と同じような処置へ持つてくるのが妥当である

ろうというように考えて、わが党においても強く政府にこれを要望しておるのであります。ただ期限が三十八年まででございますので、今回この案を出すことが取り入れられなかったものであります、すでに期限も切れますので、すみやかにこれを年金に改めて、軍属と同じような金額に引き上げ、支給条件も緩和するということを政府に要望いたします。これを要するに、戦争犠牲者処遇は今の幾多の不均衡が残されておりますから、これを是正するとともに処遇を改善することを強く要望し、時間の関係がありますので、大臣に大いに言いたいのですが、他は留保いたしまして、一応他の人にお譲りしたいと思います。

○柳谷委員長代理 大原君。きまして今日までなされた援護の実態といえますか、件数と、それから予算額につきまして、給付項目別に一つお答えいただけますか。

○中政府委員 遺族等援護法の施行状況でございますが、対象別に分けまして、軍人につきましては当初二百八千二百名の対象でございまして、今日裁定しておりますものが九八・七％であります。軍属につきましては十四万五千五百人のうち九七・九％、それから準軍属につきましては法律の施行が三十四年でございまして、現在七二・七％終了しております、全体を通じて考えますと、今日まで九七・四％の裁定が終わっている、かように考えます。

そうして全額を申し上げますと、三十六年度におきますところの遺族年金、障害年金の給付に要します費用が

八十三億八千三百五十万円でござい

○大原委員 いろいろ御質問したいことがあるのですけれども、できるだけ問題点を集中的に質問したいと思

○中政府委員 準軍属の七二％と申しますのは、法律の施行が昭和三十四年でございますが、軍人、軍属につき

○大原委員 今の点は明らかにしたいでございます。私も資料をいただきたいのですが、きょうお答えできないけれども、あとでよろしいから資料をいただきたいたいです。というのは、障害一時金や遺族給付金、これを申請をいたしまして援護局の方で裁定をするわけですが、申請されたもので却下されるものが非常に多い。これは各条目による問題の解釈ももちろんございまして、それから特に準軍属の中で動員学徒などは原爆症の關係が多いわけですね。特に内科的疾患、ケロイドその他の問題につきまして、この社会労働委員会あるいは厚生省の公衆衛生局關係の医療法等

におきましてもぜひ今日まで審議が進んで、立法につきましても、原爆症の考え方等についても相当進んだ考え方を持っておられるわけですね。しかしながら援護局はその点が非常にきびしいのではないかと、こういう意見が出ておられるわけですね。原爆の放射能を受けるわけですね。原爆の放射能を受けている。そして原爆症自体について、も相当研究が進んでおりますけれども、しかし原爆医療法によりまして、いわゆる認定被爆者という範囲と、そして放射能を受けている範囲と、そして放射能の可能性がある健康管

理を要するし、国が医療費を支給するという特別被爆者は七、八万人にも達しますけれども、そういう問題等の諸制度が進んでおられるわけでありまして、特にケロイド等によりまして、内科的な疾患と相伴うて、娘さんにいたしまして結婚ができないで一生を棒に振っておられる人がたくさんあるわけでありまして、そういう人たちは、今永山委員も触れられましたけれども、軍人や軍属以上に、動員学徒その他命令によって出ていったので一生を棒に振るわけでありまして、これは生きて死ぬる以上に苦しい場合があるわけでありまして、障害一時金という場合でありますけれども、私は基本的にはこの法律の考

す。もしこの点について御見解があればお伺いいたしまして、資料は後ほど出していただく、こういうふうにお願いをいたしたいと思うのであります。

○中政府委員 数字は、動員学徒だけではございせんが、大体準軍属といたしまして十一、二万対象を予定しております。八万裁定いたしました、却

○大原委員 とにかく資料を出していただきます。それからもう一つ基本的な問題ですが、今永山委員からもありましたが、軍人、軍属と動員学徒や徴用工や義勇隊等のいわゆる総動員法による命令動員、こういう人々の処遇上の差別をするということの根拠はどこなんですか。

○中政府委員 先ほど永山委員の御質問に対しまして御答弁いたしましたように、これは結局戦没者でありまし

ても、そこに軍人、軍属と動員生徒の
ような準軍属と、処遇をどうするかと
いう問題でございしますが、調査会の御
答申にもございましたように、そこには
は、事情はよくわかりますが、やっぱ
り国と身分関係、雇用関係があつて専
心それに従事していた者と、それから
徴用令、総動員法によりまして徴用さ
れた者との間には区別をするのがまあ
普通の措置ではないだろうかというよ
うな御答申もございましたので、事情
はよくわかりますが、やっぱりそこに
処遇において差をつけたわけでござい
ます。

○大原委員 臨時恩給等調査会の答申
については、私も承で承でない点
がたぐさあるのですけれども、しか
しその中でもどの程度差をつけるかと
いう問題を含めまして、大体半額に
するという根拠はどの様なものでござ
いますか。

○皇中政府委員 調査会の審議の経過
におきましていろいろの意見があつ
たようでございしますが、結論的には準
軍属に対しては、他の戦争犠牲者
との均衡あるいは国民感情にかんがみ
まして、これらの者の遺族に対する処
遇問題の解決は、国民年金制度とも関
連して、次のようにした方がよいとい
うことになっております。それに
つきましては一時金の分割払いの趣旨
によって一定期間を限ってやられた方
がよい、金額につきましては六割ないし
七割とか、金額によつても差をつける
方がよいという御意見も書かれて
おるわけでございます。

○大原委員 軍人軍属と準軍属の遺族
に対する給付あるいは障害者に対する
給付で、どういう率でやられたんで
すか。

○皇中政府委員 準軍属につきまして
は、軍人、軍属の半額といたしました。
○大原委員 あなたは先ほど答弁な
された中で、六割とか七割とか言われ
たんですが……

○皇中政府委員 調査会の報告には、
金額についても差をつけることにした
方がよい、そのときの例にあるいは六
割とか七割とかいうような数字も見え
ております。

○大原委員 そういうふうな答申には
あつたけれども、実際にはあなたの
方は五割にした、こういう御答弁で
あります。そういったと、あなたの
方は臨時恩給等調査会の答申を根拠
といたしまして、準軍属と軍属の差別
扱いをされておるわけですか。しかしな
がらその答申の結果によらない、こ
ういうことになっておる。それよりも
さらに五割給付ということでは準軍属を
冷遇されておる。私はこういうことは
不当であると思うのです。職業軍人よ
りも、徴兵によりまして出された下級
の下士官や兵隊等が、一家をなげう
つて、自分の生業をなげうつて出てお
るのですから、これは戦争の跡始末とい
たしましては、社会保障的な意味にお
きましてはこれを厚遇すべきである。

あるいは戦争によりまして被害を受け
る、残った家族も困る、こういう場合
に、軍人、軍属よりも準軍属を差別を
して処遇しなければならぬという理由
は全然ないのじゃないか。特に障害者
等においても、長い一生を棒に振る、
あるいは総動員法の命令動員によりま
して、そしてつえとも柱とも頼むそう
いう人々を失う、こういう人々の遺族
の立場というものは、私は全然変わる
べきではなくして、むしろそういう立

場の人々については、十分なる理解と
配慮をもつてなすべきことが、このい
わゆる戦争の跡始末といたしましてあ
るいは社会保障制度を均衡をとつて全
般的に前進させる、あるいは今回改正
されたけれども不均衡は正、こ
ういふ趣旨からいいますと、そういう
点の不均衡を是正すべきが、私は正し
い意味における、特に厚生省の援護局
でやるべき点ではないか、こう思うの
であります。大臣いかがですか。

○古井國務大臣 社会保障的に考えま
すと、どういふ身分でどういふ立場、
地位におつた人にかかわらず、戦争の
被害をこうむつて生活に困難を起す
とかというふうな事態になれば、これ
に対して考えるというのが徹底してお
る考え方かと思うのであります。そう
いうふうになれば国との関係があらう
がなからうかというところに、徹底して
考えればなるかもしれぬのでありま
す。ところがきょうまでの立て方は、
国と何らかの関係があるというところ
をもとにしておるわけでありまして、そ
の考え方をもとにしますならば、国と
の関係の程度、性格の違いによつてま
た差をつけるということも起つてく
るのであります。その国との関係とい
うようなところに線を引くならば、そ
ういふ行き方、立て方でありまして、
純粋の軍人、軍属というものと、
そういう身分を持たない人とはやっぱ
り差がついてくるという今度は結果が
起つてくるのだらうかと思うのであり
ます。立て方がそういう国との関係、
こういうことになれば、関係のいかん
というふうになつてくる、そこらに
くはきょうまでの内容だらうかと思うの

であります。でありますから、これを
今の社会保障的にすっきり見てちよつ
と割り切れぬところが起つてくると思
うのであります。それならば、市民
で戦争の被害をこうむつて生活が立っ
ていかなくなったという人は考えなく
てもいいということにもならぬことは
当然であります。そこで、考え方の立
て方に問題があつてこういうことにな
つておるの、おそろくは従来のこ
の制度だらうかと思うのであります。で
ありますから、立て方自体を根本的に
考えるという問題にも触れてくるかと
思いますし、しますから、すぐ即答い
たしかねますが、今のようないきなり
ぬいど残るのでありますから、それは
立て方、考え方の問題としてさらに検
討を加えるべきであらうと私は思うの
であります。

○大原委員 私は具体的に質疑応答の
中でやりました、この調査会の答申
によりまして、やや一等を減じてや
る、六、七割というのだが、政府がや
りましたのは五割なんです、厚生大
臣。だから、この国との関係が厚い薄
いの問題について、動員生徒とか徴用
とか義勇隊とかというものが薄いとい
うのじゃありません。国の命令によ
つて、命令は総合的に考へてみてそれぞ
れの政策上やつたんでありまして、
やっぱり国との関係ということになれ
ば、国の命令によつてやつたというこ
とにおいて変わるはないわけですよ。
これはもう総力戦争といつて盛んに宣
伝したのでありますから……だから
私はそういう点から考えても、政府が今
日までおやりになつておる点について
はなお十分考慮する余地があるのじや
ないか。政府のそういう調査会やある

いは全般的戦争の跡始末の施策の上に
立つて考えても、不均衡を是正するとい
う意味においては考慮すべき数々の
点があるのではないかと、こういう原則
的な点について御質問いたしておるの
でありますから、この点を含んでもう
一度厚生大臣の方から御答弁を願ひ
たい。

○古井國務大臣 そういう辺は、程度
の問題のことにも触れてきます。六割
とか七割とか半額とかという、そうい
うことにも触れてきますし、なお皆さ
んの御意見なり各方面御意見を伺つて
今度よく検討していきたいと思つた
のであります。

○大原委員 それでは具体的な点を御
質問いたしますが、準軍属に対する障
害年金を軍人や軍属に引き上げるよう
に一つ増額してもらいたい、こういう
点があるのです。それから時間の関係
で、死亡者の遺族に、遺族年金と同額
の終身遺族給付を出してもらいたい。
同額並びに同額に近づけるように私は
やっぱり努力すべきであると思うので
すが、二つの重要問題につきまして私
の方から具体的に問題を出しまして、
一つ御見解を重ねてお伺ひいたした
いと思ひます。

○古井國務大臣 御意見をよく伺つて
おきまして研究したいと思ひます。

○大原委員 傷害年金の認定にあたり
まして、たとえば特にこれは動員生徒
ですが、原爆に起因する内臓疾患及び
原爆ケロイドをよく研究をしていただ
きまして、公衆衛生局の専門家とも研
究を総合的にしていただまして、そ
してこの問題については、先ほど申し
上げましたが、よく実態に即するよう
にこの法律を運営してもらいたいと思

についても、死んだ人にそういうことで差別があるべきではない、私はこういうふうに住みます。弔慰金につきましては、私はそういう差別があるべきではないと思う。ことになくなった場合には同じことです。

もう一つ、最後に質問いたしますが、厚生大臣、これは予算委員会の分科会、社務委員会でもしばしば言ったわけですが、これは質問を端折るために簡単に申し上げるのですが、この援護法は、軍人恩給が昭和三十三年ですかにできてからは、ほとんどが軍属と準軍属を中心にしたものになってしまったわけですね。実態がそういうふうになっているわけですね。そこで私は、こういう戦争の犠牲者に対しては、国としてやはり施策をきめこまかにやるべきであると思う。その中で国との特別権力関係云々に限定をしておりますが、原爆医療法を援護法にしてもらいたい、こういうことが今までいろいろ議論になってきたわけでありまして、医療法はだんだんと前進いたしました。昭和三十三年の認定被爆者に対する医療給付から、昨年のいわゆる特別被爆者に対する医療給付、この医療給付は、法律の体系、特別法、一般法等との問題におきまして、たくさん問題点がございまして、特殊事情によつて審議しないで過ぎてきたのであります。昨年の改正は審議しなかつた。しかしながら、原爆を受けて抵抗力が少なくなつて病気の発生率が多い者については、国の責任から人道上からも、当然国が補償するという観点で原爆医療法ができたわけでありまして、私どもは今日まで申し上げておりますし、ここで藤山外務大臣も来て答

弁いたしましたけれども、とにかく原爆の投下というのは、個人が好んで原爆にぶつかったわけではないのであります。純粹に国際法に違反する、ハーグの陸戦法規その他に違反いたしますアメリカの戦艦行爲によつて起きたのであります。世界で唯一の被爆国は日本であります。その被爆の深刻さというものが今日までまだわかつていません。これはほうっておけないということ、池田総理大臣も広島に参りましてからしばしば言つておられる。あそこにおられます中山前厚生大臣も現地にいかれました。これはこのままではいけないということをやつておられる。

古井厚生大臣も、七月には内閣改造がありまされども、それまでにぜひ行つていただきたただけでなしに、私どもといひましては、やはり厚生大臣が存続されるなり、そのことを引き継がれて、ぜひともその実態についてごらんいただきまして、跡始末をつけたい。これはほんとうに真剣な問題ですから……。その際に、サンフランシスコ条約で日本の国が損害賠償をいろいろな問題と一緒に放棄したわけでありまして、そのことによつて、被爆者に対する補償問題がないがしろにされる、無視される。だから、当時の戦争の本質から、その他政府の政策からいひましてもそうですが、特にそういう特殊な事情もございまして、戦争の跡始末の援護法といひましては、社会保障一般の問題とは先がけて、この実態を政府が科学的にも究明する、研究する措置をいたしまして、それだけでなしに、たとえば昭和三十三年以降におきまして、白血病、白内障その他の原爆症でなくなつたこ

とはつきりしておられる方があるわけでありまして。そういう人々に対しましては、たとえば弔慰金の制度等もさしあつて直ちに適用する、そういう方向で努力することが、原爆医療法が前進いたしました過程から考えてみましても、国の責任という点からいひましても、戦争の跡始末という点からいひましても当然ではないかと思うわけでありまして。援護法を特別立法にするかどうかは別といたしまして、この問題については国といたしまして、政府の責任者もしばしば言明いたしておるのでありますから、私は、厚生大臣は将来ともいつまでも厚生大臣を続けたらいいと思ひますが、そういう点について与党の皆さん方にも熱望いたしておきますけれども、とにかくこの問題については援護法の問題として結論をつける。たとえば弔慰金の問題、そういう問題等も含めて、これは葬式料もないということでありまして、そういう現状は無視できない問題であると思ひます。従つて、特別法かあるいはこの援護法かは別にいたしまして、そういう立法について御努力をいたしたい、こういう点につきまして

て厚生大臣の御答弁をお伺いします。
○古井國務大臣 原爆の被害また非人道的なことのためのあひう悲惨な結果、起こつた問題についていろいろお話しございましたが、これは何も大原さんが向こうの方だからおっしゃつておる話とばかり思ひません。大きに事情もつともなことが多いい思ひますので、できるだけ努力を払つていきたいと思ひます。
○河野(正)委員 関連して。今までそれだけの委員から、援護法適用に関し

ての不合理あるいはまた不均衡等について、質疑が繰り返されたわけですが、私は、時間がございせんから、その点に関連して一つお伺ひして、御所見を承つておきたいと思ひます。それは、援護法の適用にあつて、戦時災害による補償または疾病の範囲については通牒が出されておるわけですが、これによりますと、マラリア、猖狂熱あるいは腸チフス、こういうような十六種の伝染病が指定されておる。そして、そういう伝染病に基づきまして、その障害に對しましては援護法適用が行なわれる。ところがマラリアあるいはまた登革熱、こういうようないわゆる風土病に對しましては、私は戦地においての罹病が適用として規定されておることについては異論ございせんが、しかしこれらにつきましても、腸チフスにつきましてもパラチフスにつきましても赤痢につきましても、こういった疾病は内地でもかなり流行のございます疾病でございまして、そういう風土病を除くのもろの伝染病につきましても、内地において罹患いたしましたも、当然対象の範囲内に入るべきだといふように私ども理解するわけでございまして、その点はいかがでございせんか。

○農中政府委員 公務となる疾病の問題でございまして、御質問のマラリア、登革熱につきましても、戦地に於いては法定伝染病として取り上げておられます。ただ内地につきましても、取り上げておりませんが、隊内で多発しておるといふ場合には公務の傷病の原因に取り上げておるわけでござい

グ熱というような風土病が取り上げられるといふことは当然のことであるけれども、さればといつて、その他の内地にございまして腸チフスあるいはまたパラチフス、ペスト、こういう疾患が内地で発病した場合には適用外に置かれておるといふことは不合理ではないか、こういう意味の御質問を申し上げたわけでございますので、そういうふうな御理解になつて御答弁をいただきたいと思ひます。

○農中政府委員 内地におきましては、いわゆる公務というように考えますときは、たとえば、連隊におきましてそういう病気が多発したという場合には、それを公務というように考えておりますが、そうでない場合には、先ほど申しましたように、公務と考へておらないのがいわゆる援護法の公務の問題でございまして、しかしその後特別法というのがございまして、公務でなくとも、原則として営内居住の下士官以下の者につきましても、大東亞戦争中の事項につきましても業務関連ということで、援護法を適用するということとております。従ひましていふやうな公務ではないが、ただいまのような場合は業務関連として援護法で採用するといふことになつております。
○河野(正)委員 そうしますと、戦時中では営内居住ではなくて、実質的には営外が営内と同様に扱われるといふようなケースが非常に多かつたと思ひます。実は私も召集されて参りましたが、営外が一ぱいでございまして、営外で軍務に携つたといふ実例もございまして。そういう実情と、そういう場合には当然業務関連といふふうな適用されるのかどうか、そういう

ふうに理解してよろしいものかどうか。
○農中政府委員 先ほど申し上げましたのは、単にいわゆる管内だけではございませんで、その他のところでもけっこうでございます。

○河野(正)委員 時間もございせんからこれで終わりたいと思いますが、それは今申し上げるうちに内地で多発をし、さらには流行したるものも伝染病についても、業務関連というところで適用を受けられる。そこで私が最後にお尋ねをしておきたいと思ひます点は、目下非常に流行いたしまして、最近医学界でも問題になっております急性脊髄前角炎の問題、この点は実は日本におきましますところの医学の究明が非常に遅れて、戦時中におきましては大した問題でございましてしたが、その後科学が非常に進歩して参りました、今までは急性脊髄前角炎だというふうに理解されておられなくても、今日ではそうであるというふうなケースが非常に多くなつて、実は小児麻痺の問題が国会におきましてもいろいろ論議されているというように、医学、科学というものが非常に進展をいたして参りました。そこで私がお尋ねしておきたいと思ひますことは、そういうふうな今日の時点において学術的に究明された伝染病、特に今度の国会でも予防接種法の一部改正という法律によりまして小児麻痺も届出伝染病として認め、そのために予防接種が義務づけられる、こういう事態に進展してきたわけですか。そういったと、そういう問題も当然将来拡大をして適用されなければならぬというように、学術的立場から私どもは理解するわけでありませんが、そういう点に対してはどう

あるか。そういうふうなものの援護法適用に關します不合理あるいは不均衡という問題が、今後科学の発展なり医学の発展なり、そういうことによつて次々と説明されて起つてくる可能性があると思ひます。そういう問題ともからみ合せて、そういう不合理なり不均衡が起らないように、さらに改善のために格段の努力をやっていただかなければならぬというふうな理解するわけでありますが、この点は大いから御所見を承りたいと思ひます。
○古井國務大臣 ごもつとも千万であります。科学、医学の進歩に伴つて生ずる不均衡な点は改善すべく大きに努力いたします。

○柳谷委員長代理 受田新吉君。
○受田委員 私は大事な点だけを、援護法と恩給法との關係について、大臣、西局長、及び法制局長に法制的見地からの御答弁を願ひたいと思ひます。

最初に、この援護法の各所に見受けられる戦地、特に援護法第四第五項の規定では「第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める」とあります。恩給法上の戦地と援護法上の戦地と同じものであるかどうか、まず御答弁願ひたい。

○八善政府委員 恩給法では戦地という言葉を使っておりませんので、戦務加算の行なわれるような地域がすなわち戦地だ、こういうようなことになつておるかと思ひます。恩給法そのものは戦地という言葉を使っておりません。すなわち専務加算をつけるのはこういう地域でございまして、告示で地域を示しております。それを受けて

援護法の方では戦地というものを、つまり恩給法の方では戦務加算が実施せられておつた地域、それを押えて、それをそのまま借用して戦地、こうやつた、こういうふうに思ひます。
○受田委員 恩給法上のいわゆる戦地加算の基礎になる危険区域、危険地域と、今の私が指摘しておる援護法の戦地とは同じものであると了解してよろしいでしょうか。
○八善政府委員 その辺、正確に同じだということはないと思ひます。やはり旧恩給法の三十二条の戦務加算の地域即援護法の戦地ではございせん。

○受田委員 厚生省の見解はいかがですか。厚生省が解釈されている戦地の定義というものは、恩給法の戦務加算の基礎になつてゐるいわゆる恩給法上の戦地ですか。それと同じものだという前提で政令が出されておりますか、どうですか。
○農中政府委員 恩給で加算がつく地域、あるいは加算をつけるであろうと考へておつた地域が含まれておりまして、言いかえましますと、恩給の方でまだ告示していない地域が範囲がちよつと広く入つておるといふことであります。

○受田委員 そうすると、恩給法上に幾つもの階級された戦務加算地域の基礎となつておるものがあるのですが、それそのものを総括したもの以外のものが入るといふことになる、どういふところが入るのですか。
○農中政府委員 二十年八月九日以降の満州とか、十九年十月十日以降の沖縄というところがあります。

○受田委員 そうすると、事変地というのとはどういふところになりますか。
○八善政府委員 事変地というのは、支那事変という時代の地域としては事変地、こういうものを戦地とはいわないで事変地といつております。ただ、今申し上げました三十二条のいわゆる戦務加算のつくところ、それは場所によつて二カ月のところがございますし、三月もございまして、それもおよそつくところは、援護法の戦地と指定したその戦地に勤務して、そこでも災害を受けた者は公務として扱おうじやないかと、こういうことになるわけですか。先ほど申し上げましたように、多少戦務の地域がずれておるといふのは、満州のソ連参戦以後のわずかの期間、それから沖繩における空襲が激しくなつてから終戦までの期間、こういうものは、実は恩給法の戦務地域の指定としては、恩給法の上では、終戦直前でございましてから、そういうものについての勅裁を仰いで、そうして内閣告示を出すというふうな段取りになつておりました。そのくらのこととはもちろんその当時としては陸、海軍省において研究されておつたと思うのですけれども、結局法律的效果としては出ておらなかつたわけですか。戦後厚生省の援護局の方で、戦地というものの幅をお考えになるときに、それをも入れて考へる、そして戦地という幅をお作りになつた、こういうことでございまして。

○受田委員 今回、厚生省から提案理由の御説明をされた。改正の第一点に、最も重要な改正点として、「もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に」

云々というお言葉がある。厚生省自身が戦地と事変地とまつ先に取り上げた、その対象になる地域を御認識されないといふことは、この法案に対する御勉強が不足だといふことを物語る。これは非常に大事なことであつて、恩給法で指摘するいわゆる戦地、純粋な意味でいへば戦務加算地域、これには階段がある。ところが援護法には階段がない、一本に止つてある。戦地または事変地としてある。この二つを一本にしたものが恩給法上で指摘された戦務加算地域とされたところ、私はバランスがとれたと了解するのでございまして、恩給法で指摘する地域よりはみ出たものがある、こういうことであるならば、はみ出た部分を恩給法でもやはり政令をもつてその戦務加算地域になるものを援護法と同等にしな

いとおかし。同じ軍人軍属として同じ条件で死んでいった人、恩給法の適用を当然受けるべきものであるけれども、条件が足りないといふので援護法へ回つた軍人軍属がある。そういうこととからいへば、両方のバランスがとれていなければならぬと思ひますけれども、法律的措施の上においてそういうことばらばらになつておるといふことは、法制局長、大體國家の義務を果たす上において適當であるかどうか、法制的見地から御答弁願ひます。

○高辻政府委員 恩給法との關係における本法の戦地に関連してのお話でございまして、一応同じ条件でありますからばそれは同じように取り扱ふのが至當だと思ひますが、事は戦務加算の問題でございまして、公務傷病等による国のいろいろな年金の支給等と同じようなものに考へることはないのでな

云々というお言葉がある。厚生省自身が戦地と事変地とまつ先に取り上げた、その対象になる地域を御認識されないといふことは、この法案に対する御勉強が不足だといふことを物語る。これは非常に大事なことであつて、恩給法で指摘するいわゆる戦地、純粋な意味でいへば戦務加算地域、これには階段がある。ところが援護法には階段がない、一本に止つてある。戦地または事変地としてある。この二つを一本にしたものが恩給法上で指摘された戦務加算地域とされたところ、私はバランスがとれたと了解するのでございまして、恩給法で指摘する地域よりはみ出たものがある、こういうことであるならば、はみ出た部分を恩給法でもやはり政令をもつてその戦務加算地域になるものを援護法と同等にしな

いかと思います。受田委員が仰せになりますように、同じ事柄につきましても同じ種類の地域をつかんでもものを処理するのが適当であろうということは言えるかと思いますが、事が別のことでありますので、その別のことに着目いたしまして、地域を別にすることはやはりそれは合理性があると考へて差しつかえないと思われまゝ。従つてそういう区別を設けてあるわけでございます。

○受田委員 大東亜戦争の様相は、これは従来の恩給法の、昔の日清、日露のような特定の地域を戦務加算地域として指定することと変わつて、国内でも戦地、沖繩でも、指摘されたようにそういうことがたくさん起こつておるし、また沖繩においても東京においても広島においても、戦地以上に危険地域が国内にあつたわけですね。戦地の方が安全であつたところがある。そういうことをいうと戦地、事変地ということと、そして大東亜戦争の末期の様相というものは法律的な解釈において、あなたが固執される場合は別として、政令その他法律によつて新しい立場でこれを整理して援護法と恩給法のバランスをとるべきじゃないですか。大東亜戦争の様相が旧感覚による戦地と著しく趣を異にして、戦地以上に国内において危険をもたらされた地域があるのです。今厚生省から追加された沖繩のごときはそんなんです。そういうことを考へると、全体をにらんで援護法と恩給法の対象になる戦地というものを整理して新しい基準で大東亜戦争の様相にマッチするような形で法律を出しになるべきじゃなかったですか。

○高辻政府委員 一般論といたしまし

て近ごろの戦争の形態と申しますか、近ごろと申しますと語弊がございますが、大東亜戦争の末期の現象というものをとらえられましてその現象を比較して参りました場合には、受田委員の仰せになりましたような事態が皆無であるというふうには決して思ひません。思ひませんが、しかし、先ほど申し上げましたように、一方の戦地と申しますのはいわゆる加算に關連しての問題でございますし、ただいまの援護法上の問題は給与金なりあるいは年金の支給なり、そのことについての戦地を考へておるわけでございますので、その間には多少の相違があることも、またそこにはいわれがないわけではな

いと思ひます。しかし一般論といたしまして、仰せになりました点は、これは私はわからないわけではございません。ただいまの二つの法律を比較してみますと、たゞいま申し上げることは、たゞいま申し上げた通りでございます。

○受田委員 今の法律ができるのですからね。戦争中にできる法律ではないのですから、今の時点で法律を作るということになるならば、大東亜戦争の末期の様相が、著しい危険が国内にもあつた。沖繩にもあつたというときに、恩給法からそれが除外されておる、あるいは援護法から除外されておるというのでは、これは筋が通らない。ひとしく国家の公務に従つて尊い命を捧げたり傷ついたりした人々、その遺族というものに公平の原則から立法措置をとるべきであると思ひます。今の時点において日清、日露の基準を用いるような、そういう措置がされるということが、私は旧時代的な

感覚を政府御自身が持つておられると申すのです。この点はどうお考へですか。

○高辻政府委員 戦争の様相といたしまして、ただいま仰せの通り大東亜戦争の末期の様相というふうなことだけに着目して言ひます場合には、戦地といふあるいは内地といふ、その間の個別的現象といたしまして同じような現象があつたということを否定するわけには参らぬと思ひます。参らぬと思ひますが、やはり法律を制定する場合にその法律の趣旨、目的というものがおのずからあるわけでございますので、その趣旨、目的に即した対象の地域をどうとらえるかという問題は、やはりその観点から別個に考へるべきだと思ひます。その別個に考へました理由は、御納得が得られないかも知れませんが、さつき申し上げたような考え方でございまして、しかし一般論といたしまして、先ほど来お話しになりましたような事態につきまして、法律上それを区別する理由がないような場合に

つきましては、仰せになりましたことは十分に配慮して措置をしなければならぬと思ひます。

○受田委員 私は恩給局長が非常に苦心をされて現在の恩給法をある程度社会保障の線にマッチするように努力されておることは深く敬意を表しておる一人です。この苦心の作が現在の恩給法の改正になっておる。驚くほど社会保障の線が入つておる。ところが社会の改正の点におきまして、援護法と比較するのですが、抑留期間というものが計算に入れてない。これが戦地加算の計算に入れてない。この今度の援護法の改正の基礎である旧法律の適用

においては、未復員の状態にある限り軍人軍属と同じと見なすと思ひます。従つて軍人軍属と同じに見なすということになれば、軍人軍属に与える加算が抑留期間中——戦務加算の地域になつたところに本人の意思に反して抑留せられておると見なされたと然る未復員状態でも軍人軍属と見なされて加算措置がとられてしかるべきであると思ひますが、こういうところは法制局次長、どう思ひますか。戦務加算地域に長く抑留されておる人々、この援護法の軍人軍属と見なすという未復員状態を同等と見ておる限り、加算措置をも同等の措置をすべきではないですか、立法技術の上からいって相違があつてはならないと思ひますが、いかがですか。

○高辻政府委員 たゞいまのお話でございますが、加算につきまして戦地等の用語が出て参るわけですが、援護法上はそういう加算というふうな観点からのもので、従つて今仰せになりましたような点も、援護法に關しては問題になることはないのだというふうに考へております。

○受田委員 未復員の状態にある限り軍人軍属と見なす。陸海軍は廃止されども、未復員状態は軍人軍属と見なすというところであれば、恩給法に認められたと同じような状態をここにももたらすべきではないか、あなたの方の同じ政府が出される法律の中に、こういう解釈を異にして措置をされるということは私は適当でないと思ひます。

○高辻政府委員 どうもただいまの御答弁を繰り返すことになつてはなほだ恐縮でございますけれども、申し上げ

たいことは、ただいま仰せになりました点につきましては、恩給法上も援護法上も実は変わりないことであります。いわゆる加算といふことにつきまして、この抑留中あるいは抑留外で戦地にありました場合といふような区別の問題が出てくるかと思ひますが、そういう加算という問題が援護法上はございませんか、どうもその間の調整は考へるに至らなかつたわけでございます。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 時間がかかりますので、この論争については私、きょうはおきますけれども、援護法と恩給法というものは同じ国家の公務に従事した軍人軍属なんですよ。その同じ立場の人が援護法にいく場合もあれば、恩給法にいく場合もある。ところが、恩給法にいくと非常に手ごたひが、あるいはまた手やわらかい。たとへば年令においても、恩給法においては子供は二十才まで扶養の義務がある。公務扶助料をもらつておる。援護法は十八才で打ち切られておる。二年の相違がある。この問題が解決してない。どっちにかわらない。法律の規定でどちらへでもつけられる立場にある。同じ条件で国家の公務で死亡し、傷つたものに差があるではないか。これは政府の態度としてどうですか、年令の問題、六十才以上の者と六十才未満と分けられておるような問題、こういうことを援護法と恩給法とを一応整理されて同じ条件でお出しになるべきではないか。目的が援護法であらうと恩給法という特定の権限であらうと、同じような立場で取り扱ひは同じようにする

べきではないかと思うのですがね。

○高辻政府委員 いろいろ国民の悲惨な事態あるいは苦痛がある事態、こういうものに対して国がいろいろな援護措置を講じ、広くいえば社会保障の問題になりませんが、それはおのおのやりその人の置かれた状況といいますが、その人の置かれた条件、そういうものの見合いにおいてそれぞれの条件を設定しておるのが、これが法の建前でもありますし、一般の考え方であろうと思います。

そこで恩給法と援護法とを比較してお話でございしますが、援護法上には恩給法上よりも相当程度やはり社会保障的な関連という見地からいえば、いろいろな幅を持っておる。その幅をどうするかということになりますので、条件が若干違つて参るといふことも出て参るわけでありまして、もしそうでなければ、これを恩給法と援護法というものは別々にしないで一体にしてもいいというふうなことになるかもしれないが、やはりそこには区別がある。その区別にふさわしい条件が整つておる。そういう考えでやつておるわけでございます。

○受田委員 この法律の改正においてなおなし得なかつたことに、援護法による遺族年金と恩給法による公務扶助料の額に相違があるのです。昭和三十三年の改正のときは、兵の公務扶助料とそれから援護法の遺族年金とは同額でありました。三万五千二百円。ところがこれが改正されたときに、公務扶助料の方が五万三千二百円になつて、援護法の遺族年金は五万一千円という低いところに置かれたわけなんです。それまで同額であつた公務扶助料

と遺族年金を、三十二年以来なぜ援護法の年金を下げたか、そしてそれをなぜ今回の法案改正で修正しておられないのか、お答えを願います。

○中政府委員 公務扶助料と遺族年金の問題でございしますが、おっしゃいますように、兵の公務扶助料は五万三千二百円、そして遺族年金は五万一千円になつております。これはどういう因で五万一千円をきめたかと申しますと、援護法の該当者は兵、いわゆる軍人だけではないものでございまして、援護法の軍属というものがございします。そういうわけで、兵隊の仮定俸給からはじまされた五万三千二百円ではなくて、兵隊と同等の俸給を持つておりましたところの軍属の公務扶助料を計算いたしますと、四万三千九百八十円ということになります。そこで五万三千二百円と文官の四万三千九百八十円の中間をとるところでございしますが、それよりやや兵の方になつておる五万一千円というところになつたわけでございます。援護法が、恩給、兵の公務扶助料と違ひまして、軍属が相当たくさんおつたという点で、金額に差がございしたというのが立法の経緯であります。

○受田委員 その軍属が大ぜいおつたというの、そのときに始まつたことじゃないのです。その前からおつたわけなんです。だから三十二年の改正のとき、なぜ引き下げたかということと、それを今なぜ直さないかということとです。軍人軍属で恩給法の方へいつたら、扶助料で五万三千二百円、援護法にいつた場合にはそれより二千二百円低いという人が大ぜいいるわけなんです。その点においては、扶助料と援護

法とは同額で進めていくべきじゃないですか。たつた二千二百円の差であっても、差別待遇を受けたことは、援護法を適用される人々に非常な不満を与えておるから、この際改むべきじゃないですか。

○中政府委員 御承知のように、援護法は、当初恩給法がストップになつておりましたとき、昭和二十七年にできたわけでございしますが、その後恩給が復活いたしましたして、ほとんど軍人は恩給の方に去つていったという事情があるわけでございします。さような関係もあつて、年金を算定するときにやや差が設けられたということでございます。

○受田委員 やや差が設けられるというふうな措置をおとりになることは賢明でないわけでは、それが見たつて、今までも一緒だから、それを急になさつてくれというところは間違ひである。それからよく考えてみれば、國家の公務で軍属で死んでいっても、恩給法上の適用を受けない。軍属が死んでいっても、五万三千二百円の公務扶助料と同額を給すべきじゃないですか。國家の公務という意味では同じものですか。同じものに差をつけることは、公平の原則に反します。これは根本的な問題であります。ここで今一緒に修正して下さい、自民党が御賛成されれば、中山先生、いかがでしよう。あなた方は援護法に差をつけているのです。恩給法の特例で兵隊に六割という率でございする。そういう特例がある。それから動員学徒などにも半額という措置がされておる、こういうふうなことも問題がたつてくるのでございします。が、せめて扶助料と年金は同じ額と

いう原則だけはこわしたくなかつた。厚生大臣、今にして思えばはなはだ残念である。この機会にここで一緒にこの部分だけを修正するくらい熱意があるかどうか、御答弁を願いたい。

○古井國務大臣 差が起りました経緯は、先ほど御答弁申し上げたのであります。先ほど御答弁申し上げたのであります。私も差が起つた理屈は十分まだわからないのでありますけれども、しかししたして理屈がないとこの席できめてしまふのも十分な点がある。後日は正しなればいけませんし、あんなに研究してみたいと思ふのであります。

○受田委員 厚生大臣の御答弁で、厚生省として省議をもつてこれを次の機会に修正をするところまで譲歩していい。その研究期間が、きよう採決することになつておるものでありますから、余給がないというところで、自民党が今賛成していただければ、三派共同提案で修正案を出してもいいんです。その点一つお願いしておきます。

もう一つ、今度の改正点の中で、軍属の処遇をされた人々の範圍拡大、そのうして例のいわゆる旧令共済の關係に漏れた人々を今度救ふことになつておる。死亡当時、死亡してから軍属にせられた人はみなこれに入るかどうか。勤務中は軍属ではなかつたけれども、死亡と同時に軍属という名前を与えていただいた人が、今度の改正の中にみな入るかどうか、御答弁願います。

○中政府委員 死亡のときに軍属になつておりましたならば、それは入ると考えます。

○受田委員 それは國家總動員法による徴用工、動員学徒でなくとも、死亡

当時当局から軍属という名前を与えていただいたすべての入つ、同時に動員等というものをみなもつたわけでありまして、死亡の当時軍属になりさえすれば、今申し上げたような形ですべて対象になると了解してよろしうございしますね。

○中政府委員 今回の改正は、被徴用者でございしますので、徴用者といふことがないといけません。徴用者でないで、旧令共済の方で漏れておつたというふうな場合、たとえば動員学徒で勤務しておつたが、卒業して、動員学徒令の身分はなくなつたけれども、引き続き勤務しておつた場合、いや応なしに勤務させられたような人が、死亡当時軍属として処遇された場合に入るから入らぬか。

○中政府委員 被徴用者あるいは動員されたという事実がないところの普通の軍属は、これには入つて参りません。

○受田委員 普通の軍属は入つてない。軍属という身分は持つておつても、入つてないというんですか。動員学徒で出て、卒業した、しかし情勢上無理やりそのまま勤務しなければならぬ。卒業前ならば動員学徒で対象になるけれども、卒業してしまえば、平の工員ということで、國家の公務に従事する点とは同じであるけれども、それは抜くということですか。

○中政府委員 今回の改正は、あくまで被徴用者等とございまして、徴用を受けてない普通の軍属につきましては、今までのように共済組合法の適用があるわけでございます。

○受田委員 旧令共済の対象にならない人があります。全部入っておれば、文句を言いません。旧令共済に全部入ってあるかどうか。

○農中政府委員 旧令共済に全部入っております。

○受田委員 今の発言で私は一応安心します。そういう立場の人は全部入っている。もし漏れた者があれば、旧令共済に入っている者としての取り扱いをしたいと思います。この問題は一応おきます。

そこでもう一つ、最近動員学徒、徴用工その他の皆さん、同じ条件で国家の公務に従った立場の人でありますけれども、そこに今大原君から指摘されたような一つの制約があった。いわゆる扶養者の所得制限とか年令制限とかあるいは戦時災害とかいう非常にきびしい制約があったので、どれかがはずれるとその適用から漏れておる、こういう場合に国家総動員法の関係業務に従った者とは手広くこれを広げて解釈するといふ措置がとれないかどうか、御答弁願います。

○農中政府委員 その問題に關しましては、先ほど大臣からも御答弁がございましたが、軍人軍属と準軍属との処遇を同一にするかどうかという問題だと考えますので、先ほど大臣から御答弁ございましたように、今後十分検討したいと考えます。

○受田委員 その検討の資料として一つ聞きたいのですが、今例の準軍属で、該当者が何人おるか、それから三十四年一月実施されて以後において、現に遺族給与金その他の支給を受ける者が何人おるか、現在進行中の事務取り扱い

い何人おるか、その三つに分けて御答弁願います。

○農中政府委員 準軍属の対象は大体十一万人と考えております。そのうちで裁定を受けました者が八万人でございまして、七二・七割でございまして、従つてなお残っております者が二万九千人でございまして、この法律が三十四年にできまして、そういう裁定状況でございまして。

○受田委員 今の十一万という中には、年令制限その他の例の戦時災害とかいう条件のある者はみんな除いて、一応扶養の義務があると認められたという条件のある者にとりましては、た数が十一万ですか。

○農中政府委員 現在の援護法の適用者と考えられる数でございまして。

○受田委員 そういう援護法の対象となる以外に、今私が指摘したようなものを、範圍を広げればどのくらいの数字になるわけですか。

○農中政府委員 遺族の要件等が広がりますけれども、どの程度の数になるか、ただいま資料を持ち合わせておりません。

○受田委員 私は太平洋戦争の様相から見て、赤紙で出た人も、国家総動員法の関係法規によつて出た人も、少なくとも國の責任でその最後を締めくくつてやるべき人々であると思つていくので、その点について、はでさるだけ漏れることのないように、今回の法案改正においても、改正の趣旨説明の中に、「なお若干の不均衡もあるように考えられますので、と書いてある。その若干の不均衡がまだ残つておると考える。このたびの措置で若干の不均衡は、太平洋戦争の様相から

も、今度の措置で残されたものはないという前提に立ちますか。なお若干残るものが出る、それは次の機会に考えたいという前提のもの、その改正なんですか、いづれでしようか。

○農中政府委員 本日いろいろ御質問がございまして、相当残されておる点もあると考えますので、今後検討したいと考えます。

○受田委員 皆さんお時間をお待ちのようですから、私三十分ほど質問させていただきます。残された問題の中に、援護法ができたときに、経済上その他の理由でやむを得ず、結婚したものが、そのときにはもう自分の里へ帰つて、英霊の子供を守つておるという方がある、そういうものは援護法から恩給法からははずされておる。こういう人々には戦後ちよつとの間結婚して、すぐもとへ戻つて英霊の家族として、英霊を守つておるという方々も、援護法の精神からいふと当然入れるべき人々です。それが漏れておる。こんな人々こそ一番先に入れるべきだと思ふ。未亡人として子供を抱えて、全く公務扶助料をもらつて条件と同じ条件で、苦勞しておる人々がはづれておる。これは援護法の精神からいへば当然入れるべきだと思ひます。今回なぜそれを入れたのか、いち早く拾うべきものが漏れておるといふのはなぜでしょうか伺いたい。

○農中政府委員 ただいまの点につきましても、今後十分検討したいと思ひしております。

○受田委員 私の質問を終わります。

○柳谷委員代理 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○柳谷委員代理 引き続き本案を討論に付するのでありますが、申し出もございませんので、直ちに採決いたしましたと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳谷委員代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳谷委員代理 起立総員。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳谷委員代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

午後一時三十六分休憩

午後五時二十分開議

○山本委員代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

労働關係の基本施策に関する件、特に電信電話公社、日本国有鉄道及び郵政事業における労働問題について調査を進めます。

質疑を許します。島本虎三君。

○島本委員 まず質問する前に、前会に引き続きここで同じような状態で質問しなければならぬわけでございます。

すけれども、本日のこの政府委員の出席を見まして、前会と同じような状態でないことはまことに遺憾に私は思ひます。こういうような状態では、前会にこれは全部やらなければならぬはずのものであり、こういうような状態では、議事を進めることは、理事がそれぞれ話し合いの結果でございまして、これは断じてはいたしませんけれども、これは断じて本来の約束された姿ではない、こういうようなことだけは私は断じて、前会に引き続き残されている部分の質問を展開して参りたいと思ひます。

と、あなたの言うのが正しいし、処罰に該当するんだ、こういうのならば、組合活動の自由、民主化というものは一体何をさして言うのであるか、この組合法の第七条の一項、二項、三項、ここをはっきり読んでいただきたい。この中には「組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をする事」ができないというように保障されている。また同時にこの二項の方では、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすること」を正当な理由がな

くて拒むこと」ができないことになつ

ておる。第三項においても皆さん知っているように、「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること」というようなことは不当労働行為だということになっておる。組合の大会の決定に対して、今あなたのようなことを明確におっしゃって、それによって処断したとすると、組合法第七条第三

項に明確に該当する不当労働行為、こういうようなことになるはずではございませんか。公労法とこれとは一致する見解です。これと逆う見解はないはずで、これに対して、どういふような考え方でこれを行なったのですか。

○本多説明員 公共企業体の労働組合といったしまして、あるいは職員といったしましては、御承知のように公労法第十七条で争議行為は禁止されております。そういうような違法な行為につき

ましては、これは私も処分をするなり何なりいたしました。不当労働行為であるとは考えておりません。正当な労働組合の活動につきましては、私も組合に対して干渉する気持はございませんし、従来もそういうことはしていません。

○島本委員 それならば、今度も一つ例を具体的に申し上げてみたい。この公共企業体等労働関係法第一条の「目的及び関係者の義務」の中の第二項、この中には「国家の経済と国民の福祉に対する公共企業体及び国の経営する企業の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に因する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。」これは原文の通り、はっきり一条によつて定められてある。この団体交渉の席上で、朝までかかってこの問題を解決しようとする組合の意向によつて、全員が参加してこれをやっておるのに、途中からもう決裂を宣告して立ったのは公社の副総裁である。その結果こういふような事態になったとすると、公社自身がこの公共企業体等労働関係法第一条の目的とその義務に反する結果を起したのじゃないか、こういうふうに考えられるのです。これについて、総裁、あなたはどのように考えますか。

○大橋説明員 ただいまのお話は、三月十六日の団交は、いかにも副総裁がすべて団交をしないことで決裂させたというように聞こえますが、私が承っておりますところは、事実はさうではないように聞いております。なるほど一時は、そのとき話のやりとりで、話

は物別れになったのであります。その後さらに話し合いが戻って、団交を続けておる。団交を続けておるうちに、翌日の八時過ぎになつて、組合の方で団交中にもかかわらず、前の指令通りに違法な職場大会をやることに突入した、こういうことが事実の真相と私は考えております。

○島本委員 これは議事録にはっきり残っておりますから、どちらが正しいかどうかわかりませんが、今総裁が言ったとおりですが、私はその場所へ行つて見ると、どちらがどういふような行動であつて正しかったんだというふうな判定は私自身いたしません。しかしながらここにはっきりしておきたいのは、やはり一条の精神によつて、もつとが

んばりながら朝まで徹夜でもやろうとする意図の前には、もつと円満に解決する方法もあつたはずで、一方的に公社側がそういうふうな態度をとつた、そういうふうな時点においては、これはやはり激発させる一つの原因を公社側が作った、こういうふうに見られてもいたし方がないと思う。それと同時に、今度直接はつきり法に基づいてやるといういたしますならば、同じ公共企業体等労働関係法の第八條によつて定められた事項によつて、こういうふうな処分を受けた人との団体交渉をなぜ拒否なさるのですか、この法的な明確な根拠をお示し願ひたい。

○本多説明員 この懲戒につきましては、これは私も人事権の発動と考へておりますので、これにつきましてはあくまでもやはり私も公社側の管理権でございますので、これについて交

渉する考えはございません。

○島本委員 この第八條には、はっきり「管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。」けれども、対象とすることができないのは四項目に分けてはつきりここに規定してございます。「一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項 四 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項」こういうようにしてはつきりうたわれております。八條の第二号、これには明確に基準の問題を含めて具体的に示してあるじやございませんか。もしこれが基準によつてだめだとしたら、同じ第十二條にきめられてある苦情処理をなぜ皆さんの方で拒否なさるのか、あわせて第八條と第十二條、これを拒否されてはつきりした理由をお知らせ願ひたい。

○本多説明員 お答え申し上げます。第八條につきましては、これは懲戒基準に関する事項なのであります。私も懲戒そのものというふうには解釈していません。こういう個々の懲戒は人事権でございます。私もこれは団交事項である、かように考えております。それから苦情処理の問題につきましては、この処分の当、不当の問題につきましては、この処分の席上で労働組合側と意見が全然対立いたしております。私もは正当な処分をやつた、かように考へております。組合側は処分は不当なものであるというふうな考へで、私もと全然意見が対立いたしております。

す。こういうような根本的な観念のもとに、苦情処理というふうなことに、労使双方が出てこれを取り扱うというところは、苦情処理の機構といつたしまして適当なものであるとは私も考へておりません。かようなわけで苦情処理の条項に当てはめてやらなかつたわけでございます。

○島本委員 はつきり出された苦情の処理、これを拒否する理由は、十二條によつても少し具体的に、なぜだめなんだというのを聞いています。

あなたがそういうふうな考へておられますとか考へておられますとか、そういうことではないのです。ここにはつきり第八條に基づいて、苦情の処理は十二條によつて行なうのでしよう、出された以上これはやらなければならぬのじゃないですか。こういうふうなことをさも拒否しておいて、はたしてどういふふうな方法によつて皆さん自身が法に掲げられているような精神を実施しようとするのです。これははつきり言つてみて下さい。

○本多説明員 お答え申し上げます。苦情処理につきましては、私どもの苦情処理の中の取り扱いにつきましても、たとえば苦情処理の却下事項といつたしまして、団交事項であるとかあるいは管理運営事項であるとか、あるいはその他苦情処理を取り扱うに適當としない事項、かようなふうな規定の關係から見ましても、これは苦情処理で取り扱うのは適當でない、かように考へております。

題について、誤認等もあつてはいけなから、再調査というふうな、かようなお話がございました。その際私もが申し上げましたように、本人が必要資料を添えて私どもの方に申し出て参りますれば、それについては調査をするにやぶさかではございません。かようにお答え申し上げておるのであります。そういうふうな精神で、この処分におきましても、今後におきましても対処して参りたい、かように考へております。

○島本委員 そうするとこれははつきり第八條、第十二條、これは明確にあるけれども、それによらない別な方法によつて公社はそういうふうな苦情処理を解決していくのである、この八條や十二條はあつてもこれは利用しないのだ、こういうふうな意味に解釈され

ますが、私はまことにわかりかねます。それと同時に、組合の中央指令によつてあなたが今のようにして職場大会に出るのが悪いのであるとか、またはビケを張るのが悪いのであるとか、違法な行為に対しては処分するのが当然であるとか、こういうふうなことを言つておられますが、この労働組合法との關係で、これは公共企業体等労働関係法の第三條によつて労働組合法との關係が明記されてあります。これはもうすでにここにないようなもの、それは労働組合法に準拠してすべて行なう、こういうふうなことになるのであるが、中央からの指令、その行動にはつきり従わなくてもよろしい。あなたに対しては阻止する義務があるのだ、何もしなないこと自身も、分会並びに下部の役員であるならば、何もしなないで

いることはすでに処罰に該当するのである。だ、こういうような考え方であるとすると、組合の指令をそのまま受けて実際に行動することは、これは完全に違法行為であるということをおあなたが断定するのと同じ結果になる。これは組合法を無視するものであり、完全に団結権の否認である。あなた自身、これに対してどういうふうに考えて行動したのか。

○本多説明員 お答え申しあげます。

すが、公共企業体の労働組合並びに職員といったしましては、争議行為というのは禁止されております。こういうような違法な指令が中央本部等から下部の方に流される場合におきまして、下部におきましてそれを伝達するにいたしまして、そういうような違法な行為を下部の職員に対して伝達するということによって、これはやはりそういう争議行為を鼓舞し、あるいはこれを懲罰するということになると、組合の機関上の関連から申しまして、そういうふうに私は解釈いたします。

○赤松委員 関連して。今島本君から、労働組合法に準拠して行なうべきであるという意見が出されております。それで今答弁を聞いてみると、相も変わらずこの間と同じような考え方なんで、それでお前さんのような近代労働法に対する知識を持たない無理解な人には、私はここで一つ判決を紹介して、そうして今の裁判所が公企体の労働者の権利についてどういう考えを持っているかということを見せてあげようと思う。この間、君の方から出してきたのは民間の労働の品川白煉瓦の例、あれは暴行事件を伴っておる。こ

それは暴行事件も何も伴っていない。公共企業体労組の争議行為に刑事免責が適用されておる。これは国鉄の摩周丸事件、札幌高裁判決なんです。この判決は昭和三十六年二月二十一日に行なわれておる。ちょっと判決文を――私は君のように都合のよいところだけ読まない。問題に關係のあるところを、少し長いが引用して、その蒙を開いておきたいと思う。

「檢察官の所論はまず、原判決が公共企業体等の職員の爭議行為についてその正当なものについては労働組合法第一条第二項によって刑事免責が認められると判示し、原裁判所が被告人等の所為は右正当性の限界を超えたにすぎないものとして量刑した点につき、公共企業体等の職員の爭議行為は公共企業体等労働関係法第十七条の規定によっていかなる場合にも刑事免責を受ける余地はないから、これと異なる法律解釈の下になされた原判決の量刑は不当である」と、こう檢察官は「主張する。」今度は裁判所の考えです。「よつてこの点について考えてみるに、そもそも勤労者の団結権、団体交渉権、爭議権のいわゆる労働三権は、世界各国において長期間に亘つて労働運動が展開されてきた結果労働尊重の精神から次第に認められるに至つた基本的権利であつて、その正当な行使が処罰や私法上の損害賠償責任から解放され、また労働契約上の不利益な取扱から救済されることは、わが国においては日本國憲法の下における労組法によつてはじめて確立されたものではあるけれども、右の如き歴史的沿革は特に重要視しなければならぬことはいふまでもないところである。そして右労働三権も一定

の者に対しては制限乃至禁止されることがあることは国民大衆を基盤とする公共の福祉との關係上当然であるけれども、右労働三権が右の如き歴史的沿革に基づく基本権であることを重視するならば、これに対する刑罰的制限禁止は成定法上極めて明確でなければならぬと解すべきである。

そこで公労法の規定について調べてみるに、同法第一八条は同法第一七条に違反して同盟罷業、怠業等を実施し又はこれを共謀し、そのかし若しくはあつた職員は解雇される旨を規定し、また同法第三三条は正当な爭議行為の民事免責規定たる労組法第八條の規定の適用を排除することを明定しているけれども、一方罰則については何らの直接的規定がなく、国家公務員及び地方公務員等の公務員に対する場合と異なり同盟罷業、怠業等を企て又はその遂行を共謀し、そのかし若しくはあつた行為を処罰する国家公務員法第一一〇条第一項第一七号、地方公務員法第六一條四号のような罰則規定を置いていないのみならず、却て第三三条において、公共企業体等の職員に対しては刑事上の免責規定たる労組法第一一條第二項を含む労働組合法の適用もあるものとしているのである。

もつとも、右労組法第一条第二項は労働組合の正当な行爲についてのみ刑事上の免責を認めているのであつて、暴力を含む正当でない団体交渉又は爭議行爲が処罰の対象となることは勿論であるけれども、その然らざる場合においても、公労法はその第一七条において全面的に爭議行爲を禁止している点で国家公務員法九八条第五項及び地方公務員法第三七条第一項と同様であ

るから、労働組合法の適用のある公共企業体等の職員についても、労働組合法の適用のない国家公務員及び地方公務員と同じく正当な争議行為というものはあり得ず、従つて争議行為については右労組法第一条第二項の免責が認められないと解する論もあり、検察官の所論は右見解に従うものと考えられ、また立法者もかく解すべきことを意圖

していたものと推察されないではない。
しかし公労法が公共企業体等の職員に對し、労働組合法の適用あることを明示しながら、特に爭議行為については右労組法第一条第二項の適用を排除することを明確に規定していないし、他にこの点に關連し、爭議行為について直接の罰則規定を設けていない以上、たとひ同法第十七条が全面的な争

行為が禁止をされておる、あるいは制限をされておるといっても、そこには明確に憲法第二十八条によって保障されているところの閉結権、団体交渉権あるいは団体行動権というものが存在しているのであります。従つて今正当な団体交渉を拒否するということは、明らかに不当労働行為といわなければならぬ。

しかもこの間君が言ったように、新婚旅行中に職場大会にも参加していないのに分会の役員であるという理由をもつてこれを処罰することは、著しい不当労働行為であるといわなければならない。そういうような考え方で、電電公社という近代的な企業を背負って労務管理をやるのにふさわしくない。もう一ぺん君の見解を聞う。

○本多説明員 お答え申し上げます。
ただいまの判決の点につきましては、
私ども研究はいたしておりません。あ
るいは刑事事調の点を主に説いておられ
るのではないかとというふうに考えられ
ます。

公共企業体につきまして十七条がございます以上、争議行為というものは禁止されておる。これに対して懲戒処分を行なう。私どもはかような立場から今回の措置をとったわけであります。

○富樫政府委員　ただいまの裁判判決はわれわれも承知しております。それにつきましては、ただいま電電からお話のありましたように刑事事件であります。それから第二点として、検事当局は上告しておると承っております。われわれの行政解釈といたしましては、現在のところ依然として十七条違反は、それ自体としては十八条の効果をもたらず。従つてほかの効果がすぐ

そこから出てこない。しかしながら法律で禁止されている業務が組合法第二条二項を通過する際に、それが正当な組合活動とは考えられない。こういう立場でございませう。

○赤松委員 これはタラップの例の刑事事件だけでなく、争議行為に伴う解雇の問題も含まれておるのではないかと、そうでしょう。だから判決は特にこの点を強調しておるじゃありませんか。

○富樫政府委員 事件そのものとしては刑事事件というふうに解釈いたします。

○島本委員 以前からいろいろと出されておる中で、総裁にも、労働省からも来ておりますから、なおこの際に明らかにしておきたいと思ひますが、参議院でもはつきり答弁されておりますから、その議事録によつてもう一回的確な答弁を承りたい。

少しくどいようですが、中央から来た組合の指令であらうとも、それが不当である場合には、返上をしなければならぬと、返上をしないから処分をした。こういうようなことをあなたには明確に言つておられる。しかしながら組合の運動に対してこれが不当であるとか、または不当なる職場大会であるとか、違法なる職場大会であるとか、不当、あるいは違法なる指令であるとか、こういうようなことを組合に押しつけて、それをやらなければ完全に処罰に該当するのであるというようなことをあなたが強行すること自身、団結権の否認であり、不当労働行為である。このことは組合法によつて、今まで私が言ったように明確な事実によつて指摘した通りです。もしそういう点を百歩も二百歩も譲つていい

とすると、今後の一つの事態としてあなたはこういうような点をどのように考えますか。今度は交渉中で中央で話をまとめる必要はないような段階に、公社当局が思われないような結論が出ない場合には、組織の中に不当に手を伸ばして中央機関と地方機関及び末端機関とを分断する。こういうような措置も今のあなたの見解では十分とり得るような解釈になるわけですか。こういうことが行なわれれば、公労法の違反であることはもちろん、労働者の基本的な人権を、団結権を含めて、完全に否定する結果になるではないですか。そういうことを調べるのだというあなたのはつきりした考え方は、今まで何回聞いてもわからない。わかるのはこういうおそればかりなんです。こういうことは絶対ないことだとあなたが断言するならば、あえて総裁からこの見解について、ないというふうなことはつきりした見解を聞かしてもらいたいです。労働省の方でせつかく来ておるのですから——今のよう中央からの指令を返上しなければ処罰に該当するのだとはつきり言つておられますが、こういうことで将来の組合の運営が円満にできるというふうなあなたたちは考えましようか。またはこれが不当労働行為に該当するものである、こういうふうな考えますかどうか、これもはつきり両方から意見を承ります。

○富樫政府委員 個々の事態についての事実認定、状況、価値判断は、われわれとしてどうというわけではありませんが、一般的に言ひまして、組合の団結権に縁由するところの組合員に対する統制権限、またその統制に服すべき筋合いは、正当なる指令、正当なる

指示でありまして、違法なるものは及ばざるものと考へます。しこうして指令を返上と申しまするか、中間の役員たる者がこれをさらに下部に伝達すること、組合運動として正当なるなにはないと認めます。

○島本委員 もう一回最後のところを……なにではわからないから、もう少しはつきりした用語を使って言つて下さい。

○富樫政府委員 そのことは違法なる、正当ならざる争議行為が、正当なる業務の阻害を……（組合の指令のことを聞いておるのだよ）と呼ぶ者あり）その指令の内容が、法律で禁止されておることを内容とするもの、そういうものは正当なる組合の統制権のワク内でないから、それをさらに中間機関が流すということは、正常なる業務を阻害する行為をおぼる、そのおぼることにしたいと思います。

○島本委員 これは私の方では、明確に議事録によつて答弁された通りのことを言つておるのです。これは抽象的に言つておるのじゃないです。もうすでに決定された中央本部の指令に対して指令を返上する、それから職場大会に臨まない、こういう態度をとることから消したというのです。それも出したのは中間機関でも何でもありません、中央本部が、もうすでに法的にもはつきりとした手続をとつて認められておる労働組合が、正当なる指令を、正当なる機関から出しているのです。そうでないならば、今あなたが正当でな

今法的に認められている方法によつて、明確に正当な指令を出しているのです。こういうようなことが下部の方へいけば、これは判断によつて指令を返上しない、職場大会に参加しない、したならば罰するぞ、こういうようなことを現にしているのです。これははつきり言つておきますが、昭和三十六年四月二十七日の木曜日の参議院の議事録に載つてゐる。小林孝平委員、森中守義委員、この二人からの質問に対して、これは副総裁並びに職員局長から答弁されていることなんです。

具体的な例によつて、こういうようなことはもうすでに不当労働行為に類するようになるのじゃないか。これから将来、もうすでに不当介入が——現在私が言つたようにして、中央本部で解決しなければならぬようなことを、暗礁に乗り上げると、すぐこういうような手をもつて分断支配をやられるようなおそれが当然ある。こういうようなことは、正常なる運営と言へないのじゃないか、そういうようなおそれがあるのじゃないか。そういうことに対して、今まで公社が言つてゐることは正しいのか、今私が言つてゐることは、当然こういうようなことを言ふべきか、これを聞いておるのです。不当であるとかねんとかいうことで、中間の機関から出せばいい、具体的なことを言つてゐるのじゃない。具体的に何を言つてゐるのです。これに對しても一回はつきりした答弁を願ひたい。

○富樫政府委員 私が先ほど申し上げたのは、おそらくは指令の内容まで、合法的なものにまで介入したものとは考えられません。おそらく客観的に明瞭に指令の内容が法違反の内容についてであらうと確信して申し上げたのであります。

○吉村委員 関連して。ただいまの労働局長の答弁の趣旨は、公労法の十七條によつて争議行為が禁止されておる。従つて禁止をされておるような行為を指令する場合には、公労法の保護を受けない、こういうような意味の答弁だと思ふのです。だいたいしますと、この際労働局長に見解をお尋ねしておきたいのですが、公労法の十七條には「職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、そのような禁止された行為を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。」というふうに書いてあります。書いてありますけれども、公労法に規制をされるところの労働組合というものは、御承知のように団体交渉権を与へられておるわけですから、団体交渉権というものは、話をすだけのものではないわけですから、これは労働省もおわかりのように、当然団体交渉をするのにはあたつては、その準備としてのいろいろな行為というものが許されなければならぬと思ふのです。そういうものと関連をして、この十七條の規定というものの適用を受ける、公労法の規制を受ける組合というものは、どういふ範囲のことをやっているのか。その範囲を一体どういふうにあつた方は考へておるのか。ここをまず明確にしたいと思ふのです。

○富樫政府委員 御質問の趣旨に對する答弁がちょっと足りなかつたらまたあとから補足いたしますが、私の承つ

た質問に対するお答えといたしましては、公労法上の労働組合は、法定事項について堂々と団体交渉をする権限を持っております。

○吉村委員 だから団体交渉権は、公労法上当然与えられておるわけですか。

団体交渉権が与えられておるというところは、当然団体行動権なり団体結集なりというものが認められた上においての結果としての行為なんです。そうでしょう。だとすれば、この十七条の規定というものを、表面上そのまま解釈をすれば、公労法の適用を受け労働組合というものがやり得る大衆行動、団体行動というものは、一体どのくらいの範囲を考へておるかということなんです。これが違法だ、あれが違法だというのを言うならば、どの程度までは違法じゃないという限界がなくなっちゃならないんです。その点を明確にしなければ、今の議論というものは解決がつかないはずだから、その点について労働省はどういうふうに考へておるかというのを聞いておるんです。

○富樫政府委員 一つ一つ具体例を客観的に全部網羅することはちょっとむずかしいと思いますが、通常考えられることは、時間外の大衆なり、あるいは非常の人が正当なるデモ行為をする、正常なる業務を阻害しない範囲内において自由になし得ると思ふんです。

○吉村委員 労働局長、非常に抽象的な表現なんです。正常な業務を阻害しない行為ということになるならばという事です。正常な業務というものを非常にあなたは正常な見方をされておる。たとえば、私が今あなたに具体的な質問をしますが、国鉄あるいは電

電公社、いろいろな公社の内規があるわけなんです。公社自体の法規がある。この公社の法規を守ってやった場合には、実際にほんとうの意味での正常な業務の運営ができないという事例がたくさんあるわけなんです。これは安全関係の問題なんかは強行法規になるわけですから、これは優先的に守らなければならぬ、そういう法規類がたくさんある。たとえば国鉄なんかは例をとれば、構内の運転作業に従事するにあたって、走ればけがをする、走ればまずい仕事をするような結果になれば、走ってはいけないということがあつて、走ってはいけないという法規則をきちんと守っていくということが、正常な業務を運営することになると思ふんです。それをやってやったのでは、非常に忙しいために、実際に列車の運行というものが阻害をされる、列車の運行が正常にやれないという問題もあるわけなんです。そういう問題にぶつかるとすると、一体正常な業務の運営という範囲はどこの範囲かという問題が出るんです。これは今までのいろいろな紛争の中で皆さん議論をされておるはずだから、あなたの方でも承知をされておると思うんですが、実は十七条の規定というものは、こういう表現をとっておるために、実際どこからどこまでが公労法によって規制をされる組合に許された団体行動の範囲であるのかというところが不明確である。今あなたの答弁では、正常な業務を阻害する行為は十七条に違反するのだ、こういうことでありますけれども、その点に明確でないところに問題があるわけなんです。従つて私は、その公労法の管理をするところの労働省としては、い

わゆる正常な業務に支障を来たすというところは、一体どこからどこまでの範囲をいうのかということも明確にしておかないと、不必要の紛争というものが起こってくる、こういうふうな考えが起るのだ、その点を労働局長の方から明確に答弁をしてもらいたいというふうに言つておるわけですから、抽象的にでなく、紛争をできるだけ将来防止する、こういう立場に立つて、もつとはつきりした答弁をいただきたいと思ふわけです。

○富樫政府委員 御説の趣旨はわかります。ただ、先ほどからも申し上げておるのとありますが、具体的に申しますと、今回なされた七千件の処分を一つ一つ審査するわけの立場でございませぬ。そういうことで、個々について争いが起こり得る場合はある程度私もあると思ひます。その場合に、それが一方組合運動弾圧の目的を持ってやっていると認められる場合には、公

労法に不当労働行為にされたらよろしくあらうし、郵政であればあるいは不利益処分の救済を人事院に求められてもよろしうし、あるいは法廷で争われてもよろしうございませう、そういうふうな申し上げるのがわれわれの労働の立場の見解でございます。

○吉村委員 これは私はあとでも少し質問をするつもりでおりますけれども、ここで申し上げておきたいのは、公労法という法律は二十四年に施行せられて以来今まで一回しか改正になつておりません。その大綱的なものは、ずっと精神は一貫しておる。僕たちが疑問に思つておることは、今から七、八年前に行なわれた一つの行為というものが、何ら公労法の違反じゃない

い、こういう状態であつたのにもかかわらず、それから時間がたつていつて、今度は同一の行為が公労法の違反だというふうにいわれるようになっておる。こういうところに、非常に権力によって労働運動を断絶しようとする意図があるのではないかと私はあると考へますけれども、そういうような気持を一般の人たちに与えているわけなんです。一つの行為に対しては、時間の経緯があらうとなかろうと、法律の内容が同じである場合には、当然同一の規制が行なわれなければならないと思ふんです。そういう点について労働省としては、今までのいろいろな公労法の中では問題があつた、問題があつたからこそ、今から七、八年前の公労法の運用の状態と現在の運用の状態、こういうものについて相違が出ていふうふうな考へますか。それとも考へませんか。この点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○富樫政府委員 法規の適用につきまして、あるいは懲戒処分の運用につきまして、時に寛政があり得るということとは考へられます。過去において一たん処分に該当した事項でも、何らかの事由によつて宥恕したもの、その後他の事情によつて厳正に適用するということ場合もあり得る。また現実にあるだろうと思ひます。ただ一つつけ加えておいた方がよいとわれわれも思ひますのは、従来の扱いとある程度取り扱いは異なるであらうような場合には、あらかじめ相手方に警告をするというような望ましいというふうな考へます。それが望ましいというふうな考へます。

○島本委員 労働省が来ておりますからなにお重ねて聞きますが、今言つたように、これははっきり二つに区切ります。組合運動の中でそれはもう違法と認めようが正当と認めようが、認める方は認め、組合の方では正しいとしてやつておられますから、まずそういうようなことは論議の外にしておいて、相手側が、組合の指令を受けてやつてい組合員に対して、指令を返上しなさい、職場大会に出席するなというようなことを言うことは、これは運営に介入することになると考へますか、ならないと考へますか。

○富樫政府委員 形式上、内容上正當なる指令の場合にそのようなことをすれば介入になる。

○島本委員 従つてこれは、議事録にも今まで明確になつておる通りに、今言つたように、これは第七條の三項の第二行目の事項にあるように、これは「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること」は、不当労働行為であるということも明確なんだ。公労法もこれを適用するのだ。今、職場大会に参加しなさい、返上しなさいから罰する、こういうような行為は不当労働行為に該当する行為である、こういうふうなふうに思つてもしょうがないやないか。労働省の方でも、こういうふうな二つの事例をもつては、もうはっきりそういうふうなふうに断定している。これは将来に至つては分断支配のおそれさえ十分感ぜられるというところは、今までの答弁でもうすではっきりしているわけ、今までの公社側の答弁は、この処分については、まことに重大な危険がまかりない答弁をなさつておられます。こういうふうなことに對しては、

總裁、あなたはどのように考えますか。
労働省も今のような答弁をはっきりしておきますし、公社側でも、議事録によっても明確なんです。總裁、あなたは、こういうようなことに対して、今後こういうようなことをはつきりやっていた方が正しいというふうに考えますか。それとも労働省の言うように、これは気をつけなければならないというふうに考えますか。いずれですか。
○富樫政府委員 誤解があつてはいけませんから重ねて申し上げますが、指令が形式的にも内容的にも正当なものである場合に、その実行をばむようなことを使用者側がしては不当労働行為になるということを申し上げておきます。

○大橋説明員 公労法の第十七条の規定によって禁止されているような行為は、これは違法な行為と私どもは考えます。

○島本委員 今労働省の方で言った見解については、社会労働委員としての私どもの見解の点と若干食い違つたものがありますが、この点については私は保留しておきたいと思ひます。この点は私はあとでゆくりあなたと争ひたいと思ひます。

なお、前回の続きになりますが、この際ですら總裁から明確にしておいてもらいたいと思ひますが、郵政大臣が管理者側に対して、職務を放棄し、または職務の場所を去ったり、管理者としての違法状態がもし生じたならば、法に照らして法規上の処分をする、こういうふうなことを總裁は知らないとおっしゃった。知っている知らないというふうなことで前回のいろいろなめましたが、しかし、現在これから

三日もたつておりますから、この点等については總裁は十分知っておられると思ひます。組合の方の処分は、なすべきじゃないという範囲を越えての処分がなされたことはわれわれは十分わかる。今後もしこういう問題に対してはおそらくは尾を引くものであり、社会労働委員としても、このやり方等については毎回この場所で討議をされるような状態になるのじゃないかと思うと思ひます。しかし、経営者に対しても、管理者側に対しても、こういうふうな違法行為があつたならば処分をするというふうに言われてあるのですが、この問題に対してはつきり調査されましたのは今まで何件ございまして、これをばつきりしていただきたいと思ひます。

○大橋説明員 ただいま御指摘の、管理者側においても違法な行為があれば、むろん処罰いたします。目下そういう問題を指摘されて問題があると思ひます。その点は具体的問題でありますから、局長からお答えいたさせます。

○本多説明員 前回におきましても島本先生からお話のございましたが、そのときにもお答え申し上げておきましたように、私どももすでにその前からそういうお話もございましたので、地方に聞いてみました。その際の通信局のお話によりますと、その事件の前後におきまして、御承知のように管理者も非常な心労でございました。ことに管理者は年令の非常に高い者でございまして、健康のすぐれない者等ございましたので、これが局所において職務をしないではかたところに行く、これは通信局においてちゃんとその場所

もわかつて、通信局の命ずる執務をいたしております。あるいは処分撤回闘争等で集団的に組合側が大挙して押し寄せる、あるいは自宅まで来られる、そして奥さんや子供に対していろいろ話を強要されるというような事例もございました。そういうようなことも考えまして、局舎あるいはその居所から離れて、ほかのところまで通信局等その上部機関と連絡して勤務させるというような事例もございまして、そのほかの点につきましても、そういうことはございませぬ。前に申した通りであります。

○島本委員 具体的に全然ないということですか。
○本多説明員 そうでございます。

○島本委員 全然ないというふうなことであるとすると、私どもの方では少し解しかねるのです。ただ具体的に、長岡で行なつたあの行為の中で、はつきりしたデータはあるのですが、ああいうような行為、並びに別表十によつてこれを処置したと言ひますが、その別表十にもとるような処置をされてあるのです。管理者側に対しても同様に同じような態度で臨む、こういうふうなことを言つておられるのです。そして同時にこれを前日に知つていた組合に對しては、あなたの方では、それを措置しないのが悪いのだ、全然措置しない行動が罰則に値するのだといつて処分している。経営者の方でも一日前にわかつて同じような措置をしながら、そういうふうにはつきり別表十にもとるようなそういう行為をしたのも具体的にある。別表十の中で、これは私の方で略記しておりますからばつきり言ひますけれども、あの第一基準に属す

る問題、第二基準に属する問題、この第一基準、第二基準の中で、それぞれガス事業に携わつてゐるような電話、これは第二基準でしよう。こういうようなものもあつて切つてしまつてある事実がある。第一基準の方に属するようなものでも、重要なものも切られてゐる例もあるのです。こういうふうなことをしても、これは当然差しかえないものであつて、組合の方は罰してもいいが、経営者の方には何ら手を触れない、調べてみてもそれは正当な行為なんだ、こういうことですか。これははつきり總裁の方にも聞いた方がいいと思ひます。

○山下説明員 ただいま御指摘の別表十の適用上の問題につきまして、私の方も詳細に調査いたしました。御指摘の部分につきましては、私どもはさう思つておらないのでございませぬ。具体的にガス事業は切つたとおっしゃいます。調査いたしましたところ、長岡の電話の三十一番と四千七百十八番は北陸瓦斯公社の電話でございまして、これは生かしておられます。そのほかの部分につきましては、具体的にあの局で生かした電話につきましては調査いたしましたところ、それぞれ理由があるわけではございませぬので、別段さう不当であつたとは存じておりません。

○島本委員 気象機関の電話が漏れておりますが、全然漏れたのはありませぬか。
○山下説明員 御指摘のように気象機関の分は生かしたうちに入つておりませんが、長岡にありませぬ気象機関としては、気象通報所というのがございまして、これは運輸省の設置法によつて設けられた機関ではございませぬ。

その任務とするところは、ロボット雨量計の資料を受信し、中央気象台へ中継する、あるいはロボット雨量計の見回りをすると、中央気象台から天気予報の資料をもらつて伝達する任務になつてゐるようでございます。そして所長一名と所員一名、二名だけの機関でございまして、広い意味におきましては、気象機関と言へるでしょうか。けれども、正式の機関と言へるでしょうか。運輸省設置法による気象機関というのに入つておりませぬし、たゞいまは別表第十の意図してございませぬのは、ほんとうに天災事変その他非常時における場合の気象関係の通信を確保しようという趣旨でございませぬので、別表十に違反したというふうには私どもは理解しておらぬわけでございませぬ。

○島本委員 その問題はこれ以上やりましたものでは、別表十はその通り実施したものである。経営者側、管理者側に何ら手落ちのないものである、こういうふうな断言として、これはとつておいていいわけですね。

○山下説明員 私どもとしては、別表十を適正に適用しておるのであつて、その中に違法とか間違ひがあつたというふうな事実を知らないわけではございませぬ。

○島本委員 その点等については、うちの方でははつきりしたデータを持つておりますから、その点であなたが言つたことは議事録に残つておりますから、それと突き合わせ上でこれを明確にいたしませう。

信部長はこういう説明をした。いいですか、それはあなたの言うように消防署が残せよといって残したんだと言わなかった。常盤とかそういう料理屋を非常時の場合はわれわれの木掘にして、経営者側の木掘にして、そこへ立てこもる、そしてそれを対策の本部にする予定でございましたが、まだそこを本部にしてわれわれが入らないだけで、電話を残しておくのはあたりまえでございましてと云っている。君の説明と違ふ。それが料理屋での通信局長、通信部長の説明だった。なるほど電話局があるから、組合がストライキをやる時にはこれ幸いと直ちに市内の一流料理屋へ入って、それを本部にしてまあ飲み食いしたかどうかは知りませんけれども、そういうふうにして料理屋を利用したということは、それで了解できたからこの質問は答弁せよ。要らないけれども紺屋が残ったのは何だ。紺屋も菓子屋も入っているじゃないか、消防署のその二十三のほかに。とにかく三百五十二は架設残している。切らないで残した。国会議員のところは、ここに七名か八名かいるが一つも残していない。参議院議員も衆議院議員も一つも残していない。それを君たちは正しいと思っているのか。架設するときは最重要であるといつてわれわれの電話をつけておきながら、そういう政治的なストライキのときに切っておいて、それであくまでも正しいと君は言い張るのかどうか。その問題は理屈をつべこべ言わない。総裁、それが一体電電公社のあくまでも正しいあり方と信じているかどうか、それを聞いておる。

○大橋説明員 個々の電話を生かしたた

とか、つながりなかった電話、切った電話、この差別につきましましては、個々の事情は十分に調査して決定せられたようでありました。その個々の内容については私が一々検査しておるわけでありません。ただいま運用局長が申しましたのは、運用局長は十分それについて調べた結果手落ちがないということをお願いしたものですから、詳しいことは運用局長に答弁いたさせます。

○小林(進)委員 総裁にお聞きしているんです。総裁、いやしくもあなたの方で架設をするときに、国会議員の電話は最重要でございまして、いいては最優先的につけている。いいですか。つけておいて、同じ電電公社が今度

は、こういうストライキをやりますとか組合との折衝問題でやむを得ず電話を切らなければならぬときには、料理屋はこの通りしてわれわれの本部にする必要があります。紺屋は紺屋でこういう組合のストライキのときは使わしてもらいます、そういう理屈をつけたらして、そういう電話を含めて三百五十二を残しておきながら、われわれの電話はむきんに切断をした。あなたは一休総裁としてそのあり方が正しいとお考えになっておるかどうかが、あなたのお考えを聞いておるかどうか、あなたの気持ちを聞いておる。個々の電話がいかどうかということをお願いしているのではない。このあり方が、一般論として公社のあり方として正しいとお考えになっておるかどうかが、ということをお願いしている。

○大橋説明員 電話を新たに架設する場合の標準と、それから何か非常災害その他の非常時において必要な電話として存置する電話と、おのずからその間に適用する場合が違うのでありま

す。(料理屋はどうだ)料理屋のことほもし必要ならば運用局長からお答えいたします。

○山下説明員 ちょっと今の問題に対して説明させていただきませんと、どうも誤解があるようでございまして、簡単に申し上げますが、先ほどから申し上げておりますように、料理屋とかそば屋という理由によって生かしたのではございまして、そういう消防機関たる性格を持っており、あるいは簡易公衆電話とか委託電話というように公の性格を持っており、そのことを一つ御理解願いたいと思います。

○小林(進)委員 そういふ詭弁を弄するから私は承でできない。私は質問するからにはこれを見ているのです。三百五十二の中には、ちゃんと委託電話をつけておる。簡易利用の電話もつけておる。その中には呉服屋もあるしパン屋もある。けれどもそれは簡易電話であり委託電話でありますから、パン屋云々、呉服屋云々ということは質問しておりません。委託でも簡易利用でもない、しかも消防でもないというものを聞いています。

○山下説明員 生かした電話の記録は全部ここに持っておりますから、説明する時間がありましては御説明いたしますが、それぞれ理由のあるものばかりでございまして、御了解願いたいと思います。

○小林(進)委員 私はどうぼうにも三分の理があると言っておる。だから今も言う通り、料理屋だつてその通りだ。聞いてみたら、あなた方、そこへ立てこもって組合のピケ破りをするのに必要だから料理屋を残した。それも理屈

だ。しかしそういう理屈のために、われわれ国会議員の、架設をするときには最重要だといって架設をした電話を切ったことが、一体総裁の判断によって正しいかどうかを聞いておる。総裁、いま一回答弁して下さい。

○大橋説明員 先ほど運用局長から申し上げました通り、非常災害その他非常時において災害防止に必要なことが最も重要なことでありますから、その場合適用すべき基準は、おのずからそれに適合したような基準を適用する、かように考えております。

○小林(進)委員 その料理屋だけではございまして、ここには簡易電話もなければ、いわゆる委託の電話もなければ、山竹などという料理屋が残っております。これも確かに必要なんです。ね。じゃその常盤という料理屋、これも、私が聞いたときに、立てこもるために必要だという答弁は、新潟へ行ったら通信部の方から御説明を聞いてきまして、じゃ一つだけ聞か、山竹という料理屋は一体どうして必要なんですか、お答え願いたい。

○山下説明員 何番の電話でございましょうか。

○小林(進)委員 何番と言わなければわからないじゃないか。そういうざざんな答弁なんか聞く必要はない。電話番号を知らなければ料理屋が何か知らないじゃないか。それだからだめだと言ふんだ。

○山下説明員 電話は番号によって処理しておりますので、何番の電話とおっしゃっていただかなければ、どうもよくわからないわけではございまして。

○小林(進)委員 それじゃ番号を三百五十二全部読み上げましょうか。あなたが驚いて卒倒するようなものがこの中に入っている。今の総裁の言葉は重大です。こんな答弁で私どもが引込んでお考えになりましたら、あなたは大へんであります。それはわれわれに対するいんぎん無礼な証拠じゃありませんか。架設するときには、先生命、何をしても架設いたします、公債も要りませんと、うまいこと言って喜ばしておいて、そしてこういう組合のときになったら、天災でございまして、事変でございまして、天災でもない、事変でもないんだ。そういう政治問答で人をべてんにかけるようなことを言っている。それで国民に奉仕できるか、この問題はあと回しにして次に伺いたしますが、これはまたやり直します。

次を言いますが、あなた方は、国会に来て答弁をされるときに、サービス機関だから、ああいうピケを張られたんで、国民に対するサービスを守るために、私どもはやむを得ずこれをやりました、あれをやりました、こういうことを盛んに言われる。それほど経営者側や職制にある人たちは、非常に国民大衆にサービスをするということを金科玉条のようにして説明している。非常にけこうであります。その精神が名実ともに備わっているなら私も感謝いたします。あなた方はすでに三月の十一日から電話を切る準備をされていた。現実には切られたのは十六日の午前七時であります。切る準備はすでに五日前の十一日からせられていた。そして十四日には、ちゃんと中に入って、弾器板の中にプラスチック

か何か差し込んで、三百五十二だけは切らないようにすっきり作業せられた。それくらい懇切丁寧に準備をせられたら、その間に、電話を切るが、大衆にこういうことで迷惑をおかけするかもしれないということをあらかじめ通告する時間の余裕はあったでしょう。それこそ天災事変で、瞬時に原爆が落ちたり、津波が起こったり、たつまきが起ったというならば、前もって電話を切るということは言えぬのでありますけれども、五日も前から準備して、国民大衆に迷惑をかけることがわかっておるのに、どういう理由で、こういうサービス精神でやりましたか。

○大橋説明員 これは小林先生も御承知の通り、組合としては相当前から拠点を中心として、その拠点のうちの最後の決定は、おそろく前日あたりに言ってきたらどうかと思っております。一県に三つなり四つなりというものを、おおよそその範囲内において拠点に利用する、拠点にいいよきまいったときにはこうする、という指令が出ております。そうしてその指令の中では、従来と異なつて保安要員も置かず、保留要員も置かないで、全員引き揚げて、一時間なり二時間あるいはそれ以上の職場大会あるいは職場外の大衆をやるということ、そして、もしその通り実行せられた場合には、保安要員もいないし、通信もできない、電話の交換もできないという事態に立ち至りますので、さようなことになった場合には、あらかじめ相当の準備をしないと不慮の災害、たとえば火事が起きないとかあるいは機械が焼けないというようなことも保しがたいのであります。従いまして、万一そう

いう場合のために相当前から準備をするのは、これはどうもやむを得ないことだと思ひます。しこうして、いよいよ最後に決定したのは、おそろく十六日の前の晩もしくは十六日の朝ではないかと思ひますが、はっきりこれが拠点局に指定されたということがわかつたのでありまして、あらかじめこれを準備することをお済めいだいても、私の方としては、これは当然のことと考えております。

○小林進委員 これくらい懇切丁寧な、こんなにおとなしくわかりやすく私が質問しているにもかかわらず、総裁は答弁にならない。準備をしたのがどが悪いと私は言いましたか。準備をしたのは悪いとは一言も聞いていないですよ。十一日から準備をされているのだから、それくらい公社がサービス精神に富んでおつて、市民大衆に対するサービス精神に徹しておりますというなら、それくらい準備期間があるのだから、その間に、こういうふうなことで市民大衆に電話を切つて不便をおかけすることがあるかもしれないから、その節は一つあらかじめよろしくという予告をしたり通知をしたりして、不意に切られて市民大衆がよろうばいするやうなことを事前に防ぐというやうなことは当然やうていいのではないかな。なぜそういうことをやらなかったのか。口と腹と行なうことは全くでたらめではないか。

かつたではないか、まだ組合は話し合ひの態勢に入らう入らうと言っているときに、もう公社側の方はすっかり計画をして、むしろけんかを売りかけたのはあなたの方じゃないかと言つたら、そんなことはございせん、組合も前からちゃんと意思決定して、十六日にはストライキをやる準備をして、たということを繰り返さつきから答弁しておる。ところがはからずも先ほどの答弁の中に、組合の意思決定は十五日ですか、それまでは組合は決定してはなかつたと言われた。今までの答弁とは全部違つて、これは実に重大なる発言だが、それはあと回しにいたしまして、第一番目の、なぜ一体十一日から準備をしていたにもかかわらず、市民大衆にこういう不便をかけるかもしれないという予告をなさなかつたか、なぜサービスをされなかつたか。それを聞かしていただきたい。

○大橋説明員 いよいよそういう事態が生じた場合には電話を切ることがあるというところで外部に対する周知をやるべしということ、私どもの方からあらかじめ通達はいっているはずであります。かような通達が電話局の方に参つております。事前に闘争拠点局を察知し、その局管内の電話利用者に次の方法によつてPRを行なつて徹底をはかる、こういうことを指令しております。今回の全電通労働組合の不法な実力行使による電報、電話の遅延または業務の遅延がやむを得ざるに至つたことと、この時間内に電報、電話の利用をできるだけ御遠慮をお願いする旨の印刷物を前日もしくは当日、早朝の新聞紙に折り込んで周知をはかる、かようなことをあらかじめ指令してござい

ますから、多分相当の措置をとつたことと私どもは考えております。

○山本委員長 小林委員に申し上げますが、お約束の同鉄関係の方が入つておりますから、電電公社関係は結論にお入り願ひます。

○小林進委員 結論を急ぎますが、答弁がまずいからやむを得ず時間を延ばしているんですが、答弁を要領よくやつていただければ、質問は短くします。

その問題は、当日はあなた方は七時に切られた。その切り方も、あなた方の公社の内部の職制が、今の時限までは電話業務は正常に行なわれていたという、こういう証言をしながら、切つたのでありますが、市民に告知するところの通知はいつおやりになりましたか。

○山下説明員 当日は七時からとおつしやいましたが、実は当日前日から宿直しておる交換手が二十名でございまして、当日朝出てくると予定されている人が三十名でございまして、この五十名によつて早朝の業務をやることになつておりましたけれども、ピケその他の関係でどうしても入れませんので、やむを得ず七時半から特に重要と思われるものを確保にやつたわけでございまして。そして七時四十五分までにやつたやうなわけでございまして。

○小林進委員 告知はいつやつたか、市民に対するサービスはいつやつたか答弁をしないから時間を食うんだ。それほどサービス精神に富んでいふというならば、電話を切りますという告知をいつやつたかというのです。一般大衆が被害を受けないようにその告知をいつおやりになりましたかといふのです。

○山下説明員 実は先ほど総裁が申し上げましたように、どこでいつどのようにやるというところは、まぎわまでわからなかつたわけでございまして。そのためにいろいろな方法で、市民、利用者の方にこの事態をわかつて、いろいろ御協力願ひことにしたわけでござい

ますが、そのようにいよいよまぎわでないといわかれませんでしたので、そういう印刷物その他による周知に、それほど平常のように計画的にいかんかつた点もあるかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、そういうことについて一般の市民の方、利用者の方にもできるだけ周知をして御理解を願ひようにするというふうにいたしましたわけでございまして。

○小林進委員 あなた方はそのときどきの答弁で全部うそを言つておりますよ。前々会から質問しておるときに、前からちゃんと計画的にやつて、交渉の余地なんかないんだと言つておりながら、今の答弁になると、今の今まで組合はストライキを決定してやるといふことがわからなかつた。総裁の話によれば、前日までそれはわからなかつた、こういう答弁をしておるじゃないですか。前々から計画をして、もはや数日前から交渉の余地がなかつたという今までの答弁はどうなんですか。

○本多説明員 これは全般的に、今度の全電通の闘争は拠点局をきめて、しかもピケを張つて人為的に業務をストップさせる、こういう大方針は二月の何日ですか中央委員会できまつております。そういうことを流しております。それから十日に準備指令を出してあります。そうして十四日には、総裁

がおつしやいましたように各支部、各県傘下三局の拠点局をきめております。そういうわけでございまして、いよいよ全電通の組合各支部、分会といったしましては、拠点局になれば違法な争議行為を行なうというところはわかつた切つておるはずであります。私どもの方といたしましては、どういふ局がどういふ事態になるか、これは組合内部の指令でございましてからわかりかねますが、そのために業務上の確保をするための準備というものは、利用者の関係もございまして、これは拠点が具体的に明確になつたときにいろいろな措置をとらざるを得ない、かように考へております。さうなことで、先ほど運用局長が申しましたやうなPR等につきまして十分計画的にいかんかつた、かようなことは申せるのではないかと考へております。

○田邊(誠)委員 閣下。今小林委員の質問しておりますいわゆる天災その他やむを得ざる場合において加入電話を切断するといふ、こういう措置は営業規則によつてやられておるわけでありまして。そしてその営業規則の根拠になるのは、公衆電気通信法第六条の「重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて」別表十によつてこれを確保することができ

九によって優先基準によって加入を認める、こういう別表九の第一順位の中に、小林進衆議院議員を初めとする国会議員があることは当局が御存じの通りであります。そして別表九というのは、これは法三十条の二項によって「公共の利益のため必要な加入電話に係る加入電話加入申込を優先的に承諾しなければならない。」こういうふうになつてゐるのであります。従つて公共の福祉というものが、何といつても公社の仕事の建前からいってこれはまずもって考えらるべきである。公共の福祉のために全部の加入を認めることはできないから優先順位を定めて、これをもつて認めておる。その第一番目の順位にある国会議員の電話が、天災その他のやむを得ざる場合における確保すべき電話の中においても重要な順位を占めることは当然のことでありまして、しかし別表九と別表十とは同一でないことはわれわれも承知しておるものであります。いわゆる架設する場合の優先順位の中にある範囲がそのまゝ別表十の天災その他の場合に当てはまるとは言つていない。しかし小林委員の質問は、最優先順位として架設を承認しなければならぬ立場にあるところの国会議員の電話を切つておいて、公共福祉という名のもとに営業すること、最も本旨とするところの公社が、ただ単にいわゆる自分たちの勝手に籠城するための料理屋の電話は切斷しなかつたといふことは、これは公衆電気通信法、営業規則にその精神は相反するのではないか、こういうことを質問してゐるのであります、これはだれが聞いても常識的に判断ができることであります。ただ単にいわゆる公社の

営業上の身勝手な判断でもつてつけた切つたりできようはずがないのでありまして、これは当然公共の福祉の建前から架設を定め、その精神にのつとて天災の場合においてやむを得ざる場合におけるところのいわゆる切斷を一部しなければならぬ、こういう立場になつてくるわけでありまして、その精神が実は今のお話のように全然相反するような状態でもつて切られる、また身勝手になつておる、こういう状態を指摘するわけでありまして、この公衆電気通信法のあなた方の言つておる法の建前から言つても、今のあなたの答弁は全然なつていない、そういうふうには指摘しておるわけでありまして、そういう点は總裁も今の私の話を聞けば明確におわかりだろふと思うのであります。あなたが公衆の福祉を守るための最高責任者として、料理屋を切らないで国会議員の電話を切つたといふことは、はたして法の精神に沿つてゐるのか、相反してゐるのか、こういうことの答弁を明確にしていただきたい、こういうことでありますから、一つはつきりした答弁をお願いしたいと思ひます。

○大橋説明員 ただいまの御指摘の料理屋に電話を存置して、国会議員の電話を切つた、こういうことの不均衡といひますか、不適当なことを御指摘になつたので、それで料理屋であるがゆゑにこの電話を存置したのではなくて、料理屋というものを、営業は料理屋であるけれども、営業は料理屋であるかもしませんけれども、その料理屋を他の目的のために使われておつた、(田邊(誠)委員「公衆の福祉のために使われておりましたか」と呼ぶ)それは公衆の福祉のために必要な仕事をやる事務所に使われておつたという場合のことでありまして、

○山本委員長 ちょっと御注意申上げますが、お約束の時間が過ぎましたから……社会党さんの御都合の御約束の時間です。

○小林(進)委員 わかりました。それは總裁はやはりそういうストライキやピケで電話を切られるときは、いわゆる公社法に定められた公共の福祉に国会議員の電話は該当しないというふうに判断されたわけでありまして、

○大橋説明員 これは私が急に判断したわけじゃないので、従来から今の別表というものはきまつておるのでありますから、それに基づいて適用したわけでありまして、それは問題、将来それでこの現在の内規といひますか、別表といふものは全部正しいかどうかといふことになりまして、それはいろいろ批判があるかも知れません。従ひまして今後さらにこれを検討して、あるいはその内容について不適当な点を改めるといふことでありますれば、それはわれわれはさらに研究してよろしうございします。

○小林(進)委員 それでは不適当とお認めになつたのですな。お認めになりますか。

○大橋説明員 これを不適当と認めるかどうかといふことを研究してよろしいといふことを申し上げてゐるわけでありまして、

○小林(進)委員 そういうような答弁では満足できませんから、この問題は留保いたしまして、最初にまた戻ります。

職員局長、あなたはさつき言つたやうな十四日には三拠点地区に指定をされたから、だから公社側でも十四日にはちゃんと切斷の準備をした、こう言われたね。しかし組合側に言わせれば、まだやるかやらぬかわからぬけれども、十六日にいよいよストに突入するといつて、その場ですぐあれほど大きな組合が即決できるわけではない。やるにしても準備をするのがあたりまえだ。あたりまえだからそれに対抗するためにあなた方も十一日からちゃんと準備された。準備されたそのことの悪い悪いをわれわれは言つてゐるのじゃない。しかしあなた方も準備をしたが、ほんとうに切斷するかしらないかはわからない。組合の方もわからない。にもかわからず、あなた方はその組合がまだ実際に行動に移るかどうかわからないために万全の準備をされておつたのだから、その準備の過程の中に、あなた方が一番重要と考えてゐる市民各位に対し、あるいはこういうやうに切斷するかも知れませんといふ、こういう公示をするという行為が、その中になぜ入らなかつた、一片のサービス精神があなたの言われる通りあつたならば、なぜそのときやらなかつたかといふことを私は言つてゐるのである。その話を聞きましょう。それを聞いてゐるのです。それで千落ちがありませんか。

○山下説明員 当日の状況を申し上げますと、十六日の朝まで本社段階で閉交中であつたのでありまして、別段そのときに七時過ぎとか八時から必ず全員が職場から離脱するとかまつておつたわけでもございしません。そのためいろいろな準備を私の方がしておつても、業務の運営ができなくなつたと

きにそういう措置を講じたわけでもない、まして、そういう事情は御了承願ひたいと思ひます。

○小林(進)委員 今ちゃんと与党の代議士も私語しておられる、あるいは十六日に切るかもしれないといふくらい指令はなせ出せなかつたのかとちゃんと言つてゐる。それは一般論です。けれどもそれをやらなかつた、やらぬその理由を、まだあなた方は牽強付会して理屈をつけようとする。しかも今あなたが言われてゐるやうに、十六日になるまではまだほんとうにストライキに突入するかしらないかわからない状況だつた、あなたのその答弁が正しいならば、もはや十四日にその指令が出たが、もうやるものとして、あなたは、全部万全の措置をして、居残りもした、全部やるという準備のもとにやつてきたと言ふ。十四日の拠点がきまつたときに、それは動かしたいものだといふあなたの答弁は全部食い違つてゐる。その食い違ひはどうなつてゐるのか。

○本多説明員 長崎局におきましては、すでに前日の七時半から局舎の外にピケも張られたし、中にも入つてピケをやつております。十五日の夕刻でございします。私どもは十六日の業務を確保するために、そういう事態でございしますので、私どもの中で、仕事を確保するために管理者が中に入るやうに前日からそういう措置をとりました。これは業務を確保するために私どもはその行動をとつたわけではございません。すでにもうピケはそれとときに張られておりました。

○小林(進)委員 私は十五日の話を聞いてゐるじゃないのです。十四日にあ

なた方は万全の策をちゃんともうして、切る準備を全部されているじゃないか。そのときにちゃんと、十六日に切るかもしれないという、そういう市民に対するサービス精神がなぜ一べんも出せなかったかと私は聞いている。ところがこつちの方は十六日の朝になるまで組合はストライキをやるかどうかかわらないから、十四日か十五日に市民に告示するようなことはできなかったと言っている。話が違ふ。何べん言ったって水かけ論だから、これはまだ時間がたくさんあるときにあらためてやることにして、この問題は承でないから留保しておきます。

もう時間がないからすぐやめますが、次の問題で私は聞きたいのですけれども、すべて法律の建前は、これは犯罪でも不当労働行為でも、行為を罰するのが建前です。しかしあなたの方のこのたびの行政処分においては、行為がない。何も行為がない。ただ組合の役員であったという役員の肩書きがあったというだけでこれを処分している。一体役員であるその人たちが——

先ほどから論議されているのはいわゆる指令権の問題だ。指令が出たから、指令を正しく行なったことを不法行為であるというとは論議し尽くされたから、その問題はしばらくおくといたしまして、もう一方の法律論争としては、何もしない、行為は一つもない、この人が一体不当労働行為の適用がある——ピケを張る、あるいは保安要員を引き揚げるといふような、そういう行為を直接指令したかしないかわらない、休んでいるのでありますから……。郷里の自分の母親の葬式に行っているのだから何も行為そのものはないが、

ただ組合の役員であったということだけで罰して、その人が不当労働行為であるいは指令をしたか論議をしたか、賛成をしたかという、そういう実証が一つもないものを罰しているのではありませんか、全く不作為なざることに對して罰則を加えている。こういうような罪の課し方は、少なくとも私は全く新しいケースだと思ひます。これは労働局長、あなたに聞くのですよ。行政処分であらうと刑事罰であらうと、罰するに行為がなくてはならぬ、行為が一つもないものを罰するという法律の根拠がどこにある。

○富樫政府委員 具体的なことは一つも見えませんが、一般的に申し上げて、いわゆる不作為義務がある場合に、その行為をしなかったという場合には処罰の対象になり得る場合があります。

○小林(進)委員 私どもは子供がそういうところにはおつて、黙っているばら子供が橋から下に落ちる。落ちれば死んでしまう。助ければいいのだけれども、その子は惜しいから黙って落ちるのを見ていて、そしてそれを放任しておいた、こういうのがあなたの言う不作為の行為であつて、それは行為の義務がある者は行動に移さなかつたという点で罰せられるだらうけれども、そういう不作為の義務を罰するためには、厳密な例示というものがなければならぬ。組合の役員たる者が当日もいない、その日もいない、前の日もいない者を罰するといふ、そういう明確な例示規定、法律規定が一体どこにあるか。

○富樫政府委員 前回も同じ趣旨で申し上げ、今回も同じ趣旨で申し上げたのでありますが、作為義務があるといふことにつきまして、新婚旅行中に旅行をやめてまで帰つてきて何かするといふのが、社会通念上そういう作為義務まではなからうといふ前に前回も申し上げ、ただいまもそういう感じでありました。問題はその後何にかあればある、こういうことであります。

○小林(進)委員 とにかく今のこの問題、組合の役員であるという肩書きだけで罰せられるといふこの問題は、それは小林孝平君も参議院で言っているが、時間的に一体どの範囲まで、たとえば一カ月前なら罰しないけれども、ストライキをやつた二日前なら罰するというような、そういう時間的な問題もあるだろうし、あるいはその量的な問題もある。量的な問題もありませんが、これは重大な問題でありますから、私は電電公社やあなた方が責任をとらない限りは、この問題は何回でも解明してやります。しかし時間がなければ今私は論じません。論じませんが、これは法律の基本に關する重大な問題でありますから、あなたの方のうっちゃらかしのような答弁で私どもは納得するわけにはいかない。これはしかし私はまたあとでやるのです。いいですか、研究しておいて下さい。

第三番目の問題に移りますが、時間もありませんから、委員長、協力しますから、第三番目の問題として申し上げますけれども、あなたの方は、電電公社がピケを破るときに、七十名のうちが前日から勢ぞろいをしてされておつて、そして当日は午前の——時間の差はあるかもしれませんが、見ています。まあありませんけれども、約三回にわたつて集団をなして、そしてピケ破りをしておられる。それは何と言われたいところで、ここにちゃんと写真がある。こうやってあなた方は隊をなしてピケに突入している。これは全部そうです。この中にはあなたの方の重要な人の名前もありません。顔もはつきりしてあります。高野労働局長、通信局の労働調査員、小泉通信局労働局長、この小泉労働局長が先頭に立つて、そしてこういうような——これはだれが言つたところで、これは突撃態勢です。態勢を整えておやりになつておる。一体経営者が七十名も集団をなして、そして労働組合のピケ隊の中に突入をしていく。その理由は業務再開のためにやむを得ないとこの前も言われた。市民のサービス機関を守るために、やむを得ざる行為であるといふ答弁がありました。総裁、理由はいかがでありますとも、経営者が隊をなして実力を持ってそういうピケを破るというふうなことは、一体指令を出しになつたかどうか。そういう法律根拠は一体どこにあるか、それを私はお伺いいたしたい。労働組合には行き過ぎがあつても——それは行き過ぎはあります。けれども、経営者の集団的実力行使を裏づける法律根拠はどこにあるか。

○大橋説明員 ただいまのお話の中にもありましたように、われわれの業務を守るために、適当な業務要員が必要でありますので、その業務要員の職場に入らんがために、ピケを張つたものを排除しながら入ろうと試みた、こういうことでございます。特に闘争を指令しておるわけではむしろございませぬ。

○山本委員長 小林君、因鉄の方へはい込んでよろしゅうございますか。

○小林(進)委員 おすわり下さい。

○山本委員長 お約束は社会党の方から出たんです。

○小林(進)委員 しかしながら、答弁がなつていないのですから、私はどうしてもできないのですが、いま一つあなたの方の伝次長などというような人がおられて、水の中に飛び込んで、そして電信柱にしがみついて、特攻隊よりも勇敢な行動をせられた。国民は管理者や経営者に川の中に飛び込んで、実力行為でそういう措置をするなどということは要求もしてありません。願つてもありません。管理者には管理者の職責があるはずだ。経営者や管理者の業務の中にそういう特攻隊精神を發揮して、軍隊でいへば一等兵か二等兵がやるような行為をあなたはやれといつて指令を出しになつておるかどうか。これに對して、しかも副総裁は、実に勇敢にして実にりっぱな行動であるといふふうに賞揚されておるが、あなたは一体そういう管理者や経営者に実力をもって集団を組んでピケ破りをやらせたり、特攻隊のように川の中に飛び込んでそして電信柱にしがみつくような行動を勇敢であり、正しい行為であるとしてやらせることが正当であつて、将来もやらせるというふうなことをお考えになつておるかどうか。

○大橋説明員 ただいま御指摘のような事実を私よく存じませんので、もしその行動に對する説明をお求めになるのでありますれば、局長から御返事を申し上げます。

○本多説明員 長岡につきましては、

そういうようなことは聞いておりません。

○小林(進)委員 長岡のことを言っておるのじゃない。伝田次長の行動を聞いておるのです。

○本多説明員 水の中でどうのこうのということは私はまだ聞いておりません。それから副総裁の、そういうことを勇敢な行動だというようなことは、委員会の席上で御答弁になったように私は聞いておりませんが、ただ伝田君の人柄について温厚篤実な人だということはお話しになったと思っております。

○小林(進)委員 その通りだ。勇敢という言葉は具体的に使わなかった。それはあなたの言う通りです。温厚篤実という言葉を使われて暗々裏にその人の行為を正当化するような答弁をされたことは事実だ。しかし私は管理者や経営者がそういうばかげたことをやって、それを温厚篤実でございましてというような言葉で答弁する副総裁の良識を疑う。そんな副総裁がいるから電々公社の業務がうまくいかない。国家の公社、公共企業体が正しく守られない。おれならそんなことは処分する。そういうような行為をやらしておるから、正当な管理者としての職務の業務がちゃんとまわらない。業務を捨ててそういうばかげたことに能力を使っているから組合も心服しないし敬服もしない。労使関係がだんだん悪くなっている。そして問題が起きてくる。そういうことを経営者が反省しなければだめです。そこは郵政大臣はさすがに大局をながめておるから、郵政大臣はもし、経営者管理者の中で行き過ぎがあれば同等に処分をいたします

と言ったが、あなた方はわれわれ国民の代表ならば、そういうばかげたことをやる者をまず首切って、そして神に誓うような神聖な気持ちで証言に立ってやらなければならない。それをいいことのようにやるから、そこにいる職員局長なんかだんだんのぼせ上がって、そして本来の業務を忘れ首切りばかり専門にやって、首切り浅右衛門のようなことをやる。それで能事終われり——能事終われりと言うかどうかからぬけれども、そういうことに精勵して本来の業務をおろそかにしていることは了承できない。この問題もあらためて私は来週にいま少し掘り下げて伺わなければならぬ。

○山本委員長 一問だけ……。お約束の時間が経過しております。

○小林(進)委員 それでは一問です。が、あまりあなたがせかれるので質問を忘れてしまったが、いま一つは、あなた方はまだその行為をやつて告発もされておる。これほどの行政処分をやつて、あなたの公社を構成している重大な要素——私どもは職員に差があるといえども、いわゆる職員も管理者も、国家公共の福祉を守り、電々公社の榮譽ある財産を守るためには責任の重荷はないと思つてゐるが、何か話を聞いてみると、あなた方だけが公社の利益を守るものであつて、職員や労働組合は公社の利益なんか土足でけつて頼みない悪人か悪党のような、そういう前提のもとと思はれるくらい、実に偏狹なる答弁をせられておるのでございますが、今後またその処分を計画をしておるやに聞いている。まだこれで足りない。憎しみは果てなしという

か、まだ果てないで、この次にさらに春闘や長岡の問題に関連をして処分をするという考えでいられるということであるがほんとうに処分をおやりになるのかどうか。まだ国会がうるさい、あなた方が計画している電話料金の値上げも通らないから、それまでは低姿勢でいて、時期を見てすばつと一つやろうという考えでいられるか、ほんとうにまだやる気であるかどうか。

この問題は答弁がなければ、委員長にあと一点と言われたけれども、私は再質問しなければならぬ。

それから第二番目には、何回もここで聞いているが、郵政大臣がここでわれわれに確約せられることが総裁の耳にちつとも通じていない。また総裁がわれわれに言われることが副総裁に一つも通じていない。監督官庁の最高の責任者である郵政大臣と総裁と副総裁の間は全部ばらばらだ。あなた方は郵政大臣の命令を輕視せられておるか、あるいは電電公社の内部に不一致の点があるか、何としても経営者の経営形態が非常にまずい。巷間伝うところによれば、総裁と副総裁はとも仲が悪いとかいがみ合つてゐるとも言われます。それは世俗の言葉でありまして、私どもはもとに信ずるわけではありませんが、この連絡はちつとも密でなければ、今までの経過はちつとも密でない。すべてがばらばらだ。この一点だけでも、私どもは最高責任者として皆さんに責任をとってもらわなければならぬと思うが、この問題はどうか。このばらばらの統一のない、いわゆる無統一の状態、これに対するあなたの

責任ある答弁、それから第一番目のなお処分を追加するかどうかという問題、この二点を一つ答弁をしてもらいたい。

○大橋説明員 今後なお処分をやるかということでありまして。現在まだ調査不十分で、調査が全部完了してない部分がありますから、その調査が完了した暁には多少まだ出るかもしれません。

それから第二点の連絡不十分、これは個々の問題については、過去の突例においてあるいは大臣の答弁を私が聞き知しないでやったということもございましょう。またわれわれの答弁を副総裁に伝えることを怠つたこともあつたかもしれません。しかし今後十分注意してさようなことのないように努めるつもりでございまして。

○小林(進)委員 私はこれで終わります。終わりますが、今までのあなたの答弁の中に、私が四項目あげて質問したことについて一つも私どもの納得する答弁はございませんでしたから、残念ながらこの問題であなたの方の責任を追及する私のほこをおさめるわけには参りません。こんなことでおさめたら国民大衆に対してわれわれは申しわけない。国会議員のわれわれに投票して、正常なる公共体の運営を管理監督してくれようように依頼された国民大衆に対しては相済みませんから、これでほこをおさめるわけには参りません。まして最後のあなたの答弁における、これくらい国会であつた方の間違つた処分の仕方責任を追及せられてゐるにもかかわらず、なおのうのうとして、いわゆる処分の、全貌をつかんでいないから、なおかつこれを行なうなどということ

は、もはやあなたの方公社だけの内部の問題じゃなくて、われわれに対する挑戦である、国民の国会議員に対する挑戦であるといわれれば判断せざるを得ないものであります。それほどわれわれに対して、われわれに質問されることにお氣に召さなければけんかを売ろうとおっしゃるならば、残念ながら買わざるを得ないのであります。われわれも了承いたしません。それから今も言うように、あなたの方の不一致の点について言葉は重大な発言だ。首を切られた者や処分を受けた者の今後の問題をどう処置していくか、国家の公共企業体の運営をどうするかという基本的な問題をここで論議している。あなたの方の用事があるでしようけれども、すべての用事の中で、ここで論議せられてゐるほど重要な用事はないと思つてゐる。その重大なる用事を、あるいは話を通じない場合もあつたかもしれない、あるいは聞かない場合もあつたかもしれないが、それは今後一つづつつかまつていくことで、責任一つとりましてという言葉はない。部下の行き過ぎや職員の行き過ぎはどんな首を切つておきながら、自分たちの至らざるところは将来をきつておきまして、そういう儀礼的な言葉ではおかふということ、は、ますますもつてわれわれは了承することはできません。今後一度私はあなたの良心ある答弁が出てくるまでは断じてほこをおさめないことを申し上げまして、私は私の質問をきょうの場合は終らうと思つてゐます。

○山本委員長 国鉄関係、どうぞお願ひいたします。吉村吉雄君。

○吉村委員 公共企業体等労働関係法という法律が二十四年から施行されて十二年たつておるわけですが、この間に労使の間に非常に紛争が絶えない。それは何かしら多くの問題点がひそんでおるはずだというふうに私は考えるわけだ。

（委員長退席、永山委員長代理着席）

それで国会の場でそういう問題点を明らかにして、そうして将来に必要な紛争というものをできるだけ少なくしていく、こういうことが非常に大切なことではないかというふうな立場に立って、これから問題点になるようなところについて質問をしていきたいと思っておりますから、別に事を荒立てたりなんだからという気持はない。問題はやはり労使の関係というものを明らかにしておくことが非常に大切だという立場に立って質問をしようと思つていますから、国有鉄道並びに労働省においても、そういう私の氣持をくんでいただいて、真摯な態度で答弁に当たってもらいたいことをまず冒頭にお願ひしておきたいと思つます。

それで労政局長にまずお伺ひしておきたいのですが、公共企業体等労働関係法が施行せられてから十二年余の年月が過ぎたわけですが、この法律の目的とするところは、第一条に「この法律は、公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に關する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るに因り交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を

増進し、擁護することを目的とする。」というふうなうたつてありますけれども、この法律を管理する立場に立つところの労働省としては、十年以上過ぎた今日において、この目的に沿つたような状態が生まれているというふうに考へているかどうか、このことを労政局長並びに国有鉄道の方からそれぞれお伺ひをしておきたいと思つます。

○富樫政府委員 遺憾ながら今日までの現状におきまして、公労法の第一条の目的が円満に、完全に達しておられるというふうには私も認めざるわけにはいかない。われわれとしてもなお一段の努力が必要であると思つます。

○吾孫子説明員 ただいま労政局長からお答えがございましたが、私もこの法律の規律のもとにおいて、できるだけ紛争などを起こさないようにしたいと絶えず努力いたしておるのをごさいますけれども、まあ努力によりまして、だんだんと改善されてきたと思われながらも私はあるのではないかと感じますけれども、まだ紛争が絶えないといふことにつきましては、残念に存じております。しかし、これは労使双方の努力によつて、できるだけこの法の精神というものを生かしていかなければならない、そのように努力いたすつもりであります。

○吉村委員 それでは労政局長は、この公労法の目的というものを十分に達するような状態に至つていない、こういうお話であります。国有鉄道もまたそれと大體似たような答弁であります。その原因は一体何と考へられるか、それをお聞ひします。

○富樫政府委員 基本的に申しますれば、公労法において期待されておる紛争をなくして円満なる労使関係が展開されていくというルーツは、労使の団体交渉によりまして自主的に話をつける、それができない場合には、公正なる公労委のあっせん、調停、仲裁によつて円満に解決するというのがルーツであり、そのルーツによつて円満に解決することが期待されておるわけであり、遺憾ながら現実におきましては、まず第一段階の自主団交が円満に妥結するところにはいかない、この点につきまして労使間の団交の前提となる十分なる信頼関係が築き上げられておらない。その場合に第三者機関に持つてくればよいのを、第三者機関に對する十分なる信頼がないと申しますか、あるいはせつちかと申しますか、ということと実力行為に訴えていく、これはどつちがよいのか悪いのかということとでなく、事実としてそういうことが見受けられるということが中心的な問題だといふふうに考へております。

○吉村委員 公労法全般にわたつて、私はきょうは時間がないようですが、私はずれ機会を見てやるつもりでおりますけれども、ただいまの労政局長の答弁によりまして、自主団交が十分である、それから第三者機関の活用が十分である、あるいは第三者機関に對するところの信頼度が十分であるといふようなことが主要な原因であるかのような答弁がありました。ことに公労協、この場合公労法に規制されるものを公労協と言つた方が便利だと思つますからそう申し上げますが、公労協の歴史を振り返つてみますと、なぜ一体こういう状態になつてきているかという最大原因は、公労法が

施行せられて初めて行なわれましたところの仲裁裁定の問題についてこれを實施しない、これが何回となく続いてきたといふところに、労働組合が労働者の基本的な権利として与えられるところの争議権にかわるものとしての第三者機関、この第三者機関が出したところの裁定について政府並びに当局が實施をしないといふところから、これは約束が違う、こういうことで労働組合の運動というものがだんだんと変わつてきたといふふうに言わざるを得ないと私は考へるわけですが、それと、そういう点について一つ労政局長の見解を承つておきたいと思つます。

○富樫政府委員 確かに事実として仲裁裁定の完全實施がその当初において若干欠けるところあつたといふことは事実であります。しかし、それは国会の議決を経てそういうふうになつたものであります。私もそれはとやかく申すことはございせんが、組合としてそういう感じを持った原因、事實はそういうところにあると思われの場から見て、幸いなことに、御承知のように昭和三十三年以来政治的慣行といつたしまして完全實施が行なわれてきているといふことをやはり組合側におきましては、公労法の活用について御配慮をいたしたいといふふうに考へております。

○吉村委員 先ほど申し上げましたように、公労法全般の問題についての議論は後刻に譲らしてよろしくお願ひして、とにかく今のような、あなた方が言う好ましくないような労使関係になつた出發の原因というものは、争議

権にかかわるものとしての仲裁制度というものがその当初から實施されないう。それはなるほど公労法の定めによつて国会の議決云々といふものがありま

すけれども、しかし公労法立法当時の過程、その国会における議論といううなものも考へてみますと、そういうものは例外規定であつて、この前もこの委員会でも労働大臣が答弁しておりましたけれども、原則的にはそれは全部實施しなければならぬものである、その原則を守つていないといふところに労使関係が不安定になつてきた最大原因があるといふふうに私は考へざるを得ないわけだ。

このことについてはしばらくおくとして、次にお伺ひしておきたいのは、公労法の第三条に労働組合法との関係というところで「公共企業体等の職員に關する労働組合（以下組合といふ）並びに労働関係及びその調整に關するは、この第三条に使用されている労働関係という字句と、日鉄法第三十五条に書いてありますところの「日本国有鉄道の職員の労働関係に關しては」といふこの労働関係という字句の解決について、どのように考へられているか、同一の意味を持つてゐるかどうか、まず労働省の見解を承つておきたいと思つます。

○富樫政府委員 同意義に解釈しております。

○吉村委員 それではこの第三条に書いてありますところの労働関係、こういうものによつて国鉄関係あるいはその他公社関係の労働関係といふものは規制されることに相なるわけでありすが、日鉄法の第三十五条には、先ほ

だにかかわるものとしての仲裁制度といふものがその当初から實施されないう。それはなるほど公労法の定めによつて国会の議決云々といふものがありま

の適用を受けて処分をされた人とは比

また額がいろいろございますが、**総体**

の勞使關係の組織上の責任とでも申し

いたいと思うのです。

うようなものがあるということが書

いてあるわけでございます。これは大体内内容を申しますと、国鉄の当局側がきめております処分懲戒に関する規定でありますとか、あるいは服務に関する規程でありますとかいうようなものと同じような中身が協約の中に入っているわけですので、大体これはどういふようなことをやれば処罰されるのかというのを組合員の皆さんにも、この協約がありますので、よくわかっていただけたらというふうに思っております。

それからこの組織上の責任というものをどの程度に考えておられるのかというお尋ねでございますが、これはやはりそのときどきの行動の中身と、その行動によって生じた結果の大小ということもあわせて責任を追及いたします際には考えなければなりませんので、一がいに定義づけて申し上げるのはなかなかむずかしいかと思うのでございますが、申し上げるまでもなく、組合には本部、地方本部、支部、分会というような段階的な組織ができておりまして、それぞれ組織にみな委員長、副委員長、書記長あるいは執行委員、特に労働争議等が行なわれます場合には闘争本部というものが作られます。闘争本部であるとか戦術委員であるとか、いろいろ闘争のための組織というものが通常明らかになっております。そういうような闘争組織の中の三役でありますとか、あるいは戦術委員でありますとかという方々は、いわゆる一般の平組合員と申しては適当でないかもしれませんが、平の組合員よりは、当然その闘争行為等が行なわれる際に指揮命令をする、あるいは指導をする立場にあるわけでございます。

さいますから、そういう立場の人の責任が組織の上の責任であるというふうに考えております。ただ、それじゃ実際にどこまで公労法によって処分をするのかということになりますと、これはそのときの起こった事態の内容、結果によることでございますが、厳格に申しますれば、この十七条では職員も組合も違法な争議行為をやつてはならぬ、正常な業務の運営を阻害するやうな行為をやつてはならない、こう書いてあるわけでございますから、この公労法十七条の責任というものは、いやしくもそのやうな行為があれば全部に適用があるものである、そういうのがほんとうだというふうに考えております。

○吉村委員 この懲戒の基準に関する協約の問題につきましてはあとでまたなしますけれども、それはあくまでも事業内の秩序を維持するというために、各職員なり個人が守らなければならぬところの法規、通達、そういうものに違反をした場合にこれを適用するということの了解のもとで組合としてはこれを結んでいるはずであつて、それは先ほど言つたやうな全般的労働関係の問題について適用されるという筋合いのものではない、このように私は考えます。

それで、先ほど来私が申し上げているのは、たとえばその懲戒基準に関する協約の運用にあたりまして、先ほどのあなたの答弁では、組合と当局との間において、だれをどういふふうな処分をするかというやうなことを協議の上で、一定の基準に基づいて発令するのだというやうなふうに誤解をされる、そういう内容のように考えられまして、それは実質的には発令の場合

までにはそういう手続がとられる、そのことは認めますけれども、通告をして異議申請がされない限りは、あるいは異議申請があつたとしても、これが協議の段階において修正されたという例はほとんどないわけでありまして、その点において、組合と事前に協議した上で行成処分なり何なりが行なわれるのだというやうな印象を与える答弁については、私としては誤解を受けるから、それは一つそうでないというやうなことを明確にしておきたい、こういうふうに言うておるわけです。

それから第二の公労法の十八条を適用する場合の範囲については、そのときそのときの事情に応じてという話でありますし、特に十七条においては職員あるいは組合全般が禁止された行為というものがあつたわけなので、それを実施をした場合に十八条を適用するのだ。従つて、その限りにおいては全職員にわたつてこれを適用していいのだという趣旨の答弁でありますけれども、しかし先ほどの答弁では、十八条を適用する場合には組合の機関の責任の追求という形をとつておるのだ、こういうお話でありますから、それでは一体どこからどこまでの範囲を機関責任者として考えておるのか、こういうふうに私としては質問しておるわけですが、御承知のように、労働組合というものは、あなた方が認めておる労働組合として団体交渉なり何なりを行なつておるわけですから、その労働組合がいろいろな指令なり指示なりを出す、その出すまでに至る経緯というものは、それは役員がきめる問題じゃないのです。それは全組合員の総意に基づいて代議員が選ばれ、その代議員の討議に基づ

いて方針が決定をし、そしてその方針に基づいて役員が指令をする、こういう形になっておるわけですから、その限りにおいては、かりにあなた方が責任を追及するのだということであるならば、その責任は、単一労働組合の場合には中央における役員に限定されなければならぬと思つておるのです。そういうやうな考え方が以前あなた方は強かつたからこそ、公労法の適用について中央における役員についてののみその責任を追及する、こういう方向をとつておると思つたのです。ところが、このごろになりますとそれがだんだんと拡大をして、そして分会の役員でも、支部の段階の役員でも公労法の適用をする、こういうやうな形になってきておると思つたのです。これはあなた方が勝手に組合員に対するところの指令なり指示なり、あるいは組合の組織形態というものを無視して、そして脅威感というものを一般組合員の中に与えようとする、こういうやうな政策的な意図というものがきつておるのではないかというふうに考えざるを得ないわけですから、そういう点については、その機関の責任追及ということ、私の見解では、単一労働組合にあっては中央役員に限定をされなければならない、このやうに考えるけれども、その点、国鉄の考え方というものをもう少し明らかにしてもらいたいと同時に、先ほど私が聞きたかつたのは、二十四年以来今日までの公労法十八条による処分の内容というものがどのくらいあつたかというのを聞きたかつた。それは今のまでの歴史の中であなた方の考え方の移り変わりというものが明確になるはずだと思つたから私は聞きたかつたわけ

です。しかしそれが明確でないの、私の知り得る範囲で申し上げますと、当初の段階においては中央における役員についてののみ公労法の処分を行なつておつた。ところがここ三、四年くらいになりますと、それがだんだん拡大をして、それが支部段階、分会段階のところまでこれを適用するといふ状態になってきたといふことは、とりもなおさず労働組合に対するところの組織の実体というものを無視して、そして指令に従わなければならぬのは組合員としてあたりまえであるわけです。

〔永山委員長代理退席、委員長着席〕

そういうものを無視して、そして処分によつて労働組合の力を弱めようとする意図があるというふうに思つてもやむを得ないじゃないかというふうに考えるわけですから、これは歴史がそういうことを示しておるんじゃないかというふうに考えますけれども、その点一体どのように考えますか。

○香孫子説明員 まず協約のことについて重ねてお尋ねがございましたので、その点申し上げますけれども、私どもはだれをどの程度処分するかというやうなことは組合と相談をするというやうなことは絶対ございませんと。そういうやうなこともありません。たこともありませんし、考えてもおりません。

〔発言する者あり〕

○山本委員長 御静聴に願います。○香孫子説明員 ただ、どういふ場合に処分をされるのかということが協約に書いてあるという意味で申し上げたわけでございます。

ところで、組織上の責任の問題でございますが、公労法の十七条には、御承知の通り、組合員に対しては、職員に対しては、組合員に對しては「業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない」というきめておりますので、こういう行動のあった個々の職員の人たちには、それぞれその事務の軽重に応じて責任を明らかにしていただくという意味で処分をしておるわけでございしますが、同時に、組合として、そのような違法な指令を出して、違法な行為を行なわせたという責任が組合にあるわけでございしますから、その組合に対して責任を問う。しかし組合は法的に申しますと——その法的な解釈のことは労政局長さんからも御説明願った方がいいたと思いますけれども、とにかく一種の社団みたいなものでありまして、やはりその代表の人というものは、はっきりしております。いわゆる三役とか役員とかという人々が、組合の代表の責任を取るべき人であるというふうに考えまして、既往におきまして、組合のいわゆる幹部を公労法の十八条で解雇処分においたわけでありますが、しかしこれは何も組合本部の役員のみならず、責任があるというわけではないのでありまして、実際には、たとえば国鉄労働組合に例をとって申し上げますならば、全国に地方本部の組織があり、その下にまた支部があり、分会があるわけでございしますが、中央の闘争指令が出ましても、日本全国の地方本部があつて違法な争議行為のようなものに入るといふわけではないのでありまして、やはり個々のある地方本部に属する組合、あるいはその下

のある支部の組合というものが一つの単位となつて、違法な争議行為に参加するわけでございします。そういう場合に、その組合のやはり代表の立場にある三役でありますとか、あるいは委員長でありますとかという人たちは、その集団の代表者としての責任をとつていただくべき筋合いであるというふうに考えておりますので、たまたま今回の春闘処分では、確かに御指摘のように、組合の組織の上では下部の組織の代表者の処分が多過ぎました。が、組合の本部の責任者の地位にある方々が、遺憾ながらほとんど大部分すでに解雇された方々でありまして、それを重ねて解雇するというのもできません。組合の責任を明らかにしていただくという意味におきましては、下部組織で職員としての身分を持つておられる方々を対象に処分する以外に、組織上の責任を明らかにするといふ適當な方法がございせんので、やむを得ず、好ましいことではございせんのでしたけれども、処分をいたしたようなわけでございします。今後やはり組合としての責任をとつていただくという場合に、その役員の地位にあられる方々が職員の身分をすでに失つておられる場合、あるいはそういうことはまずないかと思ひますが、外部の職員でない人が役員になつておられるような場合、そういうような場合にはやはり役員を身分を持つた人で組合を代表するような立場にある方を、組合を代表した意味で責任をとつていただくということも、やむを得ないことではないかというふうに考えております。

○吉村委員 そういふような吾孫子さんの考え方から、今回の公労法の十七条の問題については、これを改悪するための第二項を作らなければならぬという思想が、吾孫子さんから生まれたというところになると思ふのです。私は公労法の十七条に書いてあることを機械的に、事務的に考えていくとすれば、それは今あなたがおっしゃいましたけれども、ある集団の一つの行為をするという場合には、その集団全体にその法律が適用される、集団を構成した個々の全体にこれが適用される、こういう形にならなければならぬのであつて、あなたがおっしゃるような、責任追及という形であるとするならば、それは単一労働組合の場合には上部段階、これ以外には処分の対象としないものはあり得ないはずだといふうに言わざるを得ないのです。それをあえてあなたが、できるだけ下部段階に落としてきたり、あるいはその対象の中でも、従来まで労働運動にきわめて熱心な人々をねらひ撃ちにすゝめ、こういうような傾向がきつて強ひ、こういうところに今この公労協の労使関係というものの紛争を非常にも拡大している大きな原因があるといふふうにおもふのです。もちろん、この前の本委員会におきまところの郵政省あるいは電電公社のような、あるいは答弁よりは、さすがに国鉄はその点なれどおるの、個人の責任追及云々といふふうになつておられますけれども、しかしながら、この点につきましても、どうしてか合点がいかないのは、日鉄法にはちゃんと労働関係というもののついでには、公労法の定めによるのだといふうに書いてある。その公労法に定められておる労働関係というものは、具体的にどういふことかという質問に對

して、労政局長は、たとえば組合が賃金要求をして、そうしてその賃金要求がまともでないで、それで中央段階、地方段階でいろいろな紛争が起る。その紛争というものは労働関係の中に入る、こういうふうな答弁であるところを見ますと、その限りにおきましては、日鉄法によるところの処分というものはでき得ないはずだといふうに考えるわけですが、それをあえて日鉄法によつて処分をしたり、あるいは公労法によつて今のようによつて下部段階の組合の役員あるいは組合を処分をしたり、こういうことをやっているといふところには実は問題がある。私は今申し上げましたような趣旨から申しますならば、あなたが公労法という法律によつて規制をしようというならば、もし十七条違反行為といふものが行なわれておるということであるならば、当然それは日鉄法によるところの行政処分といふものはでき得ないはずだといふうに考えざるを得ないのですけれども、その点は一体どう考えますか。

○吾孫子説明員 お言葉の通り、労働関係の紛争といふものは、これはもう公労法に従つて処置すべきであるわけでございます。そういうふうにしておるつもりでございしますが、労働関係の紛争がもとになりまして、その紛争を解決する手段としてやつてはならない行動といふものが十七条で定められておるわけでございします。従いまして、紛争解決には紛争解決のちやんと手続、手順といふものがきまつておりました。十七条違反のような行動を行なつたという事実があれば、公労法十八条で処分をする、こういうことにならるわけでございしますが、そのような紛争解決のためにとられた行動というものが、多くの場合、公労法の十七条違反になることはもちろんでございしますけれども、同時に就業規則その他で定められておりますような事柄に對する違反、職務上の責任を乱したといふような事実が、たいていの場合同時に伴いますので、そういうような行動をした人に対しては、公労法で解雇処分にしてもよろしいといふか、むしろ解雇処分にするべきものであるかもしれせんけれども、まあ事柄の内容、軽重に応じて、組合との間で懲戒の基準に關する協約といふようなものもありまして、その事態の程度に応じて処分をするといふ意味で、日本国有鉄道法の定めに基づいた処分をしておるわけであります。

○吉村委員 そういふ処分の仕方が法の適用の間違ひであるといふことを申し上げておるわけなんです。労政局長にちよつとお伺ひしますけれども、民間の労働組合は十七条のような規定がない。この場合にそういうような民間の会社、工場では一般に、工場内、会社内の職場規律というものを維持するために就業規則の中にいろいろなものを書いてある。一般の労働組合は一般組合法の適用を受けますから、そういういわゆる争議といふものは禁止されておらない。しかしながら、その職場内の秩序維持のためには就業規則というものがあつて、だから一般の民間労働組合が労働争議が起つた場合にどういふふうになるかといふことです。これは当然与えられていて、保障されている権利でありますから、争議は当然行なわれる。しかし、行な

われておりますけれども、公社、この場合には日鉄法の懲戒規則、いわゆる公社内の秩序維持のために設けられておるところの三十一條の規定、こういうものと並列されて考えていいと思われる民間の就業規則で、やっではならぬことについていろいろあつたことだと思つてあります。こういうものと大体同じような、公社なり工場なりの秩序維持の規則として認められておるところの三十一條の規定、こういうもの、これは民間の工場なり公社が争議をやつたからといってそういうものを適用するからといって、これはできるわけでもないのです。この点から考へてみますと、私は職場内の秩序維持のための規定、これは日鉄法がその通り定めておると思う。そういうものを労働運動、労使間の紛争をもとにして起つたところの個々の職員の行為について適用するということは、少し——少しどころか非常に間違ひではないか、こういうふうにか考へるわけですか。この民間におけるところの就業規則に定めた職場規律の問題と、それから公社内に定めたところの職場規律上のいろいろな規則、こういうものは並列して、対置されて考へていい問題じゃないかというふうに思ひますけれども、労政局長はどう考へますか。

○富樫政府委員 常識的に考へまして、公労法が、特に十七條が守られておりますれば、公社法に基づく懲戒処分というものは、そういうことに一般的にはならない。ただ遺憾ながら事実問題として十七條違反が現実に相当ある。その場合、一般の法律論から考へまして、公社法が積極的にかりに期待しない場合におきまして、一つの行為がたまたま二つの法規違反のそれぞれの要件に該当する場合にそれぞれ適用があり得る。その場合にどちらを適用するかは、不当、妥当の問題はありまして、やはり人事権者の権限のうちに属する、こういうふうにか考へます。

○吉村委員 それはあくまでも一般論だと思つておる。この場合には公共企業体等労働関係法は、国鉄なりあるいは電電公社なりの労働関係についてはこの法律によるんだということを明確に規定してあるわけだ。しかもこれは特別法なんです。特別法である限りにおいては、しかもちゃんと明文化されておる。労働関係の紛争を中心として起つたところの問題については公労法が適用されなければならない、適用するのからこゝちは申し上げておる。考へて、あなたは一般的に一つの行為が二つの法律に抵触する場合にどちらを適用するかというところは、それは裁量によるんだと言ふのは、それは一般論だと思つておる。こういうふうに明確に書いてある場合には、それはその書いた通りに適用していい、これが当然の法の運用じゃないか、こういうふうにか考へるわけだ。そういう点について、何かどちらにも適用していいんだという考へ方に立つて、公労法を適用してみたり、あるいは日鉄法を適用してみたり、この前の委員会においては公務員法を適用してみたり、いろいろなことをやつておるというところに対して、この公労法の規制を受けるところの労働者がどういふふうにか考へておるかといふと、どうも政府のやるこ

とは、自分勝手に適当にそのときどきの事情に応じてやつておる、こういうふうな印象しか受けないわけだ。これは法律に對するところの信頼感というものはなくなるわけだ。公労法というものは、公社関係と公社の労働間の紛争、あるいはいろいろの問題についての関係を規制するために生まれた法律なんです。しかも労働関係については公労法によるんだということを明確に書いてある。そういうような特別法なんです。十七條に違反した場合に十八條が適用されるんだ、これは以外に方法がないはずだと思つておる。それを自由自在にやつておるといふところに今の公労協関係の労使間の紛争がますます拡大して行く原因がある、こういうふうにか考へますけれども、お二方は一体どう考へますか。

○富樫政府委員 たとえば組合と公労法との関係は、常識上一般法と特別法の関係になる。公労法と公社法あるいは公務員法というものはそれぞれ法目的を異にしておる。従つて一つの行為が労働関係の観点から見た場合には、それは公労法の適用があるし、また一つの行為が身分法的関係といったような観点から見れば、公社法、公労法、公務員法の適用がある。その観点においては二つの法律は別の法目的を持つておるから、双方の要件を兼ね備えておれば双方の適用がある、こういうことである。

○吉村委員 日鉄法の三十一條の、こういう懲戒の定めをしておくといふのはどういふことを意味するかといふば、結局その公社なら、この場合国鉄道でなくても、その公社の企業を正常に運営をしていくためにこういう

ような規律が必要である、こういうことを定めて、それに違反をした場合にはどういふような処分をするかといふことは、これは一面的に企業の正常な運営を維持するために与えられた公社に對する権限だと思つておる。ところが、労働関係というものは、そういうものじゃない。労働関係というものは、労使対等の立場に立つて議論をし、そして労使対等の立場に立つていろいろな問題をきめていく、こういうようなものが労働関係であるはずだ。そういう点から考へてみますと、この労使の紛争を中心として起つたところの職員の個々の行動というものが、公社の企業を正当に維持するために設けられた公社法、こういうものに於て処分をされるということとは、労働組合、労働運動そのものを否定したところの考へ方につながつておると思つておる。これではいつまでもたつても問題の本質が解決されない、こういうふうにか私としては言わざるを得ないので、この点も孫子副総裁はどういふふうにか考へますか。

○吉村委員 法律の御解釈につきましては、先ほど労政局長から御答弁のありました通りであると思つておりますが、あるいは厳格に申すならば、この労使の紛争がもとになつて、そういう十七條違反のような行為が行なわれた場合には、全部十八條によつて解雇すべきものであるかもしれませぬ。そういうふうにも考へられますけれども、それで實際問題としてあまりに酷に過ぎる。といつて、責任を明らかにしないといふことも許されないと、いふようなことを考へまして、程度の輕いと思はれる事態に對しては解雇処

分、免職処分というふうなことでない、それより一段あるいは二段落とした処分をするといふことが実情に一番合つておるのではないかと、いふふうにか私どもは考へておるわけでございませぬ。

○山本委員長 御静肅に願ひます。

○吉村委員 処分をして、その処分が実情に沿つておるといふ今の言ひ方は、非常に問題が大きいと思つておる。今副総裁の答弁をしておる内容を聞いておきますと、本来ならば十七條違反行為については十八條を適用するのが本筋であるかもしれぬけれども、それは酷だからといふような表現をいたしました。私は別に言葉じりをつかもうという気持はないけれども、しかし法律の運用にあつて最も大切なことは、正しく法を適用することによつて初めてそれが法律に對するところの信頼感を持つと思つておる。あなたの言ひ方をしていくことは、いわば公労法が解雇以外を認めていないから、そういう不備な法律であるからといふことを裏書きした言ひ方をしておると思つておる。あなたは現在のところ——

私は公労法は悪法だと思つておりますけれども、そういうふうな不備な法律だとするならば、不備でないように改正をするといふ行き方だつて、あなたの方の力によつてできるはずだと思つておる。そういう不備な法律があるからといって、適用してならないところの適用上問題があるような公社法を適用する、そういうところに非常に問題が大きくなつていく原因があると思つておる。従つて私はあくまでもこの公労法の発足の状況、そういうものから考へ、あるいは今までのあなたの方の

○富樫政府委員 常識的に考へまして、公労法が、特に十七條が守られておりますれば、公社法に基づく懲戒処分というものは、そういうことに一般的にはならない。ただ遺憾ながら事実問題として十七條違反が現実に相当ある。その場合、一般の法律論から考へまして、公社法が積極的にかりに期待しない場合におきまして、一つの行為がたまたま二つの法規違反のそれぞれの要件に該当する場合にそれぞれ適用があり得る。その場合にどちらを適用するかは、不当、妥当の問題はありまして、やはり人事権者の権限のうちに属する、こういうふうにか考へます。

○吉村委員 それはあくまでも一般論だと思つておる。この場合には公共企業体等労働関係法は、国鉄なりあるいは電電公社なりの労働関係についてはこの法律によるんだということを明確に規定してあるわけだ。しかもこれは特別法なんです。特別法である限りにおいては、しかもちゃんと明文化されておる。労働関係の紛争を中心として起つたところの問題については公労法が適用されなければならない、適用するのからこゝちは申し上げておる。考へて、あなたは一般的に一つの行為が二つの法律に抵触する場合にどちらを適用するかというところは、それは裁量によるんだと言ふのは、それは一般論だと思つておる。こういうふうに明確に書いてある場合には、それはその書いた通りに適用していい、これが当然の法の運用じゃないか、こういうふうにか考へるわけだ。そういう点について、何かどちらにも適用していいんだという考へ方に立つて、公労法を適用してみたり、あるいは日鉄法を適用してみたり、この前の委員会においては公務員法を適用してみたり、いろいろなことをやつておるというところに対して、この公労法の規制を受けるところの労働者がどういふふうにか考へておるかといふと、どうも政府のやるこ

とは、自分勝手に適当にそのときどきの事情に応じてやつておる、こういうふうな印象しか受けないわけだ。これは法律に對するところの信頼感というものはなくなるわけだ。公労法というものは、公社関係と公社の労働間の紛争、あるいはいろいろの問題についての関係を規制するために生まれた法律なんです。しかも労働関係については公労法によるんだということを明確に書いてある。そういうような特別法なんです。十七條に違反した場合に十八條が適用されるんだ、これは以外に方法がないはずだと思つておる。それを自由自在にやつておるといふところに今の公労協関係の労使間の紛争がますます拡大して行く原因がある、こういうふうにか考へますけれども、お二方は一体どう考へますか。

○富樫政府委員 たとえば組合と公労法との関係は、常識上一般法と特別法の関係になる。公労法と公社法あるいは公務員法というものはそれぞれ法目的を異にしておる。従つて一つの行為が労働関係の観点から見た場合には、それは公労法の適用があるし、また一つの行為が身分法的関係といったような観点から見れば、公社法、公労法、公務員法の適用がある。その観点においては二つの法律は別の法目的を持つておるから、双方の要件を兼ね備えておれば双方の適用がある、こういうことである。

○吉村委員 日鉄法の三十一條の、こういう懲戒の定めをしておくといふのはどういふことを意味するかといふば、結局その公社なら、この場合国鉄道でなくても、その公社の企業を正常に運営をしていくためにこういう

公労法の適用の状況、これを歴史的に考えてみるならば、日鉄法によるところの処分というものはやはり法的にあなた方が考えておられるところの不法な行為である、こういうふうには言わざるを得ない。もちろん公労法によるところの解雇処分がそれで妥当性を持つという意味ではありませんが、どちらかというならば一般的に言って、その労働関係の問題については公労法を適用するのだ、それがあなたも筋だというふうには言われるならば、その通りやっているとかなければならない、それ以外の処分はできないはずなんです。それをやろうとするとここに混乱を大きくしている原因がある、こういうふうには言わざるを得ないと思うのです。その点一体どうですか。

○香孫子説明員 公労法の解釈ということになりますと、これは労働大臣の御所管でございますので、私どもは先ほど労働局長から御説明のございました通りの御解釈に従っておるのでございますが、ただいま先生がおっしゃいましたような御意見もいろいろあることは私も存じておる次第でございます。今はつきり記憶はいたしておりませんけれども、先生の御所見とは少しあるいは違っておったかと思ひますが、過去において私どもが免職処分をいたしました職員につきまして訴訟になつておるものもございまして、またその訴訟ですでに結論も出たものもあつたかと覚えておりますが、その中で裁判所の方でも、私の記憶いたしております範囲では、国鉄がある場合に公労法を適用し、ある場合に日鉄法を適用するということが違法であるというような判決はなかつたように思つて

おります。しかしまあこの法律の御解釈は労働局長から言われた通りで、私どももそれに従つておる次第でございます。

○吉村委員 私は冒頭に言いましたけれども、公労法という法律ができて、本来であるならば労使関係は安定をし、業務もまた正常の運営ができるということを期待して作られた法律のはずなんです。それが十二年も過ぎた今日、かえつて紛争が拡大をしていく。これは一体どういうわけなのかというふうには考えてみると、労働省なりあるいは国鉄なりその他電電公社なりの公労法を適用する例が、これを正當に運用していない、そして労働組合運動に対して弾圧をするような方向に使つてくる、こういうようなところに今のようない混乱の最大原因があるのだ。その中で特に問題になると思われるのは、公労法によつて労働組合運動から発したところのいろいろな職員の行為を処分をする、こういうことが非常に問題を大きくしている。おそらく今日まで国鉄当局が行政処分をした数というのは十萬どころじゃないと思うのです。こういうようなことで処分をするというところは——本来その職場の規律を維持したりあるいは正常な業務の運営をはかつていったり、そういうことを目的として、きちつと規律を確立をしたいというねらいを持つていはずだと思ふ。それがひとたびその法律の適用を誤つていくと、かえつてそれが紛争を拡大していく原因になつてくる、このように言わざるを得ないと思ふ。私はそういう考えのもとにおきましては、今日まで国鉄が日鉄法なりなんなりによつて処分をしてきたとい

うことが、非常に問題を拡大する原因になつていふと思ふ。本来、労働関係の問題については、適用をさるべき筋合いのものじゃない、こういうふうには申し上げておきたいと思ふのですけれども、その点で一番先に聞きましたように、労働関係というものはこれこれだということについては、具体的に私は例を上げて聞いた。その例についても、労働局長はそれは労働慣行の中に入るといふようなお話でもあるわけなんですから、従つて公労法が解雇以外の処分を認めていないからといって、それでそれを補うために、運用しないもの、この日鉄法による処分というものはきつめてこれは間違つた行為である、こういうふうには言わざるを得ないと思ふのです。先ほど来このことについていろいろ話をしておるわけですが、特に香孫子副総裁が先ほどの答弁の中で、公労法の適用にあたつて組合の下部段階の役員の責任追及をしたというふうなことにについては、私はかえつてこのことが問題になつて将来紛争を拡大する材料になるのではないかと、こういうふうには考えざるを得ないわけなんです。なぜならば労働組合といふのは、それは役員がきめるものでも何でもありません。すべての行為なりあるいは指令といふものは、全組合員の意思によつてきめられた行為なんですから、それを公労法に違反をするといふことで適用するとならば、それは当然に最高責任者の範囲にとどめなければならぬはずだと思ふのです。それ以外にやろうとすると、これは全職員にこれをやらなければつじつまが合わない。全職員というよりも、先ほどの副総裁の答弁によると一集

団々々々、ある一地域なら一地域、こういう場合があるとするならばその地域全体、その行為に参加した者全体に適用しない限り正しい意味での法の適用にはならない、こういうふうには言わざるを得ないと思ふのです。こういう点についても少しあなたの方として責任ある回答を得たいというふうには思ふわけですが。

○香孫子説明員 私どももしばしばこういうような処分を繰り返さなければならぬという事態が繰り返されることは、まことに遺憾しくであると思つておりますが、私ども自身として大いに反省をしなければならぬと考えております。将来こういうような大量の処分というやうなことをやらねばならぬやうな事態を回避いたしたために、今後一そう努力をいたしたいと、かように考えております。

○山本委員長 吉村さんに申し上げますが、香孫子副総裁は何かお熱があるそうでございますので、どうか一つ簡潔に願ひます。

○吉村委員 わかりました。私も国鉄の出身でありますし、時間もだいぶせば詰まつておるやうでありますから、また後日に譲りたいと思ひますが、実は私はきょう、今回の春闘の問題の中で事実認識の問題があるように考えましたので、個々の具体的な問題、特に労働基準法に違反する行為等の問題、こういうものが国有鉄道の中にある、しかもこれらについては労働省がこれを知つておりながら、何らの措置もとらないでいるというやうな例もある、こういうやうなことに就いて労働省当局の考え方というものを明らかにしたかつたし、それから個々の

処分の内容等についても、もう少し国鉄当局の見解をただしておきたいところでありませうけれども、また日をあらためてやるということでありませうから、きょうは一応これで終わりにして、いろいろな基本的な問題、個々の問題等については明日また質問を続行することにいたしましたので、本日は終わりにしたいと思います。

○山本委員長 厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件、特に医療機関における労働争議に関する問題について調査を進めます。

この際お諮りいたします。これより本問題について、十仁病院院長梅沢文雄君及び十仁病院労働組合執行委員長野尻昭代君の両君から、参考人として意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

参考人の方々は、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会におきましては、近時相次いで発生しております医療機関における労働争議に関する問題について多大の関心を有し、先般来政府に質疑を行なうなど、調査をいたしておるものであります。本日は特に参考人の御出席をいただき、本問題について忌憚のない御意見を承り、もつて本委員会の調査の参考に資したいと存じております。

なお、議事の整理上、最初御意見を約十分程度に要約してお述べをいただき、その後委員の質疑にお答え願ひいた

いと存じます。

なお、参考人に申し上げますが、御発言の場合には委員長とお声をおかけいただきまして、それから私の方で参考人のお名前を申し上げました場合に、御発言をお始めになりますようにお願いをいたします。

それではまず梅沢参考人にお願います。

○梅沢参考人 何の御意見でしょう。

○山本委員長 十仁病院で労働争議がお起きになっているわけですね。その経過をお述べをいただきたい。

○梅沢参考人 では、ただいまから委員長の御指名によりまして、十仁病院争議における経過を簡略に申し述べます。

組合結成が、昭和三十五年十一月二十八日になされまして、組合の要求は、三十五年十二月一日に次のように出されたのであります。一は、年末一時金は、基本給プラス物価手当の三カ月プラス二万円一律で要求する。二は、労働三法を守れ。その(ハ)は、配置転換は経営者と組合と語合って行なう。(ロ)手紙及び電話の人権無視は絶対行なわないこと。(ハ)始業、終業時間を確定し、八時間以外は時間外とする。(ニ)時間外は組合の許しを必要とし、賃金は百分の百八十二とせよ。(ホ)食堂を改良し、平等な食事を与えよ。(ロ)寄宿舎の民主化、厚生福祉施設を要求する。(ロ)組合事務所及び専用電話について。(ロ)人員の増員を要求する。(ロ)一週労働時間を四十四時間とする。

次に賃金改定要求。(ロ)が現行賃金中の物価手当を基本給に組み入れること。(ロ)の上に立って基本給を八千

円一律に引き上げること。(ハ)最低基本給を一万円保障すること。

この要求に対する病院の回答は、年末一時金については十二月二十一日二カ月分支給の回答を書面で出しました。それから十二月三十日に二・三カ月を回答したのであります。さらに一月に至って争議の経過が非常に苛烈をきわめましたので、いろいろと相談の結果、一応は白紙に戻すと回答したのであります。が、実際においては現在交渉中であり、非組合員と同様二倍になることと思ひますが、これはその後における経過としてなお交渉中であり、二の労働三法を守れということについては団体交渉中であり、労働三法は国家の法律であり、国民として守らなければならない義務があり、守るので、病院当局としては当然国民としてこれを守るべく努力するといふことをお誓ひ申し上げた程度にとどまっています。三の賃金改定については、四月五日に書面にて医師を除く従業員の時定労働時間基準内賃金は、国家公務員法に準じて平均二千三百円を引き上げるといふことを回答し、さらに交渉中であり、団体交渉の経過については大体二十回行なわれました。それは三十五年の十二月二日から三十六年の五月十二日の間でございまして、予備交渉が八回行なわれたのであります。つまり団体交渉を行なうについてお互いに円滑に交渉が行なわれるべく、手術の際の準備工作としていろいろとなされることと同様に、八回行なわれたのであります。この約三、四回というものは、初めの十仁病院のみの組合によつて交渉す

るという約束に基づいて行なわれたのですが、途中から上部その他約束に反した人員が加わつたので、三、四回だけはむだな回数を重ねたような工合で、その間いろいろと事情があつてこゝういったような回数が行なわれたわけです。それから団体交渉は全部で十二回行なわれております。昭和三十五年の十二月二十六日から三十六年の五月十二日までの間であります。

次に争議経過であります。三十五年十二月一日に組合側の要求が以上のように提出されまして、五日後の三十五年十二月五日に団体交渉が一度も行なわれないうちにスト予告が行なわれたのであります。予告期間中まず無断集会、地下室及び屋上その他諸所において就業中に無断集会が行なわれたことが数回ございまして、就業時間ではないこともあり、それからビラ張りもいろいろと院内及び院外に行なわれました。そのほかリボン闘争、腕章とリボンをつけたようなことも行なわれました。それから三十五年十二月十七日、第一波ストライキが前夜より病院の地下室において、約二時ごろまで、患者も入院しておつたのであります。盛んに不法占拠して争議が非常に騒がしく行なわれたのです。それから三十六年五月十八日まで四十九波、一日スト、半日スト、部分ストといふうに行なわれたのであります。

その他種々違法不当行為を重ねること數十回に近く及んでおるのであります。それらを申しますと、要求態度が強く、一歩も譲歩されないという状態で、年末一時金に対しても一歩たりとも譲歩されない。しかし過去においては査察問題があり、病院経理の状態からい

うとまことにさびしいものがございまして、去年一年における不動産売却が三千万円に及んでいる状況でございまして、この点は従業員も経理を十分に聞いていただければ、その点はわかつてもらえるものと思ひましたが、会計士を呼んだり、数回にわたつて説明に及んだのであります。が、理解されなかつたことは、私としてまことに遺憾の点と考えるのであります。

その次に病院、寮に無断宿泊者、上部団体と称する方々の男性が、十仁病院の中にはもちろん、宿舎、寮において無断宿泊され、監督責任者としての私としてまことに遺憾に思つたのでございまして、何らかの手をもつてこれを何とか善処したいと、あらゆる角度から今日まで努力して参りました。が、いかにせんいまだに不法占拠が行なわれておる状況にありまして、その継続を見ているのであります。

また職場放棄、非組合員の就労を妨げたり、就業時間中の集会及び組合活動があつたり、ビラ張り、特に手術室、私の家などに行なわれた。申し上げるまでもなく手術室におけるビラ張り、患者の心理も大きく影響する。こゝとはもちろんであります。ドイツ医学の場合、白タイを張つたものであるが、今日ではむしろ緑色のくすんだ色さえ用いて、患者の心理に少しでも好影響を及ぼすように努力が払われておるのであります。この手術の部屋の壁のみならず、上にも張り、心理的にもまた衛生的にもあまりおもしろくないことが四回にわたつて行なわれたのであります。

その他、消毒材料を投棄したり、ごみために捨てたり、いろいろケツテル

の中のガーゼが、組合執行部の一員によつて消滅して、私用に用いられたりました。またビケが非常に強硬に行なわれ、今日もここに持つてきたのを撮影してごらんになれば、その程度がおわかりになると思ひますが、まことに行き過ぎの程度は、言語に絶するものがございまして、私が病院に朝九時前に参りまして、入れないことは相当の回数であります。従業員はもちろん患者も入れないという状況で、いろいろな角度から患者の診療に支障を来さないように努力して参りましたが、その結果今日こういうふうな呼び出しを受けなければならぬような状況にあることは、私の不徳のいたすところであり、自分も及ばずながら、最大限に私としては努力は払つてきたつもりでございまして、

傷害事件としては、私の家内及び長男が外傷をこうむつております。その他木村、木橋等の方が傷害を受けております。さらに暴行問題でございまして、これも新聞紙上では、一方的に十仁病院の従業員が暴行を加へられたように書かれておりますが、事実上は十仁病院がむしろ暴行されているような現状で、むしろいかにしたら患者を安全に診療できるか、またいかにしたら私も医療者として遂行できるかといふことに苦心して、この数カ月参つたような現状でございまして。その他脅迫とか、第一回のスト前夜のごときは、非組合員が交換台はもろんのこと、従業員がストライキであるという関係から、前日から泊り込んでい

なわれたのでございます。その他いろいろと団交の際、不法監禁に近いようなことが行なわれたり、諸種の行動がとられたのですが、いずれもまことに私も医療に携わる者にとつては、苦難を味わってきたのであります。

ことに十仁病院では暴力団を雇っているというような宣伝が行なわれておりますが、たとえば木幡組というような通称で呼ばれている暴力団、と称するのでございまして、木幡工務店は十仁病院の管轄関係を担当しており、十仁病院では日ごろ病院の改築及び医療上に都合よき状態を管轄するすべてを、たとえばガス、水道にまでいろいろいろと改繕を加え、診療上善処する目的で管轄方面を担当している請負業者であり、ふだんまじめにきわめて穏やかな人種がそろっているものでございまして、そういう方も見方によつては暴力団ということになります。が、事実はそういうことがほとんど行なわれていないのであります。

以上をもつて大体組合が結成され、今度の問題に波及した概略を簡単に説明したつもりであります。どうぞよろしくお願ひします。

○山本委員長 次に野尻参考人にお願ひいたします。

○野尻参考人 私たちは港区芝新橋一ノ十四、通称十仁病院の従業員でございまして、私も共産党員でもなければ、社会党員でもありません。ただ日常日雇い同様のその日その日働いて生活する非常に平凡な、国のために働いている看護婦であります。

私たちのこのような争議が起きるまでの経過といしましては、非常に人権無視がはなはだしく、電話の盗聴、

私信の開封、それから食事の差別待遇、あるいは平均賃金が低賃金で六千二百十三円、最低の者が三千五百円という基本給でございまして、従つてこのようなことは賃金以前の問題としまして、人権無視ははなはだしく、私どもはこの人権闘争は初めから思想上のもので始まったものではなく、私どもの人権を無視する十仁病院経営者の、先ほど申し上げました私どもの手紙の開封や電話の盗聴、あるいは私どもの寝室に立ち入つて私物の検査をする、これは旧軍隊の内務規則以上の嚴重なものであります。それに反対して立ち上がったのであります。

私たちははじめに働かざるをば、経営者もよくなり、私どももよくなる、そう信じて、ただその圧迫にもがまんし、十四年という長い年月を十仁病院の経営者の迫害のまゝ過してきたのであります。いざ経営者が経営の運営もよくなり、豊かになれば、私たちの待遇も改善され、横暴さもなくならないと思ひまして奉仕してきたのであります。

国民及び諸先生方も新聞紙上でお読みになったと思ひますが、私たち働きの育成によつて——昭和三十一年ごろの十仁病院の脱税は、国税調査では六千八百萬をもつて十仁病院の財産を差し押さへましたが、実際の脱税額は二億以上のものであります。先生方も御存じのように、昭和二十四、五年ごろは、十仁病院は百五十坪そこの建物でありましたが、きょう現在は一千坪以上に大きくなりまして、本院のほかに台東区御徒町の回春堂医院、及び寮としましては、新橋の赤沢寮、それから聖仁寮、大森の大森寮、御徒町の

寮、それから原宿にも寮がございまして、その他小田原あるいは青山南町の寮等計五十億前後に上りますが、これは私たち従業員によつて築かれ、膨大な富を達成したのであります。

しかも一般通常国民は御存じないかもしれませんが、十仁病院の整形外科のごときは、大よそすべての諸経費は、一千五百円ぐらいの原価のものが最低十萬円以上の利益を上げております。日本国民のすべては私どもの賃金について御存じないかもしれせんが、きょうここににおいて私たちの実情を皆さんに聞いていただける機会が得られましたので、御参考までにぜひお聞き願ひしたいと思います。

私たちの年令は、十七才より七十才前後、平均年齢三十四・五才ぐらいでございまして、平均ベースがわが六千二百十三円あります。私どもはこの十年間という長い月日の間に、賞与として今まで支給されましては、毎年これだけの利益が上がつっているにもかかわらず、月給額の半額以上支給されたことはございせん。

なお、経営がうまくなりまして、経済が豊かになれば、金力の前ではすべてのものが届くとは申ししても、警察は私たち国民の公僕であり、その絶対厳正中立であるはずの愛宕警察署の前の署長さん、現在警視庁本庁勤務になられておりますが、それと公安係長町田警部補さんほか多数の警察官が、きょう現在もなお十仁経営側個人の警察活動を続けるように思われまゝです。その証拠には、四月十七日に、写真あるいはそれ以前におきまして、現在に至つても寮として使用しております

したところを、突然十仁病院経営者側が暴力団を雇ひ、田島外数十名の人を来まして、私どもの私室の荷物を全部二階から階下のトラックに投げ込みまして、経営者及び暴力団側は、十仁病院梅沢院長指揮のもとに、あらかじめ用意してありましたハンマーやそれから角材、それからスパナ、そういうものを持ちまして、私たちの女性どもをなぐりつけました。あるいはハンマーで頭をなぐつて一時失神する女性等も出ました。八人の従業員は一週間から一カ月の負傷を負いました。これらの証は芝診療所の医師のもとにも診断書がございまして、あるいはその当時行なわれました証拠写真もございまして、

従つて、私どもは年がら年じゅう脅かされたりなぐられたり、あるいは気絶したり、いつも意識不明にさせられるので、身の危険を感じまして、愛宕警察に訴えましても取り上げてくれませんでした。方法がないので、せめて命だけは何とか守ろうと考えまして、経営者側の電話は使用させてもらえませんでした。外部との連絡をとる必要上、四月二十七日に、銀座の電話局の臨時仮設電話を野尻個人名義で加入料金及び臨時電話使用料を払いまして電話を開設させましたところ、今度は私どもに暴力だけでなく物足りなく、銀座電話局員及び局長ほか多数を脅かしまして、私どもの寝室より、従業員及び電話局員を梅沢院長夫人及び多数の暴力団が屋外に連れ出しまして、個人財産の私の加入電話を切斷しました。新橋の一の十四番地路上の大衆、そのとき三、四百名が集まつておりましたが、面前に投げ捨てられて、しかも愛宕警察の公然と

と云つていろいろなありさまでした。十数人の私服の警備員を連れてきて電話を切斷し、投げ捨てる協力を一緒にしているように思われました。そのとき私ども従業員は、町田警部補を公衆の面前に連れ出しまして、ちやうどそのとき社会党の国会議員の大柴滋夫先生ほか数人の先生がいらしておいりましたので、その方の面前で、どうしてこのような暴力をふるうのか、暴力団なのかと尋ねましたところ、私は愛宕署の公安係長だと答えましたので、それならなぜ個人のものをごわしり、破損するものをこのまゝ見ているのですかと私たち質問しましたところ、今から経営者側を至急逮捕し処罰すると、はつきりと路上に集まつていた大衆及び先生方に言明して、町田警部補は帰つたのであります。それからすぐ彼は経営者十仁病院側と、この問題は代議士諸先生方が現場を見ればたから、いざれ国会で問題になるといけないので、至急証拠を作ろうということ、その日から——十仁病院の経営者及び暴力団の親方、元警察官木幡義男と愛宕警察の遠藤刑事は、五月九日に、同日も暴力があらうた日でありまして、世論も騒々しくなりまして、われわれも対策を講じなければならぬからというので、町田警部補の命令で、他の警視庁の公安二課員らしき者三人と一緒に連れ立て、芝新橋の西口に通称島森というところがありまして、そのニュー・御忠という料理屋の二階へ来て、料理を食べながら、遠藤刑事は、愛宕署の上層部及び町田警部補の命令を忠実に履行したのであると云つております。

その後なお経営者側は、暴力団の団

長田島外五十数名を雇って、五月十九日より、野尻外五名の者を解雇したと称しながら、今度はまた十仁病院側は十数人の刑事を院内に入れまして、野尻外五名が就労しようとしたところ、手足をつかまえて路上に投げ出し、警察は暴力団の暴力に加勢しているようにしか思われません。四月十七日、警察及び経営者暴力団によって追いつめられた日から、愛宕警察は、警備だと称して、常時暴力団と一緒に十数人が約半月ほど、追いつめられた寮の中にしておりました。なお、いつも私どもがなぐられていたときに、現場で制服警官は見ているのでありますが、あなた方が証人になってくれと私たち従業員が頼みますと、前愛宕警察署長は、命令ですぐ警官の配置転換を行ないまして、他に配転をさせてしまいいました。常時三十六人やその組合員に警官が百人前後介入するので、私どもは女でありますから、強くても限界がございます。それにどうしても限界線がございますので、その警官に証人になってくれと頼みますけれども、私たちは上層部の命令だからという証人にはなれない、それからいつ首になるかわからないと言って、私たちのところには来てくれません。私たちは宮仕えの身だからと言って断わられまして、このようなわけで、経営者側はむろんのこと、警察及び暴力団が世にこのまま真昼からはびこっていますというところは、暗黒の世界であるように思われます。法律の施行は全く無力化したも同然だ。どうか立法律府であります衆参両院及び諸先生方におかれましては、この許すことのできない経営者の

暴力行為と警察権力の介入とを天下に公表して下さい。暴力団及び経営者個人の私兵に化している警察官であります。どうか国会におきまして、われわれの身を保護するために、いずれかの司法機関に身の安全を保障してくれよう交渉をお願いする次第であります。

私どもにとつて、今は給料の問題よりも、どうか暴力団及び警察官の迫害のない安住地を探し、日常当てもなく不安にかられながら過ごしてありますことを強く訴えます。

私は、昨年の十一月二十八日より賃金はむろんのこと、賞与等もまだ一銭もいただけておりませんし、解雇の理由は見当たりませんし、またそのような連絡を受けたこともございません。私たちは自分の職場へ仕事をしに、病院の正面玄関より、午前九時より平常通り行きましたところ、愛宕警察署の町田警部補の指揮のもとに、刑事十数人と暴力団四、五十人で野尻外数名を取り押え、足をひっぱってなぐり倒しました。なお警官もそれを見て見ぬふりをしております。なお四月十七日に、経営者側の一方的暴力行為による寮追いつめ事件後、寮に居住する看護婦七、八名は出入口をふさがれまして、出入りは全く自由にできませんし、二階へ上るにもなわばしごを使ひまして、登山家のような格好で自分たちの部屋へ出入りしなければなりません。このように部屋に出入りするたびに、愛宕警察署の公安係長の町田警部補の指揮下の五、六名及び暴力団木幡義男、旧警察官指揮下の十数人等によって、恥づかしい思いですが、じろじろ見られ

ましたり、あるいはひやかされたりして、いやな行為を受けます。愛宕警察署員は四月十七日より、今国会でこれを審問するという決定がされる前日まで、寮の中に暴力団とともに寝起きしておりました。なおきょう現在も、院内並びに寮の中に暴力団四、五十人と私服警察官がときどき出入りして徘徊しております。どうか諸先生方もぜひこの状態を御視察願いたいと思ひます。

私の陳述は以上で終わります。

○山本委員長 以上で意見の開陳は終りました。

次に御参考人に対する質疑を許します。田中織之進君。

○田中(織)委員 お二人の御意見の開陳を伺っておりますと、著しく食い違ひがあります。現に争議が進行中でありまして、御主張の隔たりのあることは理解できますけれども、事実関係にあまりにも食い違いがあるので実は驚いておるわけでありまして。

まず野尻参考人に伺いますが、先ほど梅沢院長からの御発言によりまして、昨年の十二月に争議が発生して以来、二十数回にわたって団体交渉が持たれたように述べられたと思うのでございまして、それらのことについて、あなたは全然お触れにならなかつたのであります。まず組合側からいつた争議の経過、団体交渉等の関係、それから経営者との間の折衝の経過等について、簡単に組合側の言い分をお聞かせ願いたいと思ひます。

○野尻参考人 御質問でございますが、梅沢院長は二十回にわたる団体交渉を行なつたと申しておりますけれども、事実上の団体交渉は十三回しか

ておりません。あとは事務折衝といひまして、人数の制限とか、あるいは場所を制限したり、時間を制限したり、そのような、實際上基本的な問題を解決するための交渉というものはなされませんで、本質的な問題に触れた交渉といひますのは大体十三回ほどです。

それから要求提出を一番初めにしましたのは昨年の十二月一日で、年末一時金三カ月プラス一律二万円、これは基本給プラス物価手当ということになっております。この点につきましては、しさいに申し上げないと非常にわかりにくいと思いますが、現在では省きます。そのような年末一時金を要求いたしましたので、第二項目は、先ほど梅沢院長が申しましたように、労働三法を守れというもの、九項目にわたつて要求いたしました。

第一波のストライキは十二月十七日に都庁に通告いたしましたので、十日間の予告期間をもちまして第一波に入りまして、そのときの経過ですが、私たちはなるべく交渉を行なつてストライキに突入することを避けようというように努力いたしました。実はストの発効がなされますのは十六日ではございまして、さらにその一日を団体交渉ができるよう待ち望みましたけれども、ついに団体交渉ができ得ずして、十七日にストライキに突入しました。今年に入りまして、一月二十日に不当労働行為でもって、非常に組合員の切りくずしが激しく行なわれまして、当時六十三名が四十数名に減らされましたので、東京都の労働委員会に切りくずしの点で不当労働行為を訴えました。そのときには、組合員の家族及び家庭に

院長夫人の名義で手紙あるいは電報などを打ちまして、組合員切りくずしをはかりました。そういうことが現在も不当労働行為で審議中ですが、あと一、二回をもちまして明らかにこれは不当労働行為であるという、現在のところ公益委員からもそのような言葉を受けております。

その後一律八千円の賃上げを要求しましたが、八千円賃上げをいたしましたが、東京医療労働者の平均賃金一万四千円、こまかい数字は忘れまして、大体その程度にやつと追いつくという賃上げの要求なわけですが、その点につきまして、先ほど梅沢院長から文書で四月五日に平均二千三百円という回答がございましたが、交渉を持たれずして、一方的に文書でもって配布してくる。このようなことは、労使関係の中ではやはり話し合つて、一つ一つ積み重なつていっての上でなされていくべきであると私は解釈いたします。

それから四月十七日の暴力事件が起きましたときに、直ちに私たちの寮の部屋につきまして、占有権及び暴力排除の仮処分申請を東京地方裁判所に行ないました。三回ほどの審問で直ちに組合員の生活しております私室全部の決定をいただきまして、路上に迷わな

くて済むような決定はいただきまして、けれども、後日、執行吏が来まして、畳を入れてもらいたい、あるいは割れたガラス窓を入れてもらいたいということを申し上げまして、経営側に申し込みましたけれども、そういうことは全然わからない。たまたま力では必ずしも返る、われわれは実力でやるのみだ、こういう団体交渉の席上での院長の暴言がございました。そのときに

院長夫人の名義で手紙あるいは電報などを打ちまして、組合員切りくずしをはかりました。そういうことが現在も不当労働行為で審議中ですが、あと一、二回をもちまして明らかにこれは不当労働行為であるという、現在のところ公益委員からもそのような言葉を受けております。

その後一律八千円の賃上げを要求しましたが、八千円賃上げをいたしましたが、東京医療労働者の平均賃金一万四千円、こまかい数字は忘れまして、大体その程度にやつと追いつくという賃上げの要求なわけですが、その点につきまして、先ほど梅沢院長から文書で四月五日に平均二千三百円という回答がございましたが、交渉を持たれずして、一方的に文書でもって配布してくる。このようなことは、労使関係の中ではやはり話し合つて、一つ一つ積み重なつていっての上でなされていくべきであると私は解釈いたします。

それから四月十七日の暴力事件が起きましたときに、直ちに私たちの寮の部屋につきまして、占有権及び暴力排除の仮処分申請を東京地方裁判所に行ないました。三回ほどの審問で直ちに組合員の生活しております私室全部の決定をいただきまして、路上に迷わな

くて済むような決定はいただきまして、けれども、後日、執行吏が来まして、畳を入れてもらいたい、あるいは割れたガラス窓を入れてもらいたいということを申し上げまして、経営側に申し込みましたけれども、そういうことは全然わからない。たまたま力では必ずしも返る、われわれは実力でやるのみだ、こういう団体交渉の席上での院長の暴言がございました。そのときに

院長夫人の名義で手紙あるいは電報などを打ちまして、組合員切りくずしをはかりました。そういうことが現在も不当労働行為で審議中ですが、あと一、二回をもちまして明らかにこれは不当労働行為であるという、現在のところ公益委員からもそのような言葉を受けております。

その後一律八千円の賃上げを要求しましたが、八千円賃上げをいたしましたが、東京医療労働者の平均賃金一万四千円、こまかい数字は忘れまして、大体その程度にやつと追いつくという賃上げの要求なわけですが、その点につきまして、先ほど梅沢院長から文書で四月五日に平均二千三百円という回答がございましたが、交渉を持たれずして、一方的に文書でもって配布してくる。このようなことは、労使関係の中ではやはり話し合つて、一つ一つ積み重なつていっての上でなされていくべきであると私は解釈いたします。

それから四月十七日の暴力事件が起きましたときに、直ちに私たちの寮の部屋につきまして、占有権及び暴力排除の仮処分申請を東京地方裁判所に行ないました。三回ほどの審問で直ちに組合員の生活しております私室全部の決定をいただきまして、路上に迷わな

るから、私多くをここで伺おうとは思わないのでありますが、今第一ホテルの向かいにある寮の明け渡しというか、間仕切りというか、そういう問題に連続しての四月十七日の紛争の問題に触れられたのでありますが、現在もなおなわばしごで、そこに宿泊をしておるあなたの方の従業員が出入りをしておるのですかどうですか。またあなたがとおっしゃるように外部との連絡を切断するんだからということで、あなたの所有なりあるいは管理のものに属する

かもしれませんでした。和ともいいたい。だいておる陳述書によりますと、何年か前からあなたの病院の従業員、寄宿舎として、住んでおる女の子たちの関係について、今なお二階からなわばしごで出入りをしなければならぬというような状態は、これはだれが考えても少なくとも正常な状態ではないと思つておりますが、この点については院長はどうお考えになるか。

それからこの点は先ほど野尻参考人の陳述によりますと、今月の十日過ぎでありまか、東京の地裁から従業員申し立てた仮処分が出されておるといふことであります。その関係の事實についてお認めになるかどうか。

で、お述べにならなかったものであります。が、最近に於いて六名を解雇したというやうなことがいわれておるではありませんが、あなたはその点については先ほど触れられなかったものであります。が、いづという理由で解雇されたのか、この三点についてお答えをいただきます。

○梅沢参考人　ただいま御質問がございましたので、その御回答を申し上げます。

ます。

第一のなわばしこの件であります。が、宿舎に居住しておられる看護婦諸氏は自由に出入りができるようになっております。ただなわばしは、組合員の上部の男の方がひそんで夜中にあるいは登るのに便利のためにそういうものをかけてあるだけであつて、病院はなわばしを取つたこともございませぬし、私どもで宿舎を管理しておるという関係から、いたずらに事故が起ることも困る関係から、ただ外部の者を排除するように、やたらに入れないようにしているだけでございます。

それから第二の問題の仮処分の問題ですが、仮処分はおそらく緊急を要するものと思つて、当然これに對して本裁判を私の方が起こして、正当なる根拠をつかんでいきたいと私は考えています。

それからもう一つ、解雇した事実でございます。この理由については、あまり多過ぎるので、ちょっと今申し上げられませんが、先ほど申し上げたように、病院の患者も入れることはできないし、経営者の私もちろんのこと、医員の方、従業員の方も入れることができないというところは、私が病院をやつておる以上は、とにかくにも絶対これは——私としては、正常に医療を遂行していく意味において、どうしてもこれは行なわねばならないといふと考へるので、あらゆる方面から、違法行為を行なわねばならないといふ感じであつたわけですが、三四月もい

ろいろと協議した上で、自分としては慎重に行なつたつもりでございます。一説によると、院長は精神病をやつたからどうだとかいうように感情的に考へられているのですが、この書類をこしらへるだけでも相当期日を要していますし、十六ミリその他いろいろな角度から、これはできるだけ病院として実証できるように、今日までがまんがまんを続けて——スト以来数回にわたつて実に困惑をきわめて、がまんしてきたのでありまして、これも私が病院運営を円滑にするためにやむを得ずとつた処置であつて、決していたずらに従業員を困らせるとかいう気持ではございません。

○田中(總)委員 約六カ月にわたる争議で、今月の二十日まで、従業員との対立はありまして、あなたは処分をなさなかつた。ところが二十日になつて突然、従業員側に言われれば全く理由が明確でないままに首切りの処分に付たといふことは——私実は最後に向ひたいと思つておるものであります。組合員の方がだいぶ感情的になつておられるといふことですが、先ほどの陳述を承つておられますと、あなたも相当感情的になつておられると思ふ。病院として、労使一体になつて今日まで来られた者としていささか、経営者の立場がまる出しに出されることは人間として当然のことかもしれませぬけれども、この争議を収拾しようといふような考へ方が、今までの陳述の中からはにじみ出てきておらないように思ふのであります。この争議は今の国会でもこういう形で問題として取り上げられるようなことになつたわけなんですけれども、これは決してあな

たの病院にとつて名誉なことでも何でもなかつたと思ふのであります。が、今後のこの争議の収拾について、経営者側として考へておられる点がありなすかどうですか、その点をお伺ひいたします。

○梅沢参考人 ただいまの御質問ですが、当然私も一経営者でございまして、従業員であつての経営者であり、従業員を無視したやり方では決して経営は成り立たないと思ふのであります。少なくとも二十数年経営して参りましたし、ただいまは医師も七、八名に減つておりますが、三十四、五名の医師があり、百二、三十名の従業員を擁して、患者も相当数に及んだ結果、一時は査察問題に觸れて、その結果三年も四年もかかつてやれやれと思ふところに今日を至りましたので、自分もかつては多少なりとも苦学に近いことを行なつて参りましたし、従業員をかわいがらぬ、人権を無視したようなことはいかぬから、最初からきつめて低姿勢でもつて従業員に接したつもりです。ただ、ともすれば——話は少し横道に入りますが……

○山本委員長 参考人に申し上げますが、実は十時まではという野党の話し合ひをやつておりますので、質問にお答えいただき、要点だけにおとどめをいただきます。

○梅沢参考人 そういう気持でおりますから、どうぞよろしく。

○田中(總)委員 最後にもう二点伺ひますが、率直にお答えいただきたいと思ひます。

二十日に組合長外六名の活動家を解雇した、処分に付したそうですが、あなたはそのことを愛宕署に通報された

のかどうか。二十日に解雇されたといわれる諸君が就労しようとするのに對して、愛宕署があなたの病院に出動したといふようなことがいわれておるのであります。今の野尻君の陳述のみならず、そういうことが私の下部組織からもあがつてきておりますので、警察にそういう連絡をとられた事実があるかどうか。

それから四月の二十七日でありましたか、四月十七日の事件の問題でいつ何とき生命の危険を感じるような事態が起るかもしれないといふことで臨時電話を引きたいといふことで、私も銀座の電話局に行つて、この種の争議に臨時電話を引くといふような前例はないけれども、事態は緊急を要するからといふことで、電話局長に私も口添えをしたことは事実でございますが、その電話が一たん架設された後にあなたの方の関係者によつて切斷をされて、あなたの病院の外の路上へ捨てられていたのを私と同僚の数名の者が確認をいたしておるのであります。あなたは、その電話の架設されたものを切斷したことについての事実を御承知だろうかと思ふのでありますが、そのことは正しいことだとあなたは現在お考へになつておるかどうか、この点の二点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○梅沢参考人 愛宕署に連絡したかしませんが、そこまで詳しいことはわかりませんが、先ほど玄關に就労しようとして参つたときに、暴力団が警察と共に同じく引っぱり出して投げ倒したといふことは事実無根でございます。ただ玄關に來て就労させろといふときに患者が出たり入つたりするに乘じて

足を一本少し入れたのを、うちの木桶工務店の従業員が、これは好意的にその点病院のため尽くしているのです。が、むしろ病院は守る態勢であり、これはそれを突き出したのでなく押し出したという程度であつて、引っぱつて投げ倒したなんていうことは毛頭ございませぬ。

それから第二の問題の電話の件ですが、病院のすぐ前に赤沢寮といふのがございまして、この赤沢寮に電話を架設するといふことを風のたよりで聞いたので、私どもでは、また電話を架設するといふことになるという問題が起るはしないか、すでに赤沢寮の下にペンキ材料を置いてあるところが台所に利用されておりますし、現在も非組合員及び組合員の脱衣室に寝泊まりしている関係から、そういうことをしている状況にあるので、私どもで内容証明で交換局の方に、電話を無斷で引かれては困るという拒否の手紙を突き出したことの記憶があります。その結果、知らない間に私のうちの部屋の中に、これは窓からなら別問題ですが、従業員、組合員である者の部屋の中に、はとにかくとして、私の赤沢寮の方の廊下の中に壁を通して電話線を引つた、それをはずしただけにすぎなくて、まあ切つたと同じことですが取り出したのです。それをまた盗難云々といふことがあつても困るので置かしたといふことを聞いておりますが、私は聞いておる程度で、その事件がある当時、実はごたごたしておつたので、そこへ寄つたときに、ちょうど何か下の方で騒いでおつたのを耳にしておる程度で、大体は知つておりますが、詳しいことはよく存じ上げないの

で、その点だけ申し上げます。

○大柴委員 関連して質問をいたします。

梅沢さんにお尋ねいたしますが、ちょうど電話をはずされた日に私も参りました。私たまたま通信委員をやっておりますので、だれか通信委員会の関係の方が来てくれ、こういうことで行ったのでありますが、いずれにいたしましてはまずいといつて、だれに命令したか知らぬけれども、命令したのはあなたですね。

○梅沢参考人 私ではございません。

○大柴委員 だれです。

○梅沢参考人 私の家内がはずしたらしいです。

○大柴委員 らしいのですか、あなたの奥さんが命令したわけですか。

○梅沢参考人 それは私は存じておりません。

○大柴委員 それじゃ一体だれがはずしたのですか。あなたは先ほど説明して、やれお勝手に使っているとかあるいは壁の中から引っぱったとかあるとかいう説明はあるけれども、はずしなさいと言ったのはあなたですか、それとも奥さんなんですか。

○梅沢参考人 少なくとも私ではございません。

○大柴委員 それではなぜあなたは、やれペンキ屋のお勝手に使っておるからはずした方がよろうとか、あるいは壁を通っているからはずした方がよろうという意思を明瞭にしたわけですか。

○梅沢参考人 ただ私は内容証明で、私の建物に電話を引いては困るということをはっきり申し上げておいた関係から、私は無断で私のうちに引かれる

ことは拒んでいきたいと考えてはいますけれども、その際たまたま私が病院におらなかつたものですから、帰ってきて初めてその結果を知ったような状態です。

○大柴委員 そのときあなたは、先ほど、そういう意思を持っておいて、私の家内ですとおっしゃいましたね。私もあそこへ行つたときに、現場に居合わせた者にどうしたのだと言ったら、奥さんに命ぜられた、こう言つたのですが、これは私も通信関係の委員として、奥さんがはずした、こう思つてよろしいわけですね。あなたも先ほど言うし、すべての面において……

○梅沢参考人 私が家内だと思つただけのことを申し上げたので、それははっきりい言えないけれども、その命令したのも私は見ていませんから、はっきりそれは申し上げかねます。

○大柴委員 大体よくわかりましたから、あとはいづれ警察と一緒によく調べることになるだろうと思つてます。

次に質問をいたしますが、この五月十七日だと思つたこの木幡義男さん、あなたが雇つたこの木幡義男さん、これは木幡工務店であるか何かということは別にいたしまして、これを住居侵入並びに傷害暴行で東京地検に書類送検しているわけですか。この木幡義男さん外八名だと思つたけれども、八名とも全部あなたが一人々々月給を出して雇つておるわけでありませんか。

○梅沢参考人 私は月給を出して雇っている人は一人もおりません。木幡工務店は私が手問下請をしている公務店でございませう。その他三名ばかりは、たまたま私が下谷の回春堂での病院関係で好意的に一時応援してもらつたような方であつて、この方は全然上の方の部屋には上がつていかないといふことを耳にしています。

○大柴委員 その愛宕警察署もよっぽどそこなものと見えて、上の方に上がつていかにぬような人を傷害暴行とか住居侵入としておるわけでありませうが、これは今までもあなたのところにいるわけですか。

○梅沢参考人 木幡工務店の従業員は、ふだんは病院の、たとえばドアがこわれたとか、排水が詰まつたとか、いろいろなことには働いております。しかし、人数が必要な場合には、たとえば外部団体が入り込んできたとかないかという場合には、すぐできるだけ集まれるような態勢を整えて、現在行なわれておりますが、それも全部手問下請負で行なわれております。

○大柴委員 その木幡工務店はすぐ集まれるというようにあなたはおっしゃるけれども、一体どこにおつて、何か手問下請でやつておる、何か私どもは今までの関係では、組合の方はあれは暴力団だと思つた。あなたの方は単なる手問下請だと思つた。しかし、実際はこれが四月十七日に大へんなことをしておるわけですか。何か、下谷の回春堂とかあなたが言つておるところから連れてくるかというのですが、実際はあなたが全部金を払つて雇つておるのか、それとも木幡さんに一括まかして、何かあるときには木幡組はすぐ飛んでこい、こうなつておるのか、どちらですか。あなたのところのシステムはどういうような装置になつておるのですか。

○梅沢参考人 先ほどより御説明した

つもりですが、ふだんは十仁病院の営繕を担当して、部屋の塗りかえとかをやつております。その手間は木幡工務店で下請をしておるようなわけですが、しかし、三名ほどは私の知つておる人で、その際好意的に木幡工務店に手伝つてもらつた結果になつたわけと、その前に木幡工務店に紹介したことは事実です。

○大柴委員 四月十七日ですか、組合の方に大へんな写真があるわけですか。部屋をくぎで打ちつける、土足のまま、この上に上がつて女の子をつかまえて、これは写真の事実です。女の子の方にいろいろ説明を聞くと、やれ四針縫つたとか、五針縫つたとか、頭をたがれたとか、こういうのであります。かくあつた部屋は締めつけろ、こうおっしゃつたのは、先ほどの説明によれば、一人で八畳の間で女の子が寝ていて、下から男の子が来ると風紀上好ましくないから、あなたがしたというこ

とになります。指令はあなたがしたのですか。木幡組を使つて……これはどうなつて。

○梅沢参考人 ただいまの御質問ですが、そういうふうな風紀問題とか、いろいろな事情のために、病院の運営上あそこにおる看護婦さんは大森寮の方に、痴漢が入るからといって、バラ線を用意したり、壁を取りかえてきれいにしたりして用意して万遺憾のないようにして、向こうへ移つてくれといふことを数回に及んで頼むようにして、書類をもらつて本人に手交したりしておつたのですが、どうしても美容科の方に迫られるので、やむを得ず、急ぐという関係もございましたので、

行なつたわけですが、移すようにしたわけです。それは私が移すようにして、くれといふことは言ひましたが、暴力は絶対行なわれないようにといふことは、はっきり何べんも言ひました。

○大柴委員 私の聞いていた限りにおいては、あなたの意を受けた総務部長が来て、木幡組を使つて、それからかれ、こういう命令をしたといふことを聞いておりますが、その間の、なぜ十七日にあつた事件が起きたか、どういふようなことが起こつたかといふことを、一つ野尻参考人から要領よくまとめて御説明を願ひたいと思ひます。

○野尻参考人 御質問に答えませんが、四月十七日以前に、先ほど梅沢院長から再三日本美容科学という言葉が出ておりますが、これは東京地方裁判所の決定に出ております通り、日本美容科学は院長の夫人であります。梅沢磯江、つまり十仁病院も日本美容科学も同じ穴のむじなで、同じ考えを持つてやつてゐるというのであります。それから、私たちは十仁病院、美容科学、これを別の会社で独立したものと解釈しておりませんし、裁判所でも明らかにそれは私たちの解釈通りに同じであるといふふうな決定を出してあります。従つて日本美容科学に移すためだとか、迫られたとか院長は言ひますが、その写真もございませうけれども、暴力事件が起きた翌日の四月十九日に、日本美容科学に移したんだ、こういうことになつておりました。院長が言ひますのは、それ以前のように言つておりますけれども、私もどもいたしましては、この寮は昔から看護婦の寮として使用しておりますし、現在でも

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十六号 昭和三十六年五月二十三日

三七

何ら移る必要もございませんし、そのような関係で、私どもとしては、今の住みなれた部屋が一番いい、こういう考えを持っております。しかし四月十七日の朝十時ごろ、突然木幡組、木幡義男外七、八名、あとは私どももよく名前も知りませんが、新橋のかいわいにいますチンピラ風の青年が七、八名そのうしろに続きまして、突然部屋の中に土足のまま、写真がございいます、くつをはいたまま部屋の中に入り込んできて、しかも寝ている病人を畳をそのままはがしてひっくり返すようにして、部屋を出て行け、しかも荷物には有無を言わず窓ガラスをあけて下にとまっております。トラックの中に投げ入れまして、いずこへ持ち去ったわけです。そのようなことが十七日の日には一方的に行なわれました。しかもその後、私どもは事務折衝しよう、こういうことは一方的に行なうべきではない、話し合おうということ、再三午後二時ごろから申し入れましたが、経営側は一向にその回答に應ぜず、夜の十時になりまして、やっと事務折衝するというような段階に入りましたが、そのときも、こちら側もそれから経営側も弁護士が加わりまして、こういうことを一方的暴力的に行なうことはよくないではないでしょうか、従って立ちのきなら立ちのきという法的措置もございいますし、ほかに方法もあつたでしょう、そういう方法をとるなり、察なら察を院長が必要ならば立ちのきという方法もございまいやうからいかなるものでございまいやう、こういう話をしましたところ、経営側の弁護士は、私は法的には何らきようは答える必要はない、院長の言

葉の通りであるから何も知らない、このような答弁がございまして、全く私たちとしましては、それでは暴力で行なわれてたき出されてしまつて、たき出された方が損なのか、そういう感じしか受け取れません。従つてそのようなことはいけないのではないのか、もつとやり方もあつたでしょうという事務折衝を行なつたわけですが、僕たちは裁判所も国会議員も地労委員もちつともこわくない、そんなものは何だ、こういう暴言を院長が吐きまして席を立てて決裂し、事務折衝ができなかつたというやうな状態が四月十七日の大まかな経過でございいます。

○大柴委員　そこで私は警察の方に伺いたいのですが、あのくらしい写真の証拠がそろつて、しかも雇つてゐるのは、事実上海沢院長が雇つてゐるのか、あるいは木幡組の請負であるかわからぬやうな状況において、なぜ警察は四月十七日から五月十七日まで、事実これがこの組合に入つて天下のまん中で騒動を起こしておるわけですが、これを逃亡のおそれがあるとか何とかいうことで逮捕というものを考へなかつたのであります。聞くところによりますと、愛宕署の署長がわが党の国会議員に対して、それは逮捕しなればならないというやうなことを漏らしたやうであります。あなたはそこを愛宕署の署長に聞いたか、あるいはまた上の監督の係官としてどういうやうなことを思つておるかということとをちよつとお尋ねいたします。

○三輪政府委員　十七日の事件につきましては、今双方のお話がだいぶ違つて、うやうややいですが、木幡工務店の木幡氏外七名の者が、先ほど院長から

ちよつと触れられましたが、他の四名の、これは台東区の酒場の従業員のようなやうな者が、その応援を得て、それが下でビケを張つておつたやうであります。その八名が上に上がつて、それぞれの部屋から看護婦の手をとつたりして表に出したということは事実のやうでございいます。そこで、そのときに看護婦の中でけがをされた方が相当あるというやうなことでございまして、当日出勤した警察の者も、その手当を警察の手で病院に運ぶというやうなことを考へたやうでなければ、それぞれ御自身で芝診療所でありましか、その診療を受けたというやうなことでございいます。事件が起きますと、御承知のやうに被害者からその被害の状態を調べ、そして被害者がどういふ人間にその被害を受けたというやうなことを聞くのがまず先決でございいます。そういう意味でありますけれども、当日そこに居合わせました木幡工務店の五名を警察署に任意出頭を求めてまず調べたのでございいます。次いで組合側からその被害の状態をお聞きをするというやうなことであつたわけですが、これも、全くその被害の状態については述べていただくことができません。これはその後個々の看護婦の方にも事実を述べていただくやうに連絡をいたしておりますけれども、いずれも組織の命令であつて、自分ですういふ証言をするわけにいかないというやうなことで、全く被害の調べの協力を受けておりません。これは実は先ほど来お話の四月二十七日に大柴先生、田中先生等のおいでをいたしたい、私の聞いておりますところでは、そのお口添えがあつたやうに聞いておりますが、五月六日になつて初めてその

被害状態の調査に応じてもらつたのであります。そういうことで、さらに五月十日前後木幡工務店の従業員等について捜査をいたしまして、十六日工務店の店主以下八名を住居侵入並びに暴力行為取締法違反の容疑をもちまして書類送致をいたしたわけでございます。

○大柴委員　私も大へん残念に思うのは、今の警察がかかることをしておる人に対しては非常に手ぬるいということなんです。しかも労働組合が何かすると、これは写真に写つただけですぐ逮捕するわけです。ここにも書いてあるやうに、何か何とか警部が行つてお酒を飲んだ、そんなことはほんとうかうそかわからぬとしても、警察官たるもの李下に冠を正さず、もう少し身を処することをほつきりしてもらいたいと同時に、そういうやうに労働組合員を逮捕するならば、同じくやはり暴力団も逮捕する厳然たる立場をとつてもらわなければ困る。そのことを一つ警察の方に要求すると同時に、梅沢さんにお尋ねしておきますが、あなたはこの木幡組とかあるいは酒場の何か使用人とかいふものをこまますつとお雇ひになつて、あそこでストライキをやつてゐる間じゅうああいふ騒動をやつてゐるつもりですか。それとも、もうすでに書類送検にもなつてゐるし、困るから、これは一つやめてもらつて、何か他の方法でというやうな考へをお持ちなんですか。どつちなんですか。やはり木幡組は今日あなたの病院にとつて絶対必要なものなんですか。

○梅沢参考人　木幡工務店に対しては、もし暴力を行なつたという事実が

あれば、十分自分も考慮して改善していきたいと思ひますが、やはり十仁病院の運行を円滑にするためにはどうしても必要のために実は請負わせておつたのでございまして、特に暴力行為でもない限りは従来通りお願いしように、まあ守つていかなければならぬと考へます。なお残余の三人に対しては、自分もできるだけあまり特別な――好意的にやつてもらつた関係です。将来お願いしようとは考へておりません。

○田中(鐵)委員　ちよつと関連して。私実は両参考人に対する質疑に限定をして、あと警察当局にはあらためて伺うつもりでおつたのですが、今また大柴委員からの質問に対する三輪局長の答弁で、私重大な問題が落ちてゐると思ふのです。十七日の日からおそれる連休の直前まで、いわゆる木幡組と組合側との間に紛争が起こつてはならないというやうなことで、愛宕署から十名内外の警備の者が問題の寮に夜昼なしに二週間余にわたつて寝泊まりしてゐるんです。そういう事実――これは今度は日赤の問題も片づいてからあとで、あなたたちは組合長などを逮捕したとしておりますけれども、一体十仁病院というけれども、もちろん整形外科には違ひないでしょう。しかしそれ以外に社会保険の關係の患者の診察をやつてゐるやうにも私どもは聞いておらないです。そういう特殊な病院ですよ。そこに対して特に警察が、愛宕署がこの争議に当初から介入してゐる。現に、私先ほど院長にも伺ひましたけれども、二十日の日に六名に解雇通知をやつたというやうなことを通知を受けて、

みんなが就労するとうきに、愛宕署から公安の者が十数名病院へいくという事態が——これはもう、大体警察としてのそういう事件に対する警備というふうなものを私は逸脱していると思うのです。この点については愛宕署長の間瀬君と私は二回にわたって、そういうことではないかというところで、しかも木幡組の関係者は、院長の御答弁にもありましたように、住所の明確でない者もあります。従って私はこれは緊急逮捕してやるべきだ。少なくとも事態が深刻であるからこそ、あなたの方の傘下の警視庁の、愛宕警察から十数名の者が夜昼となしに、ちょうど二階に看護婦さんたちが寝泊まりして、木幡組が下におる、その中間のところで、木幡組とあたかも一緒にするような形で警察官が半月余にわたって寝泊まりしているという事実をあなたは全然触れてない。治安維持の立場だということになれば、少なくとも私は緊迫した事態であったと思うのです。確かに被害関係のことについては、私が間瀬署長に会ってから、組合側に対しても、警察は中立的な立場で告訴問題を取り上げるということになっているからというところで、組合側にも出頭してもらって、調査がなされたことは事実でしょう。しかし、少なくともあなたたちの傘下の十数名の者が出ていかなければならぬような緊迫した事態にあったことに対して、警察として、しかも今おっしゃられるように、暴力行為等処罰の法律に基づいて八名というものをあなたたちが送検するということであれば、警察としてこれを検挙するということは当然やるべきことで、それをやってもらいたい

思うのです。その点についてあなたは、大柴委員の質問にもお答えにならないのですが、そういう点から見ても、私はやはり十仁病院の問題には、警視庁の愛宕警察が、もう普通の争議には考えられないような干渉をしていると私は思うのです。その点はどういうように処置されるのですか。

○三輪政府委員 十七日にね逮捕しなかつたかということでございますけれども、これは十七日にかけてつてみまして、それぞれ両側といいますが、両方の関係者の話をそこで聞いたわけでございますけれども、先ほど来金づちで頭を打たれて非常なけががあったというところでございまして、そういう事態を、先ほど申しましたように、そこでは確認いたしませんし、また芝診療所の診断書でも、そういう重傷があるとは私は聞いておりません。また、その場合に関係者の、何といいますが、そういう事態の最中に行つたということでございますけれども、あるいは現行犯逮捕ということがあるわけでございます。そういうけれども、署が参りましたときには、事態は一応そういうところを脱した状態であつたわけでございます。従いまして、先ほど申しましたように、そこにおりました木幡工務店の五名を直ちに署に引致いたしまして、任意同行を求めまして調べたということをお願いしたわけでございます。

そこで、逮捕すべきであつたかどうかというところは、その後捜査をいたしました事態によれば、逮捕をした方がな適当であつたという判断もできるかと思いますが、当日そこに行つた状態といしましては、逮捕するということに材料が乏しかったというふうに考えたのでございます。

また、それで十分なお答えではないかもしれませんが、なお大柴委員のお尋ねの中で、李下に冠を正さずというお話で、関係の警察官が病院の関係者あるいは木幡氏と酒を飲んでおつたというようなことでございまして、これは非常に疑いを受けるおそれがあると思ひますので、明らかにしておきたいと思ひます。五月の十二日に、ここにおられる委員長から警察署長に抗議があつたようでございまして、その事実は、前日五月十一日の午後十時ごろですか、鮎忠というところで遠藤警部補と木幡という人が酒を飲んでおつた。そのときには、どういふふうにして写したのか知りませんけれども、その現場の証拠写真を持っておると言われたようでございまして。そこで、そういう事実について迅速調査をいたしましたけれども、遠藤警部補といふものは公安係長であります。これは当日宿直で全然外へ出ておりません。また、当日鮎忠に木幡氏は行つておりますけれども、たまたま神奈川から来まして——これは名前もわからずしておりますけれども、この言ふことはばかりますが、関係の者と二人で酒を飲んでおつた事実があつたようでございます。しかしながら、警察との関係は全くないのでございます。なお、そこで遠藤警部補が酒を飲んでおつたという証拠写真があるならば、これは署長の要求通り出していただければ、事態はきわめて明らかになると思ひます。でございますけれども、それは拒絶をされて、見ておりません。

なお、同様な問題でございしますが、その後署長に対しては、やはりここに

こにおられる組合の委員長から電話がございまして、銀座の大日本興業というものの幹部と酒を飲んでおつたのはけしからぬ、そういうことで公正な取り締まりができるかという抗議があつたようでございまして。これは全く意外な抗議でありましたので、そういうことを確認をしたというものがあつたら出してくれというのを非常に強く言つたのでございまして。それに対して、そういうことなら仕方がないというふうなお話で電話は切れたというところでございまして。

なお先ほど来田中委員のお話の中にも、十数日にわたつて十何人の警察官が寝泊まりをしておつたということでございますが、これは全く私も考えられないことでございまして。木幡という人は昭和二十四年まで警視庁の警察官をやつておつた前歴があるようでございまして、しかしながらその関係の人は始終そこで大工仕事などをやっておるわけでございますから、顔もわかつておると思うのでございましてけれども、そういう者の一部があるいは警察官と間違われたものか、警察官が木幡工務店の者と一緒になつて病院を守るといふようなことをいたしましたということはないのでございまして。そういう点で私ども、御注意にもありましたように、李下に冠を正さずという態度は厳に持たなければならぬと思ひますが、争ひの中の当事者で無理のない点もあるかと思ひますけれども、何か全く警察が病院側に立つて不公正な態度の取り締まりをやつておるようなお話でございましてけれども、これはいささかお考えが過ぎようかと思ひますので、お答えをいたしておきたいと思ひます。

○山本委員長 ちよつと田中君にお願ひしておきますが、十時というお約束が十時半を過ぎたとしております。参考人も初めてのこういう御経験のように思ひますので大へんお疲れの一問だけ結論にお入りいただきますように御協力を願ひたい。

○田中(鐵)委員 本件についての警察関係の問題あるいは労働争議全般の問題等については、やはり労働争議全般の問題とも関連して取り上げていただくというところで、委員長の今のお取りなしには私も賛成いたします。ただし、ただいま三輪局長が述べられた四月十七日の事件以後二週間余にわたつて警官が寝泊まりした事実がないというところは、あなたは何をもって言われるのですか。愛宕署の間瀬署長は、現に私にその事実を認められております。しかしそれは、外部の支援団体の関係もあるから木幡組との間にトラブルを起こしてはいかぬのだ、そういうことでいけば便宜上なにしたのだ。しかしそのことの事実がないとあなたはいささばり言われまされども、所轄の愛宕署長が認められておる事実はどうするのですか。

それから先ほど院長に私はお伺ひをした四月二十二日の電話の問題であります。この問題についても、もちろん院長から、自分の管理に関する施設に電話をつけてもらいたくないということについての内容証明は、私も銀座局長から見せてもらいました。しかし銀座局長としても申請の理由が理由です。それは建物を損傷しないというこ

とであれば架設して差しつかえない、やはり銀座の電話局長はそれだけの手順を追うて、そのことも病院側へ通告をした上で架設をした。従つてその架設したものを撤去した、はずしたのだ、道路へ明らかに捨てられておる。これはもう電話工事ということは、その意味から見ればあなたたちが行動するのと同じ公務執行妨害なんです。ある意味から見れば、明らかに器物毀棄なんです。そういうような現場に愛宕署の警備の諸君がおつても、それをこの人間がはずしたのだということを、自分が院長の奥さんから言いつけられてやつたんだということを認める人間がおるときにも、愛宕署はそれを少なくとも連行するというような処置をとつておらないのです。しかも私が最後に申し上げたように、二十日に解雇通知を警察が受けたとたんに、十九日の解雇通知を何者かからそれは通達をされたのか知りませんが、このこと公安が病院に出かけていくというその事実、無根拠だということには私はならないと思うのです。そういうような点で、先ほども警察本庁ではあるいは事情がわからぬかもしれぬから、私は所轄の署長に出でいたきたいというところをお願いをしたわけなんです。その点についてはあなたは報告を受けていないというのなら理解もできますけれども、はつきりと、とにかく私が事実無根のことをあなたに質問しているような形にとられたら、僕は心外です。

○三輪政府委員 第一点でございますが、お話のように、速記録を調べていただきますと、言葉は足りなかつたわけでございますが、私には考えられないというのを申し上げたわけでございます。

それから第二点でございますが、そのいづれ側かがピケを張つて、そこに入ろうとした場合におきまして、その現場の争ひというものはしばしば避けられないものであります。そういう意味で、事態に応じ必要に応じ現場に行くということ、労働組合がピケを張つておつてそこに経営者側が入ろうとする場合、また逆の場合も同様であり得ることです。そういう意味で地元警察が出たということ、これはあろうかと思うのであります。

それから第三点の電話でございますが、これはよく報告を聞いております。そのときに御視察の委員の方は、これは窃盗だから逮捕せよというその場のお言葉であつたように聞いております。しかしながら、御承知のようにその電話機をネジのところではずして、電話機そのものをこわしたわけではあります、またその電話機を領得をするという意思があつたわけでもございませぬ。従つて窃盗罪というわけには参らないのでございませぬ。そこで事情を調査するということをお約束をしたというふう聞いておるのであります。問題は、電気通信法違反になるやいなやという問題、また器物毀棄になるやいなやという問題でございます。これは法的に検討いたして、おりますが、器物毀棄ということでございます。御承知のように告訴を要するわけでございますが、この架設電話につきましては所有権、運営権とも電電公社にあるわけございまして、公社は告訴の意思がないように聞いておりますので、その意味ではこれは事件として

立てるには不足かと思うのであります。なお電気通信法違反の文言につきましては、これは機能を害するということに当たるかどうかということが争点と存するのであります。なお一つは、すぐその場では経営者側、病院側は了解をしなかつたようでございますけれども、一番被害の少ない方法で電話は架設をすぐ後刻いたされまして、それは原状のままある状態でございませぬ。従いまして被害法益等もきわめて少ないということで、これを事件にするかどうかということは、非常に疑問があるのでございませぬ。

○山本委員長 参考人各位に、あいさつを申し上げます。

御多忙中当委員会に御出席をいただき、かつ長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきましたことに對しまして、厚くお礼を申し上げます。まことに御苦勞さまでございました。

本日はこの程度にとどめます。次回は明二十四日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後十時三十八分散会

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕